

品川区自転車活用推進計画策定に向けた検討状況について

品川区自転車活用推進計画の策定に向け、下記のとおり「第5回品川区自転車活用推進計画策定協議会」を開催した。

1. 日 時 令和6年2月2日（金）13:30～14:30

2. 場 所 品川区立中小企業センター 大会議室

3. 内 容

- ・「品川区自転車活用推進計画（素案）」に対する
パブリックコメントについて 【資料1】
- ・第4回策定協議会からの主な修正点 【資料2】
- ・品川区自転車活用推進計画（案） 【資料3】

4. これまでの検討状況

- ・令和4年12月 第1回開催
内容：品川区自転車活用推進計画の策定について など
- ・令和5年 3月 第2回開催
内容：アンケート調査の結果概要、計画の方向性 など
- ・令和5年 6月 第3回開催
内容：品川区自転車活用推進計画（骨子案） など
- ・令和5年 9月 第4回開催
内容：品川区自転車活用推進計画（素案） など
- ・令和5年 10月 策定協議会委員意見照会
- ・令和5年 12月 パブリックコメント

5. 今後の予定

- ・令和6年 3月ごろ 策定・公表

No.	ご意見(要旨)	区の考え方
1-1	計画の概要版において、4つの視点と基本方針の「まもる の重点施策:(1)世代に応じた交通安全教育・啓蒙活動の推進」の「4. 3計画推進目標」は結果だけでなく、結果を実現するための具体的な施策を前段に5章並のレベルで追加すべきと思う。日常生活の中でも危険を感じる事が多く、また歩行中の事故死者数の割合が高いと聞く。公的・私的な機関での教育・啓蒙等について、見直してほしい。	本計画本編の5章「実施すべき施策」において、世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進として、①小学校における自転車安全教室(年4回程度)や中学校における交通安全指導の実施、②高齢者向けの自転車安全教室(年4回程度)の実施、③その他の年齢層や外国人について、チラシ、ポスター、広報誌、ホームページ、SNS、動画、ケーブルテレビ等による、啓発活動の実施、④公園での自転車を使用した交通安全啓発イベントの実施、を具体的な施策として掲げています。(P. 51)
2-1	子育て世代、老年層への自転車ルール啓蒙を徹底してほしい。特に車道での逆走が危険。	5章「実施すべき施策」に示すとおり、「ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出」を目指し、世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進に取り組んで参ります。(P. 51)
2-2	自転車通行空間の整備を進めてほしい。	5章「実施すべき施策」において、「品川区自転車ネットワーク計画」に基づく、安全で快適な自転車通行空間の整備の推進を重点施策に位置付けており、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 67)
2-3	路上駐車の取り締まりを強化してほしい。自転車で車道を走行中に危険な目にあった。また、自転車走行通路に歩行者が侵入してきたこともある。自転車走行は車道でも歩道でも危険を感じる。	5章「実施すべき施策」において、「自転車が安全に通行できるよう、路上駐車の削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が 多い箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。」としており、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 57)
2-4	商店街の一時駐輪が厳しい。少しの買い物でも前面道路が駐輪禁止になっており、駐輪場が整備された商業施設に行かざるを得ない。	5章「実施すべき施策」において、買物等短時間駐輪スペースの確保を施策として掲げており、商店街等における短時間利用の駐輪スペースの確保を検討して参ります。(P. 56)
3-1	自転車を巡る問題は地方自治体レベルでは解決が難しく、警察も含め国全体で取り組む必要があり、自転車運転者自身も自転車は車両という意識を持ち、交通ルール遵守意識を高めていく必要がある。	5章「実施すべき施策」において、交通安全意識の向上と行動の徹底や、事故への備えの充実を方針として掲げています。 (P. 51～53) 国や都、警察とも協力し、自転車に係る課題に取り組んで参ります。
3-2	自転車での歩道通行は危険なため、車道を走行すべきだが、自転車レーンが少なく、また車道の駐停車車両が多く危険。自転車走行環境の整備を進めて欲しい。	5章「実施すべき施策」において、「品川区自転車ネットワーク計画」に基づく、安全で快適な自転車通行空間の整備の推進、路上駐車の削減に向けた、路上駐車が 多い箇所への注意喚起看板の設置等を施策として掲げており、安全な自転車利用に向けて一体的な施策の実施に努めます。(P. 57)
3-3	電動キックボードを規制緩和したが、自転車よりも安全性や安定性に欠けるため、公道走行に抵抗がある。	5章「実施すべき施策」において、「電動キックボードなどの安全利用について、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。」としており、電動キックボードについても、安全な利用の促進に向けて取り組んで参ります。(P. 52)
4-1	歩行者の通行の妨げとなっているケースがあるため、自宅(特に集合住宅)での駐輪場整備等の対応が必要だと思う。	ご意見に基づき、5章「実施すべき施策」において、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」等に基づく、集合住宅の駐輪場の整備を追加します。(P. 54) (変更内容) 駐輪場付置義務条例や「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」等に基づき、 <u>一定規模以上の店舗、共同住宅</u> で駐輪場を整備する際に、店舗前等、利用しやすい駐輪場の整備を協議し促進します。

5-1	駅周辺や商店街周辺への駐輪場整備をしてほしい。それと併せて駐輪スペースについての広報も必要だと思う。	5章「実施すべき施策」において、「地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討」および「買物等短時間駐輪スペースの確保」を施策として掲げています。(P. 56) 駐輪スペースの広報については、商店街と連携した駐輪スペース確保の検討の中で併せて検討して参ります。
6-1	大型自転車の駐輪場確保について、早急に進めて欲しい。電動自転車は重く2段式のラックに載せられず、さらにチャイルドシート付だと隣の自転車とぶつかり停められない。停めなければいけないのであれば、ラックに乗せるのを手伝ってくれる力のある管理人を駐輪場に常駐させてほしい。	5章「実施すべき施策」において、利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分として「電動アシスト自転車、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の需要拡大を踏まえ、駐輪場の利用状況に応じた、駐輪ラックの設置間隔の見直し、駐輪ラック撤去による平置きスペースの拡充など駐輪ニーズに応じた駐輪場整備を推進します。」としており、駐輪ニーズを考慮した駐輪場整備を進めて参ります。(P. 55)
6-2	子供連れで買い物をする場合、駐輪場が遠いと非常に大変。また近くの買い物の際は自転車をなるべく使わないとあるが、ベビーカーを卒業した子どもを連れた移動の大変さをご理解いただきたい。電動自転車は子供連れの方だけでなく、お年寄りも利用している。子育て世代にとってもお年寄りにとっても住みよい町になってほしい。	5章「実施すべき施策」において、「地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討」および「買物等短時間駐輪スペースの確保」を施策として掲げており、利用しやすい駐輪環境の整備に取り組んで参ります。(P. 56) P. 28に記載されている、駅周辺の居住者に関する当該駅周辺への自転車利用の抑制については、可能な範囲でのお願いをお示ししているもので、一律全ての方に利用抑制をお願いするものではございません。状況に応じてご利用いただければと思います。
7-1	自転車専用走行帯エリアに自動車が駐車されていることが多く、自転車が被害に遭う事故のリスクが高まる。これに対する具体的で効果的な対策を提示して欲しい。	5章「実施すべき施策」において、「自転車が安全に通行できるよう、路上駐車削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多数の箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。」としており、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 57)
7-2	法律上、バイク扱いとなる電動自転車風の乗り物の違反走行により危険を感じた。違法な乗り物への実効性のある対策も盛り込んで欲しい。	一部車両を除き、ペダル付原動機付自転車は道路交通法上、自転車ではなくバイクの扱いとなるため、自転車の計画である本計画の対象外となります。ただし、区内の利用状況によっては、交通安全の促進のため、適時適切な啓発活動の実施と警察への取締り強化の要請をして参ります。 また特定小型原動機付自転車には、基準に合致していれば、電動キックボードのみならず、ペダル付原動機付自転車等、様々な車両が含まれる可能性がありますので、下記のとおり施策に追記いたします。(P.52) (変更内容) <u>基準に合致した電動キックボードやペダル付原動機付自転車等、特定小型原動機付自転車の安全利用について、チラシ、ポスター、SNS、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。</u>
8-1	買物等で荷物が多くなる時は電動自転車を利用しているが、駐輪場の二段ラックに乗せられず、また取り出す際に隣の自転車に引っかかる。自転車のサイズを考えた駐輪場整備を考えて欲しい。「駅までは健康のため歩いてくれ」と言うが、荷物のない時は歩いている。	5章「実施すべき施策」において、利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分として「電動アシスト自転車、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の需要拡大を踏まえ、駐輪場の利用状況に応じた、駐輪ラックの設置間隔の見直し、駐輪ラック撤去による平置きスペースの拡充など駐輪ニーズに応じた駐輪場整備を推進します。」としており、駐輪ニーズを考慮した駐輪場整備を進めて参ります。(P. 55)
9-1	自転車通行可の歩道ではない細い歩道でも自転車が通っていて非常に危険。特に大井町の商店街や青物横丁商店街を自転車優先のように走る自転車が多い。自転車の走行ルールを守り安全に利用できる自転車が増えて欲しい。	5章「実施すべき施策」の中で、ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出を目指し、「交通安全意識の向上と行動の徹底」や、「事故への備えの充実」を方針として掲げています。(P. 51～53)
10-1	大井町駅と大森駅の間にある、JR 線の下をくぐる桐畑隧道について、至るところにポールがあるため、自転車の押し歩きやベビーカーの通行が難しく、さらに車いす利用者は通行することができないが、線路の向こう側に通る道はここしかない。また、夜間は薄暗く、治安の面でも危惧している。対策を考えて欲しい。	桐畑隧道は、歩行者専用(規制標識あり)の道路であり、自転車通行禁止となっています。歩行者の安全を確保するため、自転車に乗車したまま通行しないよう、車止めやポールを設置しております。 自転車の通行を抑制する目的で設置したものではありませんが、自転車の押し歩きの際や、ベビーカーや車いすが通行しづらいとのご意見を踏まえまして、現状を確認し、対応策を研究してまいります。

11-1	自転車の走行を車道が原則とするのであれば、「道路の整備」が大前提である。 品川保健センターへ第一京浜沿いを移動中、車道を自転車走行したが、アスファルトの境目に車輪がはまって転倒しそうになり、大きく車道側に出てしまった事があった。後続車両がなかったため無事だったが、第一京浜は車のスピードが速いため、大事故になっていた可能性もある。それがトラウマで自転車専用道路が無い車道を走るのが怖い。もしくは側溝とアスファルトの溝で躓かないよう自転車専用レーンをしっかり作って欲しい。	第10章「整備形態の検討」に示すとおり、交通状況や道路幅員等を考慮して、整備形態を決定します。その際は自転車専用道路以外の形態も選択肢に含まれますが、幅の狭い側溝等、自転車の安全な走行に配慮した整備を検討するとともに、適切な維持管理を行い、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 100～111)
11-2	路上駐車が多いため、車道より歩道を選ぶ場合が多い。大井町駅前のアーケードの通りも車道に自転車走行の路面標示がしてあるものの、道路が狭く走行車両も多いため、自転車の運転者も車の運転者も危険を感じる。	5章「実施すべき施策」において、「自転車が安全に通行できるよう、路上駐車の削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多い箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。」としており、国道、都道においても、国や東京都、警察とも連携し、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 57)
11-3	大森方面の桜新道では車道ではなく歩道に自転車レーンがあるが、車道が原則なのではないかと混乱する。レーンを作るにしても車道か歩道か統一して欲しい。	10章「整備形態の検討」に示すとおり、自転車の通行は車道が原則であり、今後は原則車道への整備を予定しておりますが、既に整備された道路の中には、歩道内に自転車の通行位置を示す標示を行った事例があります。歩道内に標示を行った道路については、前後道路の路面標示等により、交通の混乱を招かないよう検討を行い、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 102～113)
12-1	道路に駐停車している自動車が多く、避けるために道路中央まで出ることがあり大変危険。自動車を避けるために、縁石の低い部分に斜めにアスファルトを敷き、自転車が容易に歩道に登れるようにし、駐停車している自動車の前に出られるようにして欲しい。	5章「実施すべき施策」において、「自転車が安全に通行できるよう、路上駐車の削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多い箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。」としており、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めて参ります。(P. 57) 自転車は車道通行が原則となっており、歩道は例外となります。自転車が歩道に容易に登れるような整備については、歩行者との接触の恐れがあり危険なため、整備の考えはありません。
13-1	シェアサイクルの日中帯の配置が偏っていたり(ターミナル駅付近のポートが多く、住宅地エリアにはない)、電池切れなどが多かったり、利用できないことが多々ある。シェアサイクルの普及促進案として、区のリソースを利用した配置の平準化(ターミナル駅ポートに配置された自転車を住宅地エリアに移動する)や電池の積極的交換などを実施するなどを盛り込んで欲しい。	5章「実施すべき施策」において、シェアサイクルの普及促進に向けた取り組みとして、下記のとおり施策を追加します。(P. 62) (追加施策) シェアサイクル自転車の配置の平準化や電池切れへの対策等、利用者の利便性向上に向けて、引き続きシェアサイクル事業者と連携して取り組んで参ります。
14-1	交通安全教育の基本として、幼少期からの繰り返しの交通法令教育の義務化が必要。	5章「実施すべき施策」の中で、「世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進」を重点施策として掲げています。小学校や中学校での自転車安全教室による安全指導の実施に継続して取り組んで参ります。(P. 63)
14-2	交通法令教育は成人にも必要。	5章「実施すべき施策」の中で、「世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進」を重点施策として掲げています。全ての世代を対象とした、チラシ、ポスター、SNS等を活用した啓発活動や自転車安全利用キャンペーン等により、交通ルールやマナーの指導・啓発を実施して参ります。(P. 63)
14-3	取締りの際に運転者を特定するため、教育を受けた者へは運転免許証あるいは運転許可証を発行する。上記には電動化による高速化および大型化に対する配慮(挙動と操作)が必要。	現時点では自転車の運転免許制度はございませんが、自転車利用者についても、反則金を課すいわゆる「青切符」による取締りを導入する方針が警察庁によって検討されております。 品川区においても、自転車安全利用キャンペーンや自転車安全利用指導員の配置による、街中での交通ルール・マナーの指導・啓発を実施して参ります。(P. 52)
14-4	電動キックボードなどは、自転車とは全く異なる運転操作が必要であり、免許制とすべき。	特定小型原動機付自転車に含まれる電動キックボードの免許制度はございませんが、5章「実施すべき施策」において、新たな法改正等の広報啓発として、「電動キックボードなどの安全利用について、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。」としており、電動キックボードの安全利用の促進に取り組んで参ります。(P. 52)

14-5	交通安全に加えて、公共交通機関での自転車の持ち込みができれば利用範囲は大きく広がると思う。	公共交通機関への自転車の持ち込みについては、鉄道事業者やバス事業者等が持ち込めるサイズ等のルールをそれぞれ定めております。自転車の持ち込みルールの緩和については、各事業者が判断する内容となりますが、区内の公共交通機関の混雑状況等を考慮し、本計画に記載する考えはございません。
15-1	自転車置き場(ラック)にきちんと駐輪する人へ区内で使えるポイントを付与する等、ルールに則って駐輪しようと思える取り組みや、ルール違反者をカメラ等で追跡でき、罰金罰則が科せられる仕組みが必要ではないか。例えば、西友大井町店前の駐輪エリアは野放図に停められており危険。	本計画では、5章「実施すべき施策」において、「放置自転車の撤去活動・指導啓発の推進」を方針として掲げており、継続的に放置自転車対策に取り組んでまいります。 また、同章において「買物等短時間駐輪スペースの確保」を方針として掲げており、駐輪場整備への支援や、小規模分散型の駐輪スペースの確保、空きスペースの有効活用等、買い物等の短時間駐輪に関する検討を実施して参ります。(P. 56) ルール遵守における仕組みづくりのご提案につきましては、ご意見として承ります。
16-1	基本方針「2.とめる 自転車を適切に停められる環境の創出」について。 2013 年に、大森駅前住宅の玄関前に駐輪場を設置する工事の案内があり、住民全体で反対運動に取り組んだ(区議会臨時会で”喫緊の課題”として可決されたもの)。つつじの植え込みを伐採して駐輪場が設置されたが、それは「適切な駐輪環境」と言えるのか。 駐輪機材は道路の防災面からも危険と感ずるため、これらを移設してほしい。	大森駅前住宅の南側にある駐輪場については、利用率が高く、時間帯によっては満車となっていることも多い状況です。駐輪需要の高い駐輪スペースの減少による放置自転車の発生が懸念されるため、当駐輪場の移設は現状においては困難であると考えております。 引き続き駐輪場の利用状況や大森駅周辺の自転車等の放置状況等の推移について、多角的・総合的に調査分析して参ります。
16-2	今後 10 年間を見通した考えを示すにあたり、南大井では、大井水神公園内の地下駐輪場3箇所が十分に活用されていないことに、大きな疑問を持つ。活用に様々な工夫が必要である。地下駐輪場を活用し、これを参考に区内の大きな公園に広めていくべきだと思う。	5章「実施すべき施策」において、「地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備」を施策として掲げており、地域需要や利用実態に応じた、利用しやすい駐輪環境の整備に取り組んで参ります。(P. 54、55)
16-3	大井坂下公園が整備された際に、公園を訪れる人が増えた一方で、十分な駐輪スペースがないため、公園入口付近に放置自転車がが増えてしまっている。設計の段階から自転車対策は入れるべきである。	大井坂下公園のリニューアルオープンの際には公園外に自転車が駐輪されている状況がありましたが、現状では公園内への駐輪に留まっており、公園外に放置されているような状況はほとんど発生していないと把握しております。引き続き公園利用者の駐輪状況を確認し、適切な公園運営に取り組んで参ります。
17-1	「自転車は歩道を通ってよい乗り物」との意識が定着しており、本素案のような措置だけでは不十分だと思う。通行禁止の歩道については、「車道を通行しましょう」、「ご遠慮ください」のような、自転車利用者の判断に委ねるような曖昧な表現を用いず、自転車の走行が「禁止」されていることを明確に表示するべきである。	本計画では、5章「実施すべき施策」において、「自転車利用者への注意喚起」に取り組むこととしており、注意喚起看板を設置し、自転車の安全利用に取り組んで参ります。(P. 53) 表現方法のご提案につきましては、ご意見として承ります。
18-1	10 年前に一時的に設置されたはずの大森駅前住宅前の歩道の駐輪場が未だに撤去されていない。大森駅前住宅前の駐輪場について、歩道への駐輪場の設置は危険であることを何度も訴えているが、納得できる返答がない。地域ごとの課題をその地域の区民によく聞いたうえで安全な施策をとることを希望する。一日も早く大森駅前住宅前の路上駐輪場を移設撤去して欲しい。	大森駅前住宅の南側にある駐輪場については、利用率が高く、時間帯によっては満車となっていることも多い状況です。駐輪需要の高い駐輪スペースの減少による放置自転車の発生が懸念されるため、当駐輪場の移設は現状においては困難であると考えております。 引き続き駐輪場の利用状況や大森駅周辺の自転車等の放置状況等の推移について、多角的・総合的に調査分析して参ります。
18-2	大森駅周辺の駐輪利用は一時利用、またチャイルドシート付自転車の需要が多いようである。そのため、せっかく設置した地下機械式駐輪場の利用率が半分程度となっている。実利用とのミスマッチを解消できるような駐輪場の改修を実施していただきたい。	5章「実施すべき施策」において、「地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備」を施策として掲げており、引き続き駐輪場の利用状況や大森駅周辺の自転車等の放置状況等の推移について、多角的・総合的に調査分析し、利用しやすい駐輪環境の整備に取り組んで参ります。(P. 54、55)
19-1	品川区は東西での高低差が大きく、移動に急な坂道を伴う。そのため、このような地域特性によって自転車の活用方法が変わるのではないかと思う。 高台になる西部では、ポート数がとても少なく、またポート間距離が長く時間を要するので、シェアサイクルの利用は進まないのではないかと考える。 傾斜部では、思いがけず速度が出てしまい事故につながる場合も想定されるため、注意喚起は必要かと思う。	5章「実施すべき施策」において、「シェアサイクルの普及促進」を方針として掲げており、鉄道駅周辺やポートの密度が低いエリア(区西側の住宅地等)を中心に、シェアサイクルポートの整備促進に取り組んで参ります。(P. 61) また同章において、「自転車利用者への注意喚起」に取り組むこととしており、スピード等も含めた注意喚起看板の設置による自転車の安全利用の促進等を進めて参ります。(P. 53)

19-2	ドコモシェアサイクルは時間単価のため、坂を上る際には時間がかかり、同じ距離でも価格が異なり、その結果、低地部から台地部への利用は抑制されているのではないかと思います。シェアサイクルポートは、台地部入口に設置し、登坂後すぐに乗換ができるようになれば、シェアサイクルの利用がより広がるのではないかと。	5章「実施すべき施策」において、「シェアサイクルの普及促進」を方針として掲げており、鉄道駅周辺やポートの密度が低いエリア(区西側の住宅地等)を中心に、区全域にバランスの取れたシェアサイクルポートの整備促進に取り組んで参ります。(P. 62)
19-3	品川区は、住宅地内の入り組んだ狭い道路や行き止まりがある道路が多くあり、そのような小道で速度を上げて自転車に乗る行為は事故につながる危険なものだと思う。歩行者にとっては、高速で衝突してくる自転車は、自動車と同様に凶器であるため、自転車の安全運転について、意識啓発を図って欲しい。できれば、自転車が通行できないような狭い歩道での自転車走行を一部禁止するような道路があってもいいと思う。	本計画では、5章「実施すべき施策」において、「交通安全意識の向上と行動の徹底」や「事故への備えの充実」を方針として掲げており、特に「世代に応じた交通安全教育」や「安全な移動環境の確保」、「自転車利用者への注意喚起」を重点施策として取り組んで参ります。(P. 51～53、63、64)
19-4	自転車専用道路について、交通量調査の上、自動車の走行が少ない幹線道路への抜け道一部を、自動車通行を制限した自転車専用道路とする方法も考えられる。しかし沿道に店舗があると、自動車通行を制限するのは難しいという課題もある。	現在、区内の国道、都道、区道においては、一部商店街を除き、自動車の通行を制限している道路はありません。自動車の走行が少ない道路についても、居住者の移動や配達等があるため、自動車の通行を制限することは難しいと考えております。
19-5	自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化に伴い、事故防止の観点からヘルメット着用の啓蒙活動についても盛り込んで欲しい。	本計画では、5章「実施すべき施策」において、「新たな法改正等の広報啓発」を施策として掲げており、ヘルメット着用に関しては、チラシ、ポスター、SNS 等での広報啓発や配布等での推進、小学校への配布等を行い、啓発に取り組んで参ります。(P. 52)
20-1	10 年前に、大森駅前住宅の前の歩道において、駐輪場設置の工事が「喫緊の課題」として進められた。区議会臨時会で予算化されたこと、突然の工事であったこと、区からの説明会がなかったこと、区の担当課からの説明が一方的であったこと等、住民の意思に反するものであった。 その後、大井水神公園内地下駐輪場設置に伴って移設されることとなり、入口前2箇所の駐輪場のうち北側は移設されたが、南側は無期延長となり、10年が経っている。南側駐輪場の移設についても、取り組んで欲しい。	大森駅前住宅の南側にある駐輪場については、利用率が高く、時間帯によっては満車となっていることも多い状況です。駐輪需要の高い駐輪スペースの減少による放置自転車の発生が懸念されるため、当駐輪場の移設は現状においては困難であると考えております。 引き続き駐輪場の利用状況や大森駅周辺の自転車等の放置状況等の推移について、多角的・総合的に調査分析して参ります。

■第4回策定協議会からの主な修正点（意見照会、パブリックコメントを踏まえての修正）

修正箇所	修正内容	修正理由
P. 2 1. 2計画の位置づけ	一定規模以上の集客施設を対象とした自転車駐車場の付置義務や、自転車の放置禁止区域の指定等について規定した「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」を「図1-1本計画の位置づけ」の関連条例として追記	左記条例は自転車の計画を策定するうえで関連度が高いが、計画に記載がなかったため（庁内意見）
P. 10 (4) 新しい移動手段の普及	下記文章を追記 また電動キックボード以外にも、基準を満たすことで、電動バイク（ペダル付原動機付自転車）等も、特定小型原動機付自転車に含まれるため、今後様々なモビリティの開発が予想されます。	電動バイク（ペダル付原動機付自転車）の安全対策を計画に盛り込んでほしいとのご意見（パブリックコメント）
P. 28 (2) 自転車駐輪環境	一定規模以上の集客施設を対象とした自転車駐車場の付置義務や、自転車の放置禁止区域の指定等について規定した「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」の内容を追記	左記条例は自転車の計画を策定するうえで関連度が高いが、計画に記載がなかったため（庁内意見）
P. 52 (3) 新たな法改正等の広報啓発	下線部を追加 ⑤基準に合致した電動キックボードやペダル付原動機付自転車等、特定小型原動機付自転車の安全利用について、チラシ、ポスター、SNS、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。	ペダル付原動機付自転車（電動バイク）の安全対策を計画に盛り込んでほしいとのご意見（パブリックコメント）
P. 53 (3) 自転車損害賠償保険の加入促進	施策「②区民交通傷害保険を実施し、加入促進を図ります。」を①に包含	区民交通傷害保険を②の個別の施策とはせず、医療保険や自動車保険などに付帯するものも含めて、①の自転車事故の損害賠償に対応する保険への加入に包含し幅広に促進するとして記載に修正。（庁内意見）
P. 54 (1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討	下線部を追加 ④駐輪場付置義務条例や「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」等に基づき、一定規模以上の店舗、共同住宅で駐輪場を整備する際に、店舗前等、利用しやすい駐輪場の整備を協議し促進します。	集合住宅でも、自転車が道路にはみ出ているケースがあるため、集合住宅における駐輪場整備の取り組みが必要とのご意見（パブリックコメント）
P. 59 (1) 自転車による周遊環境の充実	下線部を追加 ①自転車走行空間の整備や、シェアサイクルポートの配置を進めることで、観光資源、商店街との結びつきを強化するとともに、舟運等の交通手段と連携し、自転車で快適に周遊できる環境を創出します。	自転車と舟運等の連携について今後検討していくため（庁内意見）
P. 59 (2) サイクルイベントによる賑わいの創出	下記2施策について削除 ②公園を活用し、自転車を使用したスポーツイベントの実施を検討します。 ③サイクルイベント等の機会を捉え、サイクルスポーツのPRや自転車安全利用の啓発を実施します。	区が主体となるサイクルスポーツのイベントやPR等を実施する予定がないため（庁内意見）

修正箇所	修正内容	修正理由
P. 61 【参考】タンデム自転車について	下記のとおり修正 7月に東京都が公道走行を解禁 ↓ 7月1日に東京都道路交通規則が改正され、公道走行を解禁	より正確に記載するため、法的根拠を追記したほうがよいとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 61 ■タンデム自転車の交通ルール	下記のとおり修正 ②自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可 タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、自転車及び歩行者専用の交通規制では通行することができない。 ↓ ②普通自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可 タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、普通自転車及び歩行者専用の交通規制では通行することができない。	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正により、名称が変更となった旨のご指摘（協議会委員ご意見）
P. 62（１）シェアサイクルポートの整備促進	下記施策を追加 ④シェアサイクル自転車の配置の平準化や電池切れへの対策等、利便性向上に向けて、引き続きシェアサイクル事業者と連携して取り組みます。	シェアサイクルポートにある自転車の台数が、日中時間帯には駅周辺に多く、住宅地には少ないといった偏りや、電池切れによって使えないといったことがあるため、そういった対策を記載すべきとのご意見（パブリックコメント）
P. 63 重点施策 （１）交通安全教育の推進（まもる）	警察署や鉄道事業者と連携し・・・ ↓ 警察署や公共交通機関等と連携し・・・	交通安全教育に連携して取り組むのは、鉄道事業者に限らないとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 67 重点施策 （５）自転車通行空間の整備（はしる）	重点施策を「区民交通傷害保険の実施」から、P. 67「（５）自転車通行空間の整備（はしる）」に変更	パブリックコメントでも自転車通行空間整備に関するご意見が多くあり、庁内で検討した結果、区民交通傷害保険の実施ではなく、自転車通行空間の整備を重点的に打ち出すことと判断したため（庁内意見）
P. 69 6. 4 推進体制	区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察等）、民間企業（鉄道事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り・・・ ↓ 区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察、公共交通機関等）、民間企業（商業施設、開発事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り・・・	左記の括りの中で、鉄道事業者が民間企業に入ること、特に自転車販売店と並列になっていることに違和感があるとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 95 図８－２２「自転車ネットワーク路線と安全に配慮すべき路線」	大井町駅付近の該当箇所について、自転車ネットワーク整備対象路線から削除 	市街地再開発準備組合が設立されており、今後道路のあり方等が見直される可能性があり、自転車通行空間の整備についても、地域の実情に合わせ検討を行うため（庁内意見）
P. 101 9. 2 整備優先度の設定	「表９－２ 整備優先度別延長（区道）」を追加	自転車ネットワーク路線の延長を記載したほうがよいとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 107 整備イメージ	普通自転車歩道通行可 ↓ 特例特定小型原動機付自転車、普通自転車歩道通行可	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正により、名称が変更となった旨のご指摘（協議会委員ご意見）

(令和6)

(令和15)

2024年度 ▶ 2033年度

資料3

品川区
自転車活用
推進計画
(案)

区長あいさつ文

目 次

1 章	計画の概要	1
1.1	計画の背景と目的	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.3	計画の期間	3
1.4	計画の対象地域	3
2 章	自転車利用等の現状	4
2.1	自転車の特色	4
2.2	自転車を取り巻く近年の社会情勢	8
2.3	SDGs への貢献	14
2.4	品川区の概況	15
2.5	自転車交通現況	24
3 章	課題の整理	42
4 章	計画の目標と基本方針	43
4.1	区全体の目標と基本方針	43
4.2	エリア別の方針	46
5 章	実施すべき施策	50
5.1	施策体系	50
5.2	まもる	51
5.3	とめる	54
5.4	はしる	57
5.5	いかす	59
5.6	重点施策	63
6 章	計画の推進	68
6.1	計画の推進目標	68
6.2	推進体制	69
6.3	実施スケジュールと計画の見直し	69
7 章	自転車ネットワーク計画の考え方	73
7.1	基本的な考え方	73
7.2	基本方針	73
8 章	自転車ネットワーク路線の検討	74
8.1	選定の流れ	74

8.2	選定・抽出条件.....	75
8.3	整備対象路線の選定結果.....	95
9 章	整備優先度の設定	98
9.1	整備優先度の考え方.....	98
9.2	整備優先度の設定.....	100
10 章	整備形態の検討	102
10.1	整備形態の考え方	102
10.2	整備形態の概要	104
10.3	自転車通行空間の標準的な構造	108

1 章 計画の概要

1.1 計画の背景と目的

自転車は、手軽で便利に利用できる移動手段として、生活の様々な場面で利用されています。

近年では、環境にやさしい移動手段として自動車から自転車へのシフトや健康志向の高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自転車通勤の増加などを背景に、自転車の利用ニーズがより一層高まっています。

品川区においては、日常生活を支える身近な移動手段として自転車が多く利用されており、これまでも自転車通行空間の整備が進められています。また、2017（平成 29）年よりサービスが開始されたシェアサイクルについても、利用が年々増加傾向にあり、臨海部ではサイクルイベントが開催されるなど、多様な自転車利用への関心が高まりつつあります。

一方、自転車に関与する交通事故や歩行者とのトラブル、コロナ禍による駅利用者減少に伴う駐輪場定期利用者の減少や業務用自転車の増加、子育て世帯を中心とした大型自転車の増加、駅周辺等における自転車の放置、これによる景観の悪化等、対応・対策が求められる社会情勢の変化や課題が生じています。また、区内には活気のある商店街が多く、区内外から多くの人が訪れることから、自転車の事故や放置、通行ルールなどへの対応が求められています。これまでも区では、自転車に対する様々な取り組みを行ってきましたが、いまだに多くの課題が残されています。

区では、このような自転車を取り巻く現状や課題を踏まえつつ、自転車活用推進法の基本理念（環境負荷の低減、災害時の交通機能維持、健康の増進、交通混雑の緩和、自転車の役割拡大、交通安全の確保）を勘案し、SDGs にも配慮しながら、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進します。これにより、品川区基本構想で示す将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」のさらなる実現に向け、公共交通をはじめとするその他の交通手段と連携して、誰もが安全・安心、円滑に移動できるまちの実現を目指します。

1.2 計画の位置づけ

自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、「自転車活用推進法」が2017（平成29）年5月より施行されました。自転車活用推進法に基づき、国は2018（平成30）年6月に、東京都は2019（平成31）年3月にそれぞれ自転車活用推進計画を策定し、2021（令和3）年5月には両計画とも改定が行われました。

また、隣接5区でも自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画が策定されています。

本計画は、国や東京都の自転車活用推進計画の内容を勘案しつつ、区の上位計画である「品川区基本構想」（2008（平成20）年4月策定）、「品川区長期基本計画」（2020（令和2）年4月策定）、「品川区まちづくりマスタープラン」（2023（令和5）年3月改定）との整合を図り、区のその他関連計画や関連条例とも整合・連携して策定します。

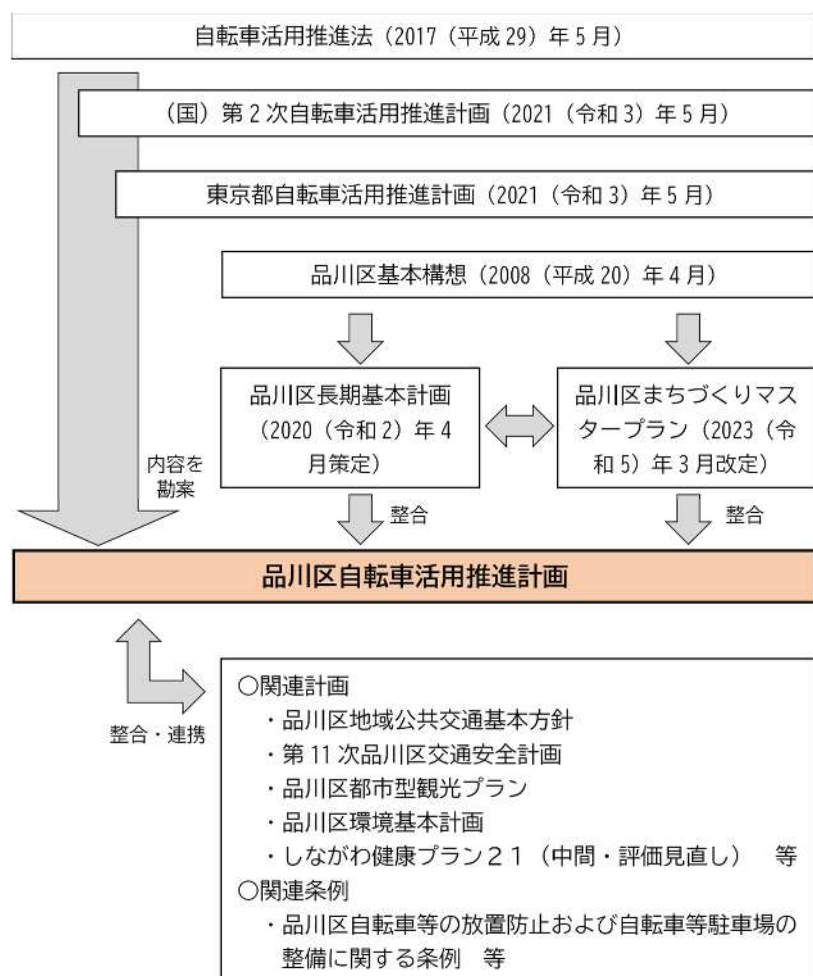


図 1-1 本計画の位置づけ

1.3 計画の期間

国の「第2次自転車活用推進計画」の計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度となっています。

また、「東京都自転車活用推進計画」の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度となっています。

さらに、「品川区まちづくりマスタープラン」が2023（令和5）年3月に改定され、計画期間を2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間としています。

品川区の自転車活用推進計画は、国の「第2次自転車活用推進計画」および「東京都自転車活用推進計画」を勘案しつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」と整合を図る必要があることから、本計画の期間は2024（令和6）年度～2033（令和15）年度の10年間とします。

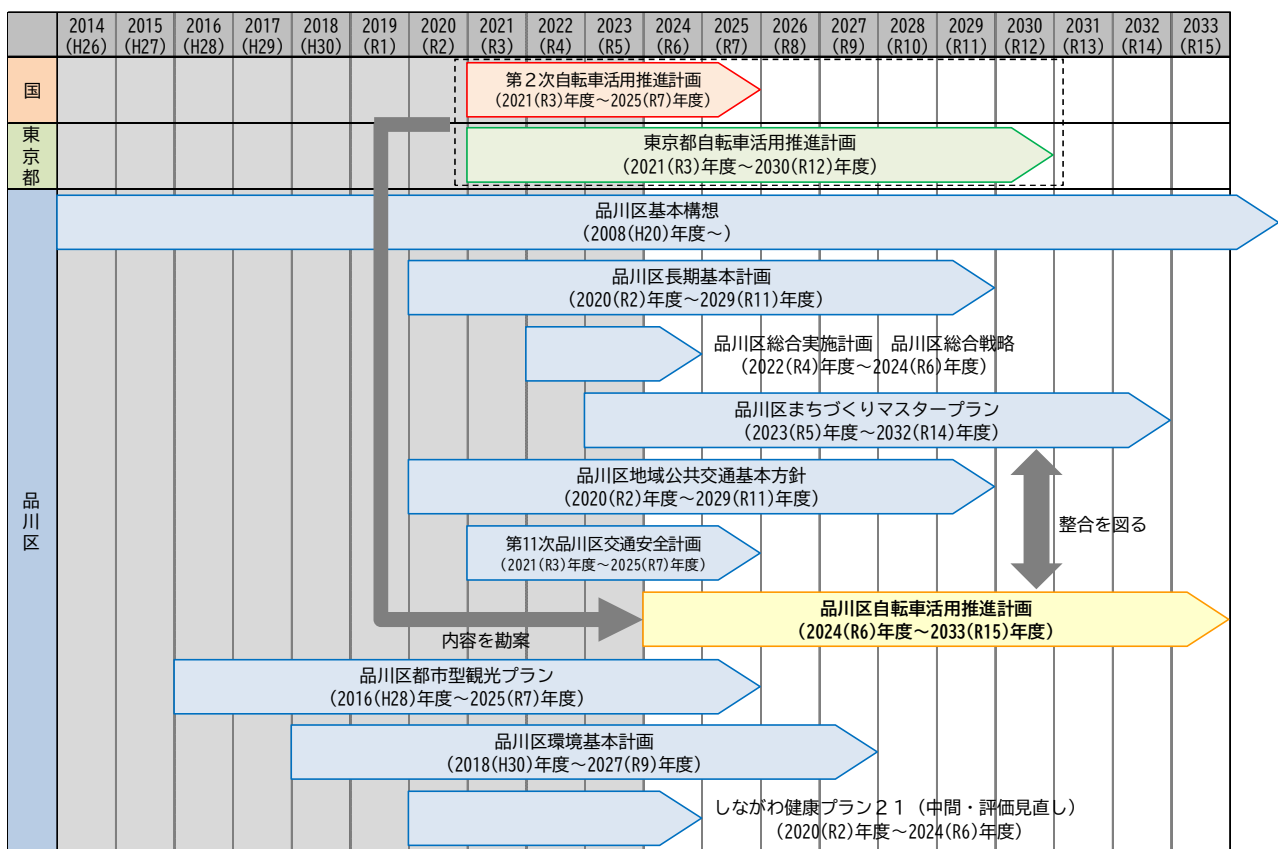


図 1-2 本計画と上位関連計画の期間

1.4 計画の対象地域

計画の対象地域は、品川区全域とします。

2章 自転車利用等の現状

2.1 自転車の特色

自転車は様々な特色を持っており、様々な活用が推進されています。具体的には、主に以下の5つの特色が挙げられます。

(1) 暮らしの足を支える身近な移動手段

品川区を出発地とするトリップ¹について、交通手段別の移動時間の割合をみると、「路線バス・都電」は30-39分、「鉄道・地下鉄」、「自動車」は60分以上の割合が最も高い一方、「自転車」は10-19分の割合が最も高く、0-9分と合わせると20分未満で7割を占めています。

自転車は、ほかの交通手段よりも短時間の移動において多く利用されており、日々の暮らしを支える身近な移動手段であると言えます。

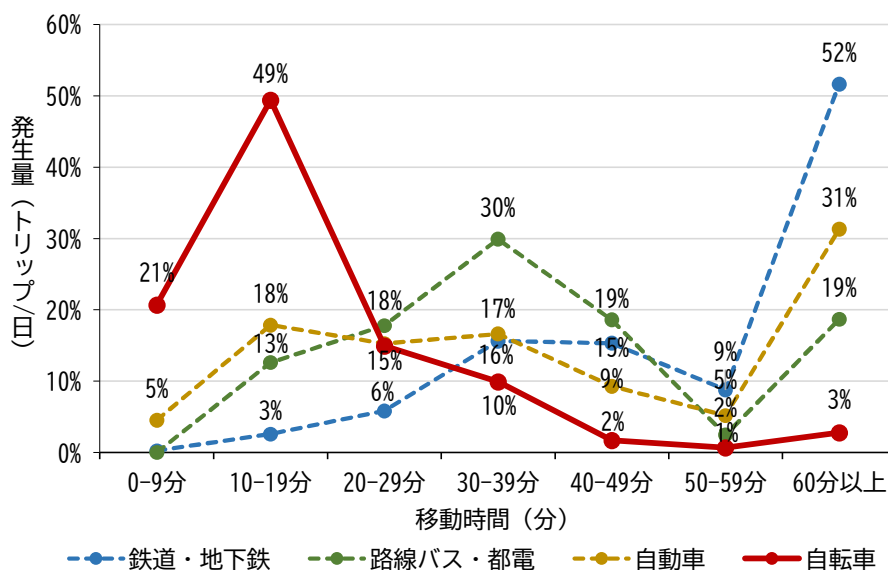


図 2-1 交通手段別の移動時間の割合（品川区発地）

資料：東京都市圏交通計画協議会「第6回（2018（平成30）年）東京都市圏パーソントリップ調査」より作成
 注1：2輪車、徒歩、その他の交通手段は除く
 注2：トリップ数の割合は、交通手段ごとの移動時間の構成比

¹ 目的をもった2地点間の移動（およびその単位）のこと。ただし、同一目的の移動で複数の交通手段を利用しても1トリップと数え、逆に同一手段の利用でも、目的が変わると別トリップとなる。

(2) 環境にやさしい移動手段

気候変動等への対応など、近年は環境対策への機運が高まっており、自転車はCO₂を排出しない移動手段として注目されています。

国は2020（令和2）年に「2050年までにカーボンニュートラル²の実現を目指す」ことを発表し、国土交通省が戦略的に取り組む重点プロジェクトとしてとりまとめた「国土交通グリーンチャレンジ」では、「デジタルとグリーンによる持続可能な交通・物流サービスの展開」の取組の中で、自転車の利用促進を示しています。



図 2-2 「デジタルとグリーンによる持続可能な交通・物流サービスの展開」の取組

資料：国土交通省「国土交通グリーンチャレンジ 概要」（2021（令和3）年7月）

² 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

(3) 健康増進に効果がある移動手段

自転車について、海外の研究機関では「糖尿病をはじめとした生活習慣病のリスクを低減する効果がある」と報告しています。

また、ジョギングやランニングに比べて自転車は足や膝への負担が少ないことから、日頃あまり運動をしていない人が始めてもケガをしにくいメリットがあります。

表 2-1 身体活動のメッツ (METs)

運動活動	METs	生活活動
	1	安静に座っている状態(1) デスクワーク(1.5) 
 ヨガ・ストレッチ(2.5)	2	料理、洗濯(2.0)
 ウォーキング(3.5) 軽い筋トレ(3.5)	3	犬の散歩(3.0)  掃除機かけ(3.3) 風呂掃除(3.5)
水中ウォーキング(4.5)	4	自転車(4.0)  ゆっくり階段上る(4.0)  通勤や通学(4.0)
 かなり速いウォーキング(5.0)	5	動物と活発に遊ぶ(5.3)  子どもと活発に遊ぶ(5.8)
 山登り(6.5)	6	
 ジョギング(7.0)	7	
 サイクリング(8.0)	8	階段を速く上る(8.8) 
 なわとび(12.3)	12	

資料：スポーツ庁 Web 広報マガジン「DEPORTARE」(2020(令和2)年10月23日)

注：メッツは運動強度の単位で、安静時を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示したもの。

(4) 観光・レジャーで気軽に利用できる移動手段

時代の変化とともに、製品に価値を見出す「モノ消費」から、体験に価値を見出す「コト消費」に消費傾向が変化しています。

インバウンドを含め、体験型観光のニーズが高まっていることから、国際的なサイクリング大会の誘致やシェアサイクルを活用したサイクリングの活性化等、自転車の観光・レジャーへの活用が期待されます。



図 2-3 しながわ区民公園内の貸し自転車

(5) 災害時における機動性が高い移動手段

地震等の災害が発生した際には、自動車による避難渋滞や公共交通機関の運転見合わせが発生してしまう恐れがあります。そのような状況下でも、自転車は機動性が高く燃料を必要としないため、迅速な被災状況の把握や災害対応に活用が期待されています。

区では、災害時の初動およびその後の復旧活動の効率化を図るため、区職員が緊急移動手段としてシェアサイクルを活用できるよう、事業者と協定を締結しています。

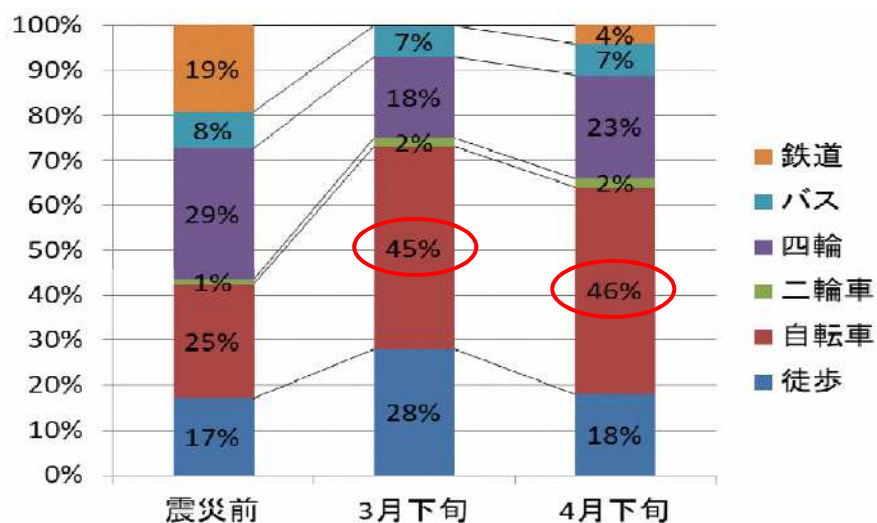


図 2-4 東日本大震災における震災前後の交通行動変化（仙台市中心部）

資料：第3回自転車の活用推進に向けた有識者会議（2018（平成30）年2月、国土交通省） 配布資料

2.2 自転車を取り巻く近年の社会情勢

(1) 自転車関連事故の状況

全国的な傾向として、2012（平成24）年～2021（令和3）年の10年間で、自動車関連事故は54.7%減少したのに対し、自転車関連事故は47.2%の減少となっています。自転車関連事故は減少していますが、自動車関連事故と比べると減少率が小さい状況です。

自転車関連の死傷事故のうち、「自転車対自動車」は大幅に減少していますが、「自転車対歩行者」、「自転車単独」は増加しています。

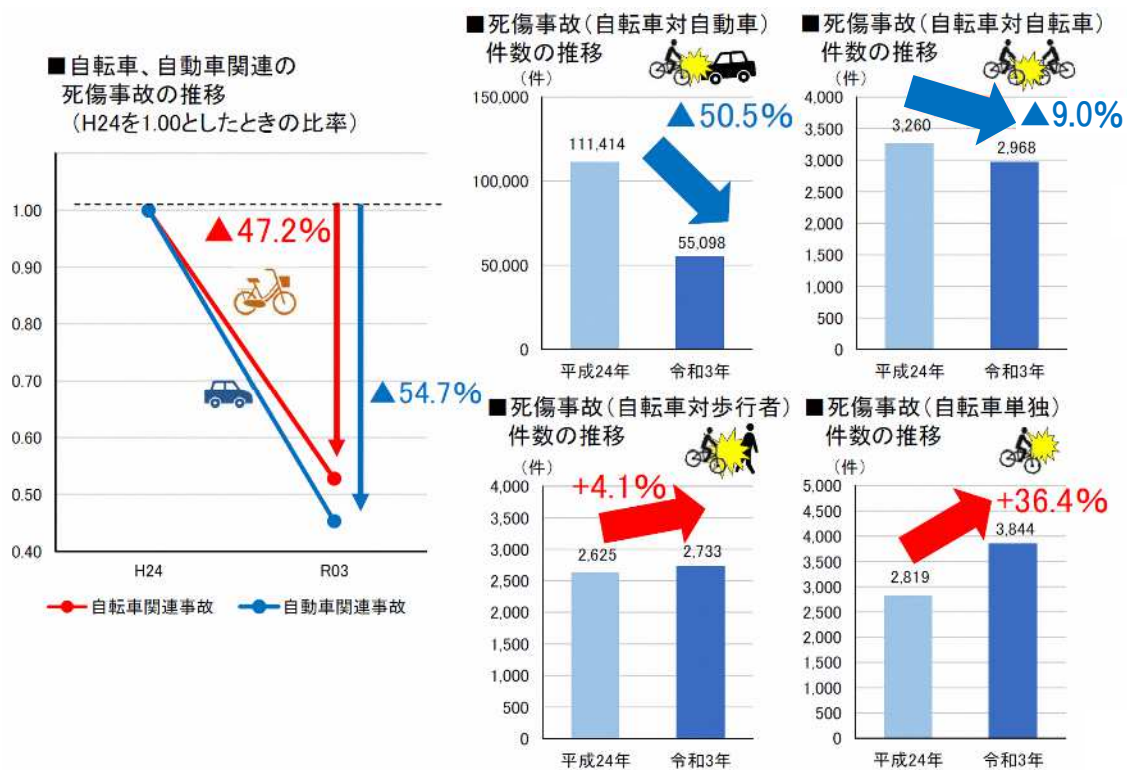


図 2-5 自転車関連事故の状況

資料：第1回 安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会（2023（令和5）年2月、国土交通省）
配布資料に加筆

(2) ヘルメット着用の努力義務化

2023（令和5）年4月1日に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用について、年齢問わず努力義務とされました。

(3) 大型自転車の普及

近年、国内の自転車生産台数は減少傾向にありますが、電動アシスト自転車の生産台数は増加しています。

2014（平成26）年に電動アシスト車と一般車の生産台数が逆転し、2022（令和4）年では自転車生産台数の80%が電動アシスト自転車となっています。

特にチャイルドシート付電動アシスト自転車のような大型自転車が子育て世帯を中心に普及しており、駐輪場では既存の駐輪ラックにタイヤが収まらない、車体が大きいため二段式ラックに入れられない、ほかの自転車が隣の駐輪ラックに入れられないなどの問題が発生しています。

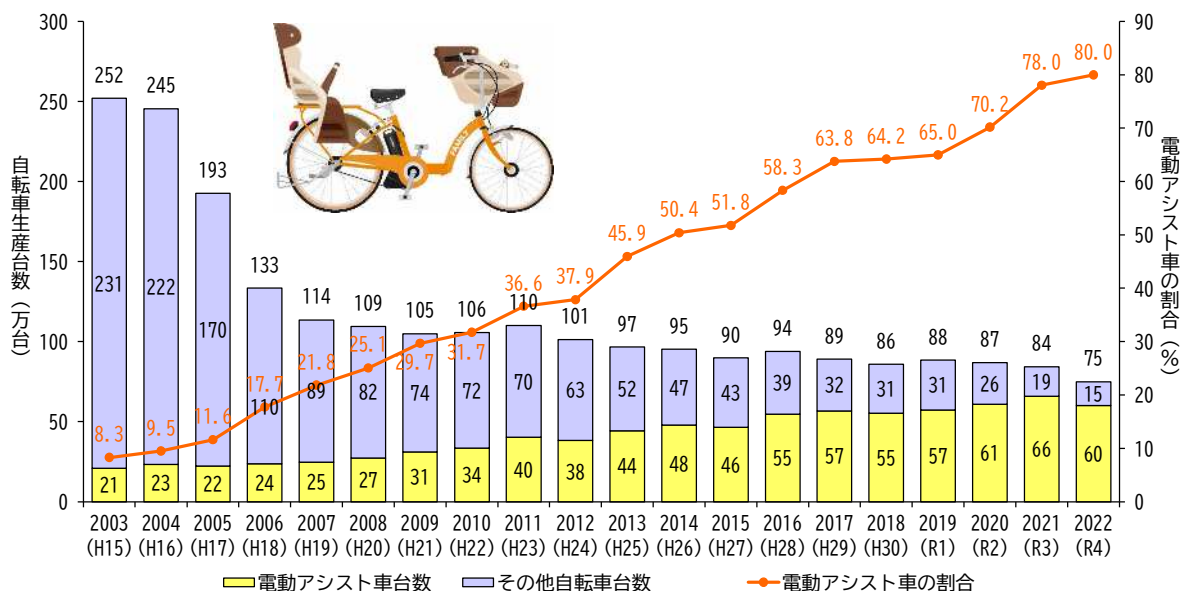


図 2-6 国内の自転車生産台数と電動アシスト自転車の割合の推移

資料：生産動態統計 年報 機械統計編（経済産業省、2003（平成15）年～2022（令和4）年）より作成

(4) 新しい移動手段の普及

電動キックボードとは、キックボードに原動機（電動モーター）を装備したもので、手軽に乗れる新たなパーソナルモビリティとして注目されている乗り物です。

2023（令和5）年7月1日から、電動キックボード等に関する改正道路交通法が施行され、一定の基準を満たす電動キックボード（特定小型原動機付自転車）は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転が可能となりました。また電動キックボード以外にも、基準を満たすことで、電動バイク（ペダル付原動機付自転車）等も、特定小型原動機付自転車に含まれるため、今後様々なモビリティの開発が予想されます。

特定小型原動機付自転車の走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されているため、自転車通行空間におけるより一層の安全確保が求められます。

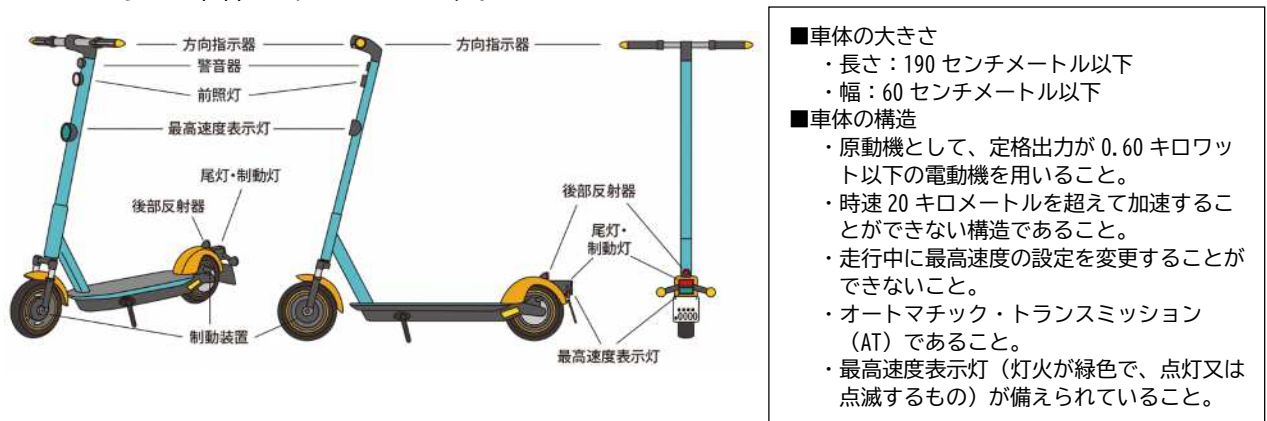


図 2-7 特定小型原動機付自転車の基準

資料：政府広報オンラインウェブサイト

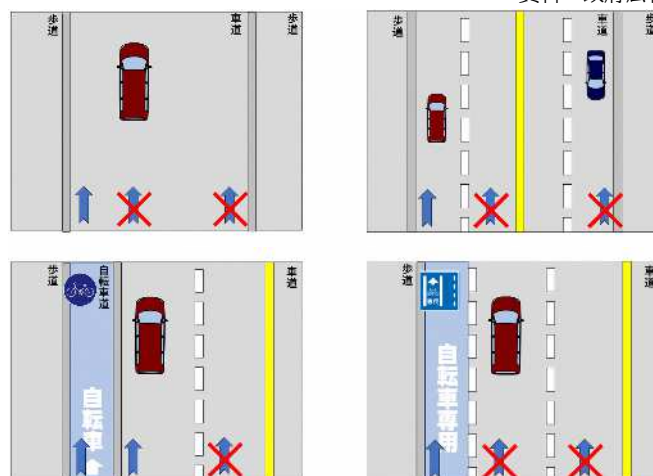


図 2-8 特定小型原動機付自転車の通行場所のイメージ

資料：警察庁ウェブサイト

2章 自転車利用等の現状

区内の電動キックボードポート（Luup）は、概ね区内に広く分布していますが、区南側（西大井駅周辺）や臨海部（八潮地域）などポートが分布していない地域も見られます。

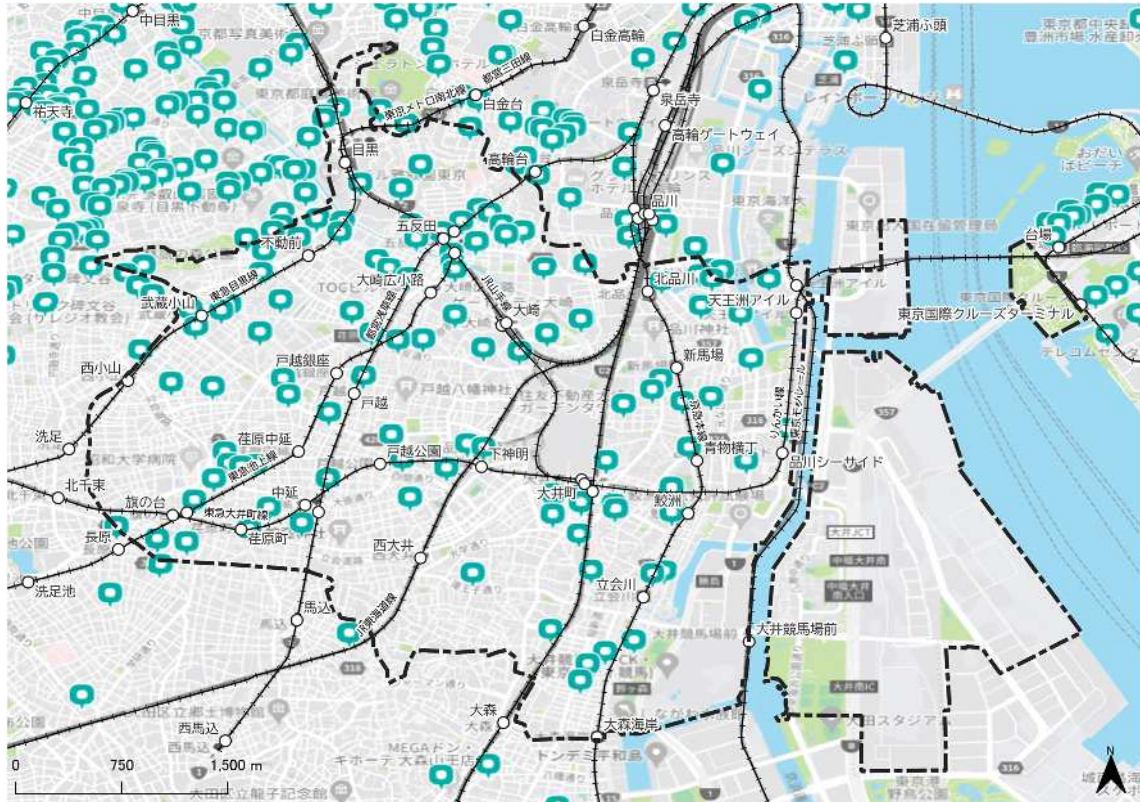


図 2-9 電動キックボードポートの分布状況（Luup）

資料：株式会社 Luup ウェブサイト資料（2023（令和 5）年 8 月）に一部加筆



図 2-10 区内の電動キックボードポート（Luup）の例（大井）

(5) コロナ禍による影響

コロナ禍により、テレワークなどの取り組みが広がったことで、鉄道利用者が減少しました。それに伴い、駅利用の自転車も減少しており、区内でも駐輪場利用者が減少しています（32 ページ参照）。

駅利用の自転車が減少した一方、密を避ける移動手段として自転車通勤を始める人が増加しました。また、シェアサイクルの利用も増加傾向にあり、コロナ禍の影響が大きい2020（令和2）年度と2019（令和元）年度を比較しても、利用回数は増大しています（35 ページ参照）。

さらに、コロナ禍を契機として食品宅配サービスやフードデリバリーの利用を開始した人や利用頻度が増加した人が一定数おり、配達スピードを求める業務用自転車の事故が今後懸念されます。

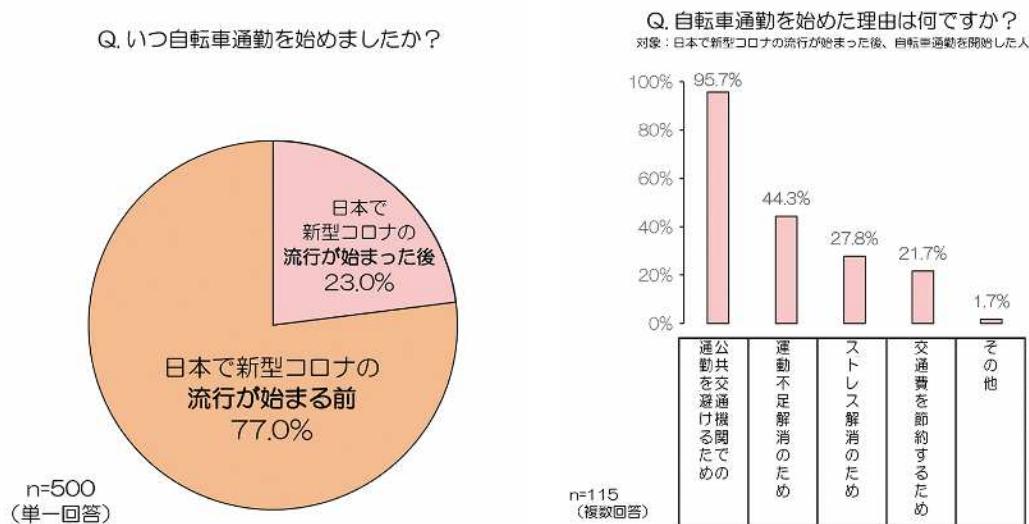


図 2-11 自転車通勤の状況

資料：au 損害保険株式会社ウェブサイト
注：東京都在住で週1回以上自転車通勤をしており、かつ勤務先から自転車通勤を認められている会社員の男女500人を対象としたインターネットによるアンケート調査（2019（令和元）年6月）

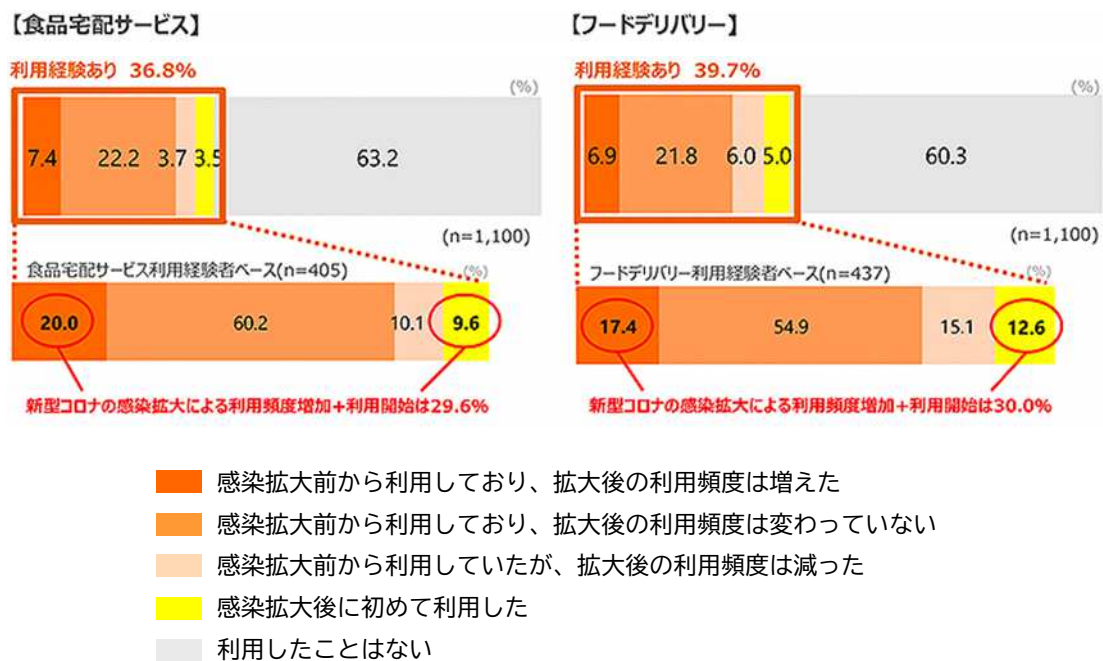


図 2-12 新型コロナ感染拡大前後の食品宅配サービス、フードデリバリー利用状況

資料：株式会社クロス・マーケティング「食品宅配サービス・フードデリバリーに関する調査」
 (2020(令和2)年11月)に加筆

注：全国の20～69歳の男女を対象としたインターネット調査。有効回答数は1,100サンプル。

2.3 SDGsへの貢献

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた、2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs の達成に向け、社会・経済・環境などあらゆる分野での総合的な取組が求められており、自転車の活用推進を通じて以下の目標 (ゴール) に貢献できると考えられます。

表 2-2 自転車の活用推進による SDGs への貢献

自転車に関連する目標		自転車活用推進による貢献
	目標 3 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・自転車の活用推進による健康増進
	目標 4 【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	・交通安全教育による学習機会の確保
	目標 7 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	・自転車の活用推進による移動時のエネルギー消費 (化石燃料・電力等) の低減
	目標 8 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する	・自転車の活用推進による通勤や業務時の移動の支援 ・自転車の活用推進による商店街の振興
	目標 9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	・観光等他分野への自転車活用による産業振興 ・シェアサイクルの導入によるイノベーションの推進
	目標 11 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・自転車の利用環境整備による安全・快適に移動できるまちづくり
	目標 13 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・自転車の活用推進によるカーボンニュートラルの実現
	目標 17 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	・自転車の活用推進のため、行政・区民・関係者が連携して取組を実施

画像資料：国際連合広報センターウェブサイト

2.4 品川区の概況

(1) 人口

① 人口

品川区の人口、世帯数は年々増加傾向にありましたが、2022（令和4）年に約2,700人、1,200世帯減少しましたが、2023（令和5）年には多少持ち直し、404,196人、228,925世帯となっています。

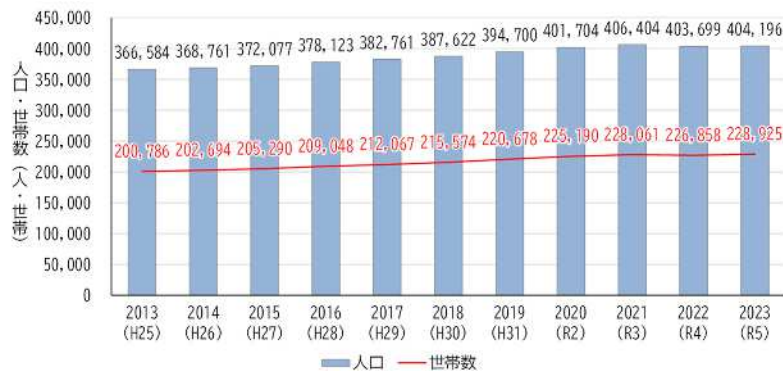


図 2-13 人口と世帯数の推移

資料：品川区の統計（住民基本台帳人口。各年1月1日）より作成

② 将来人口推計

品川区の将来人口は、2041（令和23）年で429,304人のピークに達し、2060（令和42）年には407,523人まで減少すると予想されています。

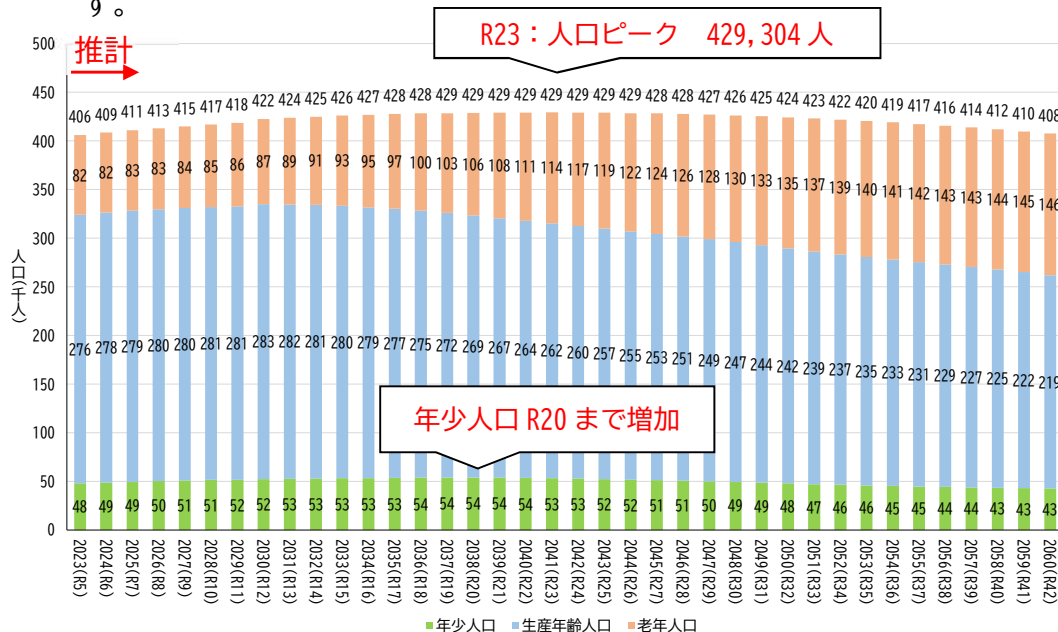


図 2-14 品川区の将来人口推計

資料：品川区総合実施計画より作成

注：基準年：2021（令和3）年、日本人+外国人の合計値

(2) 地形

区西部は標高 20m以上の台地を形成しており、区東部は東京湾に接する低地と埋立地から形成されています。特に京急本線（国道 15 号（第一京浜））周辺部を境にして高低差が顕著です。

また、目黒川に沿って谷地が形成されていることから、区北西部においても高低差が見られます。

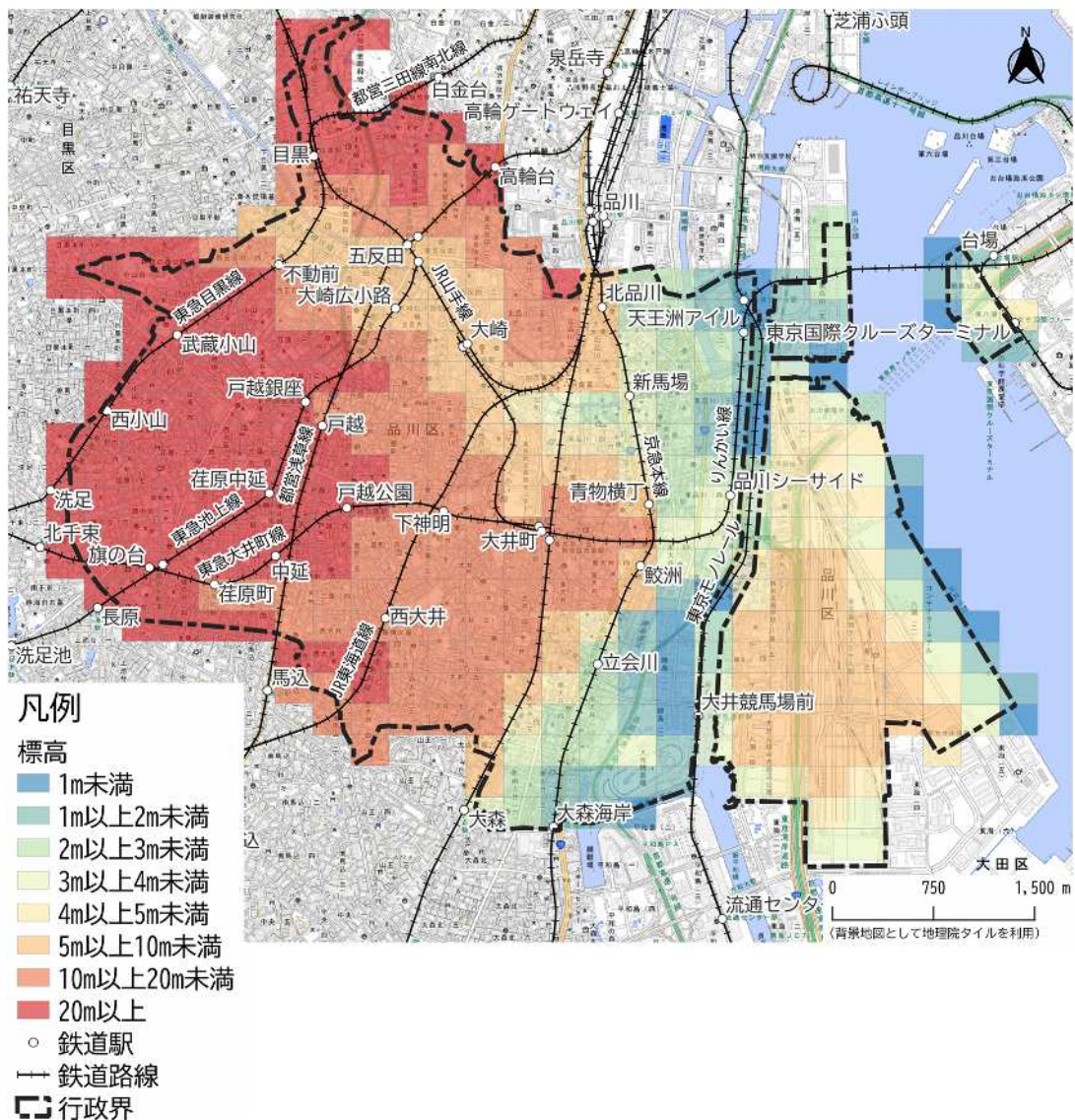


図 2-15 品川区と周辺地域の標高

資料：国土数値情報より作成

注：250m メッシュ内の平均標高を表示

(3) 土地利用等

① 公共施設の分布状況

公共施設は区内全域に分布しており、区役所は区のほぼ中央部に立地しています。さらに、これを補完する地域センター13箇所が、区全域をカバーするように分布しています。



図 2-16 公共施設の分布状況

資料：品川区ウェブサイトより作成

② 商業施設の分布状況

大規模小売店舗やスーパーマーケット³は、概ね区内に広く分布していますが、区南側や東側で分布が少ない地域も見られます。

商店街も概ね区内に広く分布していますが、大規模な商店街⁴は、概ね区西部の内陸部に多く位置しています。

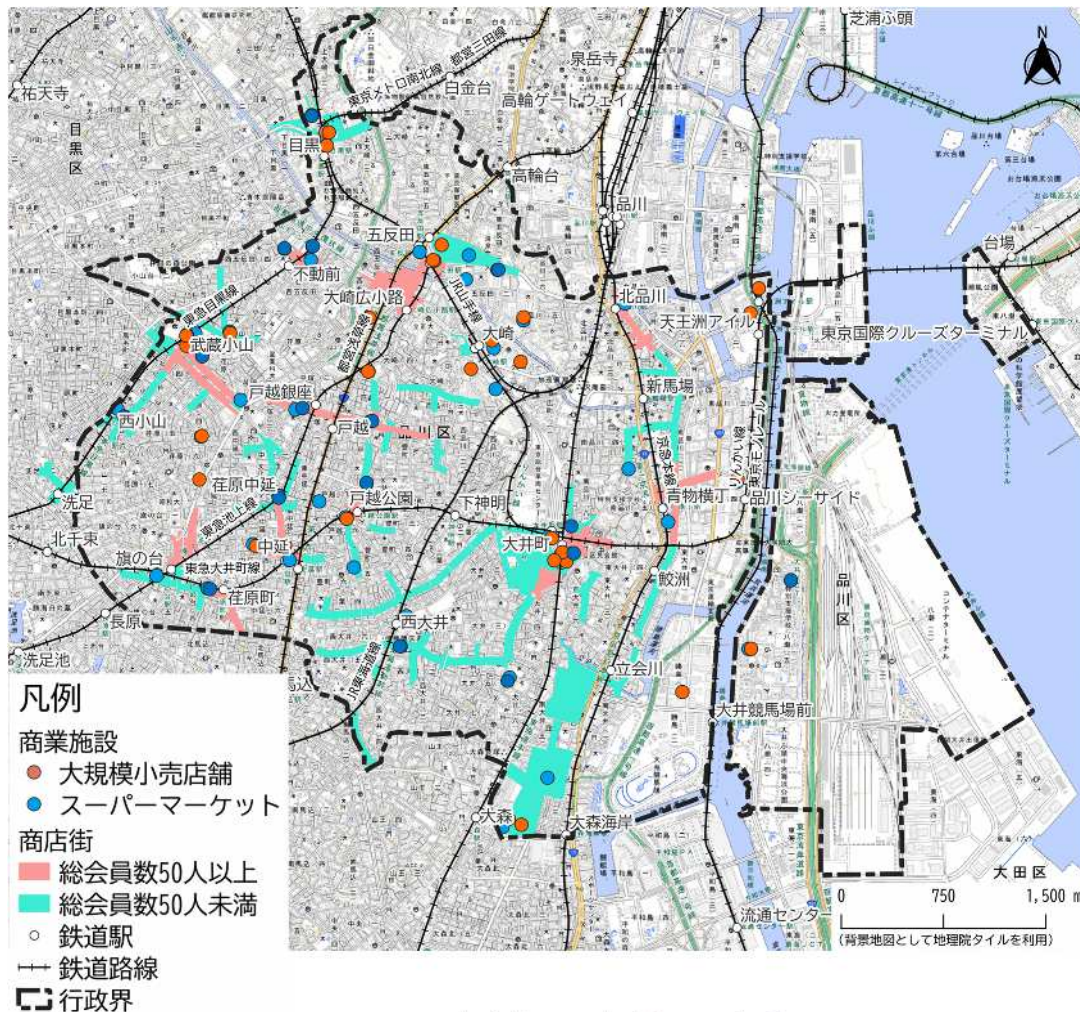


図 2-17 商業施設と商店街の分布状況

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2023 年版」（2022（令和4）年7月）
日本全国スーパーマーケット情報ウェブサイト、各商店街ウェブサイト、品川区資料より作成

³ 大規模小売店舗は、店舗面積 1,000 m²以上の店舗。スーパーマーケットは、「日本全国スーパーマーケット情報」における「食品スーパーマーケット」の分類を対象とした（大規模小売店舗との重複は除外。また、大規模小売店舗内にスーパーマーケットが入っている場合は、大規模小売店舗として表示）。

⁴ 総会員数（正会員、準会員）が 50 人以上の商店街（会）を大規模な商店街とした（品川区資料より）

③ 学校の分布状況

学校（小学校、中学校、義務教育学校⁵、高等学校）は、区内全域に分布しています。

大学については、主に区西部の内陸部に多く分布しています。



図 2-18 学校の分布状況

資料：品川区ウェブサイトより作成

⁵ 義務教育学校は2016（平成28）年に新設された学校教育制度で、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のこと。小中一貫校が小学校・中学校にそれぞれ校長や教職員組織が立てられているのに対し、義務教育学校は小学校・中学校通して一人の校長、一つの組織となっている。

④ 保育施設・幼稚園の分布状況

区内には、多様な保育施設や幼稚園が立地しており、区内全域に分布しています。八潮地区や大井競馬場がある勝島地区にも、保育施設が立地しています。



図 2-19 保育施設・幼稚園の分布状況

資料：品川区資料より作成

⑤ 拠点整備の状況

再開発等の拠点整備に合わせ、地域需要や事業内容等を踏まえて、区の付置義務条例や要綱等に基づいた駐輪場の整備を予定しています。

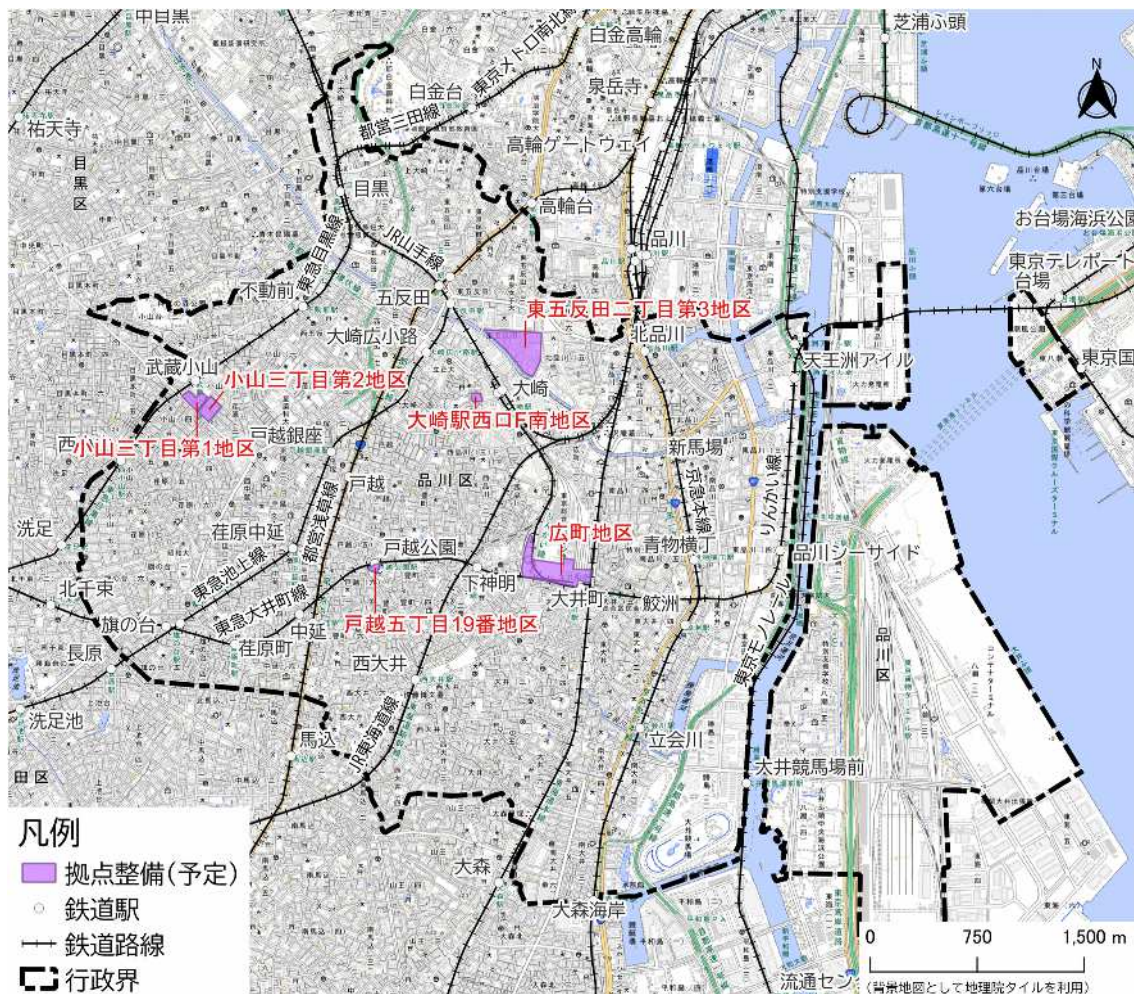


図 2-20 拠点整備（予定）地区の分布状況

資料：品川区「しながわのまちづくり」（令和5年度版）より作成

(4) 交通環境

① 鉄道駅の状況

区内には14路線の鉄道が乗り入れており、40駅（駅名数は26駅）の鉄道駅が存在しています。

2021（令和3）年の1日の乗降客数は、目黒駅の501,301人／日が最も多く、次いで五反田駅、大崎駅、大井町駅の順となっています。

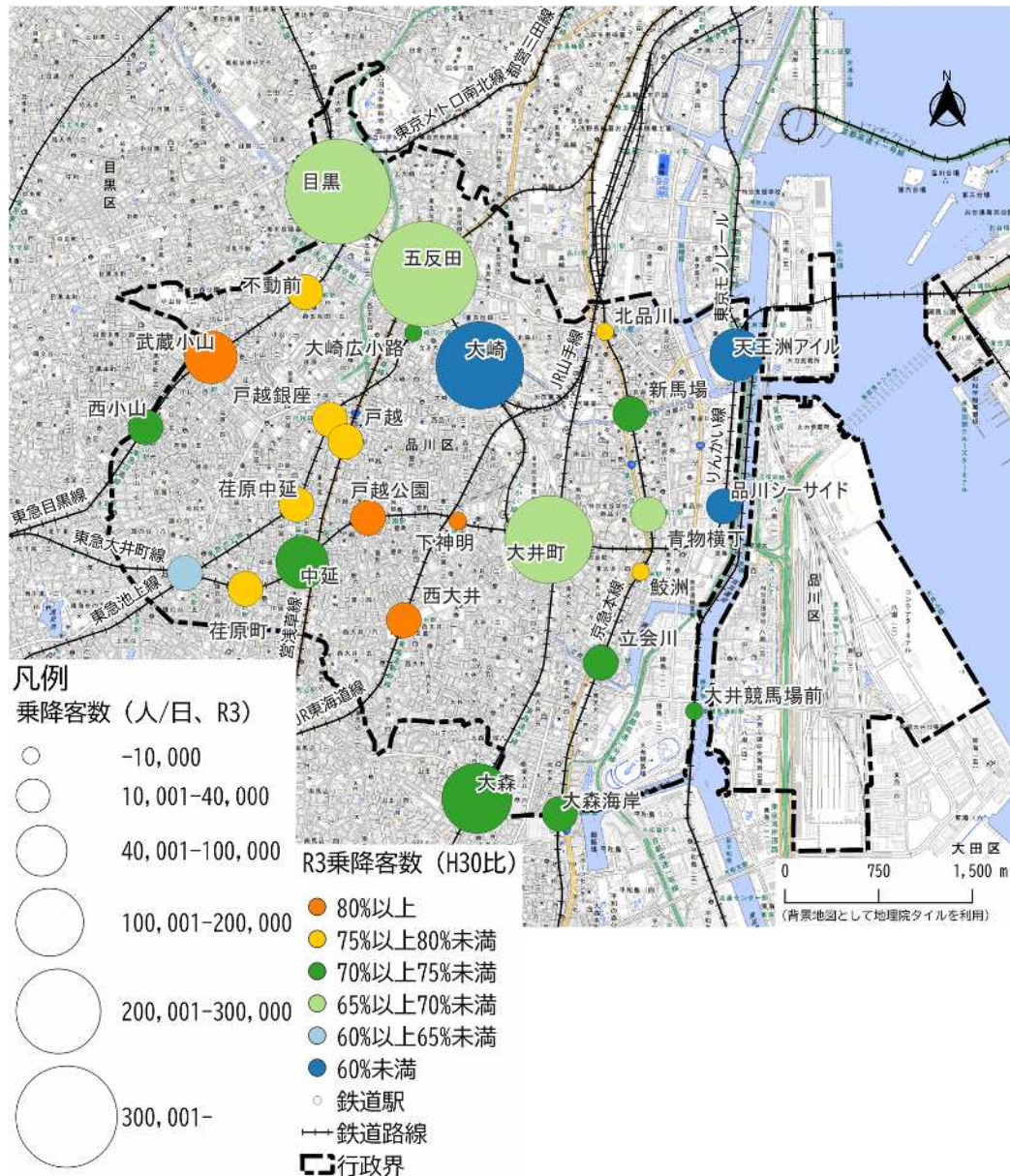


図 2-21 乗降客数の状況

資料：東京都「東京都統計年鑑」（2018（平成30）年～2021（令和3）年）より作成

注1：複数路線乗り入れ駅は合算して記載

注2：1日当たりの乗降客数は、年間乗降客数を365日で割って算出

注3：JRは乗車人員しか公表していないため、2倍にして乗降客数として算出

② バス路線の状況

路線バスについては、概ね区東部の臨海部を都営バスと京浜急行バスが運行しており、区西部の内陸部を東急バスが運行しています。コミュニティバス「しなバス」は、区南部の西大井駅～大森駅間を結んでいます。

また、内陸部の荏原周辺にはバス路線が通っておらず、空白地帯が見られます。

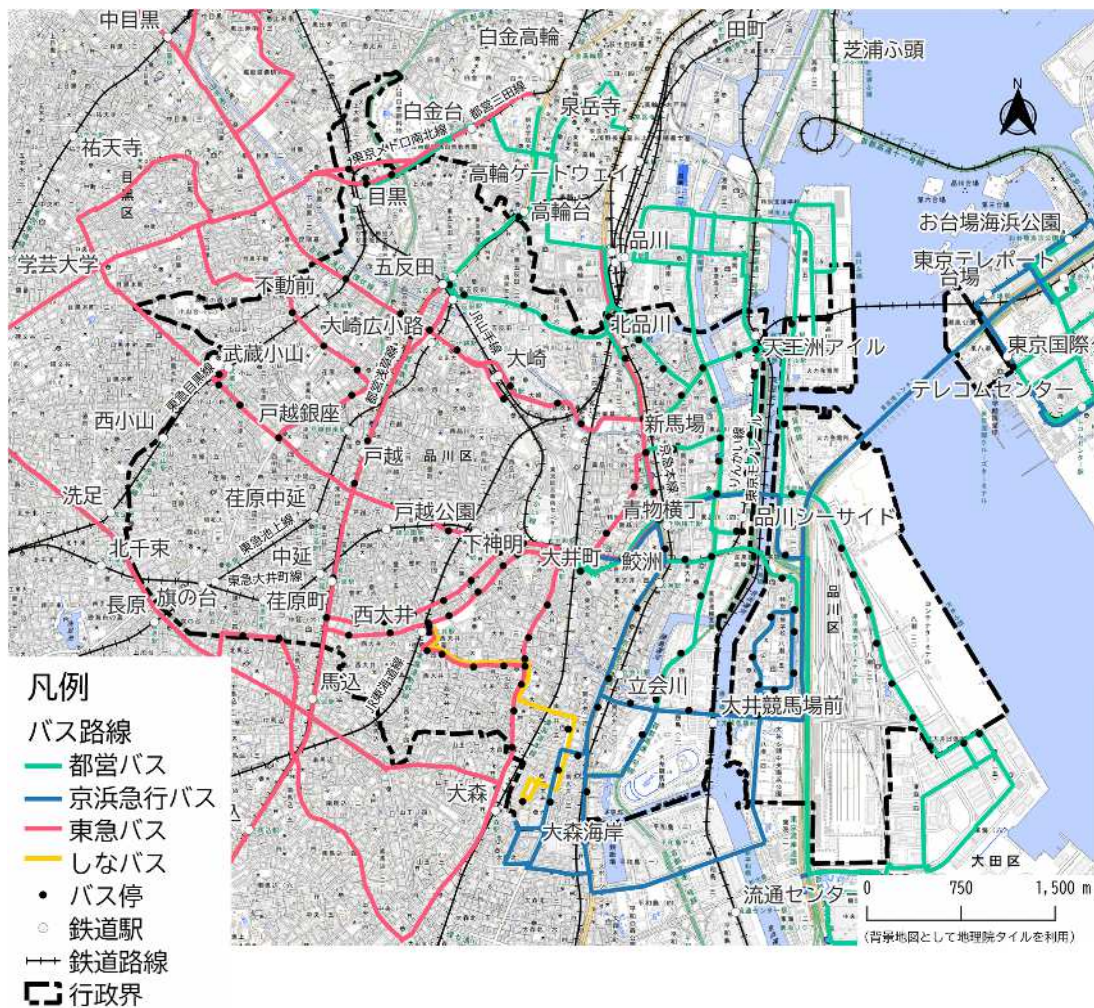


図 2-22 バス路線の状況

資料：国土数値情報（バスルート、バス停留所）、品川区ウェブサイト（コミュニティバス）より作成
 注1：国土数値情報のバスルート、バス停留所に、コミュニティバス「しなバス」のバスルート、バス停留所を追加している

注2：路線の重なりが見えるよう、多少ずらして表示している

注3：高速バス、空港交通は除く

2.5 自転車交通現況

(1) 交通安全環境

① 自転車事故の発生状況

近年の状態別交通事故死傷者数の推移をみると、四輪車の死傷者数が減少傾向にある一方で、自転車の死傷者数は増加傾向にあります。

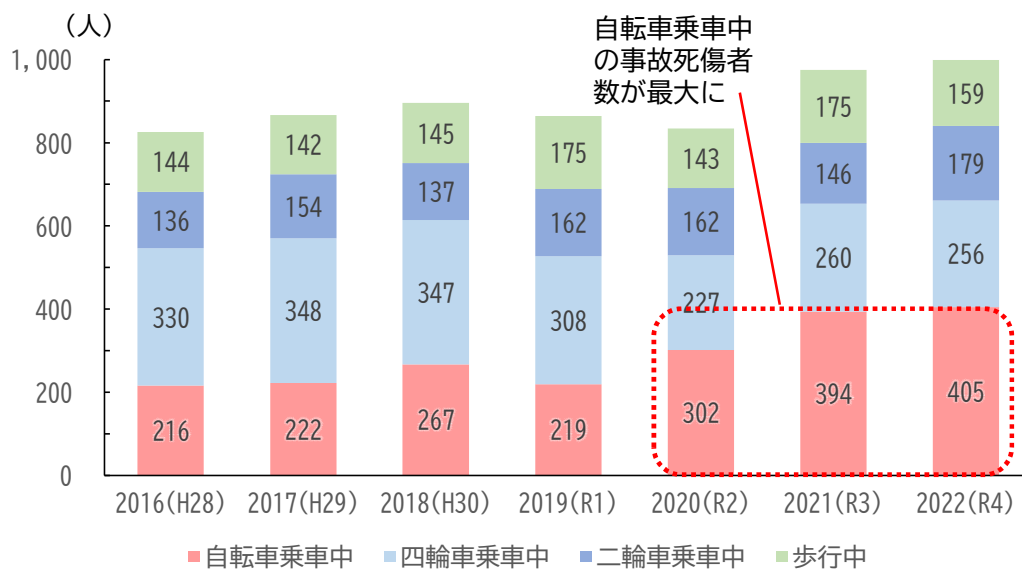


図 2-23 状態別交通事故死傷者数の推移（品川区）

資料：警視庁交通部資料「交通事故統計表（累月報）（2016（平成28）年中～2022（令和4）年中）」より作成

2020（令和2）年以降は、総事故件数、法令違反事故件数ともに増大し、2022（令和4）年には487（法令違反322）件となっています。

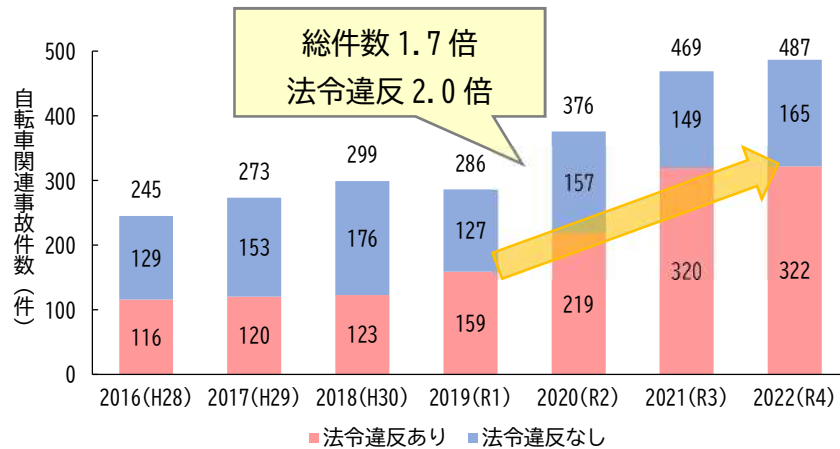


図 2-24 法令違反の有無別、自転車関与事故件数の推移（品川区）

資料：警視庁交通部資料「交通事故統計表（累月報）（2016（平成28）年中～2022（令和4）年中）」より作成

② 自転車関与事故の分析

自転車関連事故の状況を車道幅員別にみると、「自転車対自動車」の事故は、広幅員の道路で発生率が高く、「自転車対バイク」、「自転車相互」、「自転車単独・相手無し」の事故は幅員の狭い道路（5.5m未満）で多く発生しています。

年齢別では、「自転車対人」、「自転車対自動車」、「自転車対バイク」では相対的に高齢者以外の割合が高く、「自転車相互」、「自転車単独・相手無し」は相対的に高齢者の割合が高くなっています。

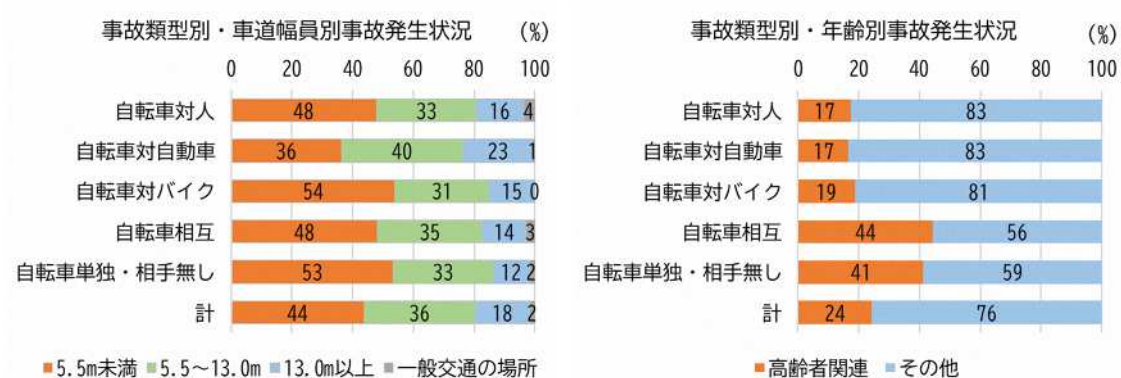


図 2-25 自転車事故発生状況

資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」より作成（2019（令和元）年～2022（令和4）年の合計）
 注：一般交通の場所とは、いわゆる公道以外で、不特定多数の人や車両が自由に通行できる場所として供され、現に不特定多数の人や車両が自由に通行している場所のこと（私道、駅前広場、サービスエリア、緑道等）
 注：品川区の高齢化率（65歳以上人口の割合）は20.3%（2022（令和4）年住民基本台帳）

近年の区内における自転車の違反内容をみると、「安全不確認」（13.0%）が最も多く、次いで「運転操作誤り」（11.4%）が多くなっています。

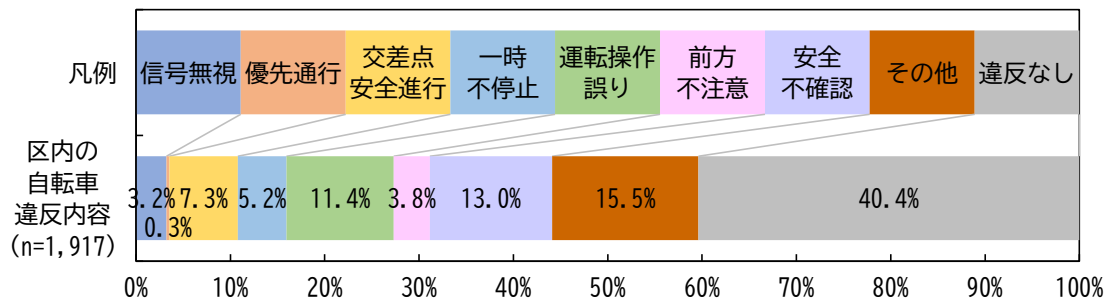


図 2-26 区内の自転車違反内容

資料：警視庁交通部「交通事故統計表（累月報）」より作成
 注：2018（平成30）年～2022（令和4）年の合計

自転車事故は区内全域において発生しており、幹線道路だけでなく、幅員の狭い道路でも多く発生しています。

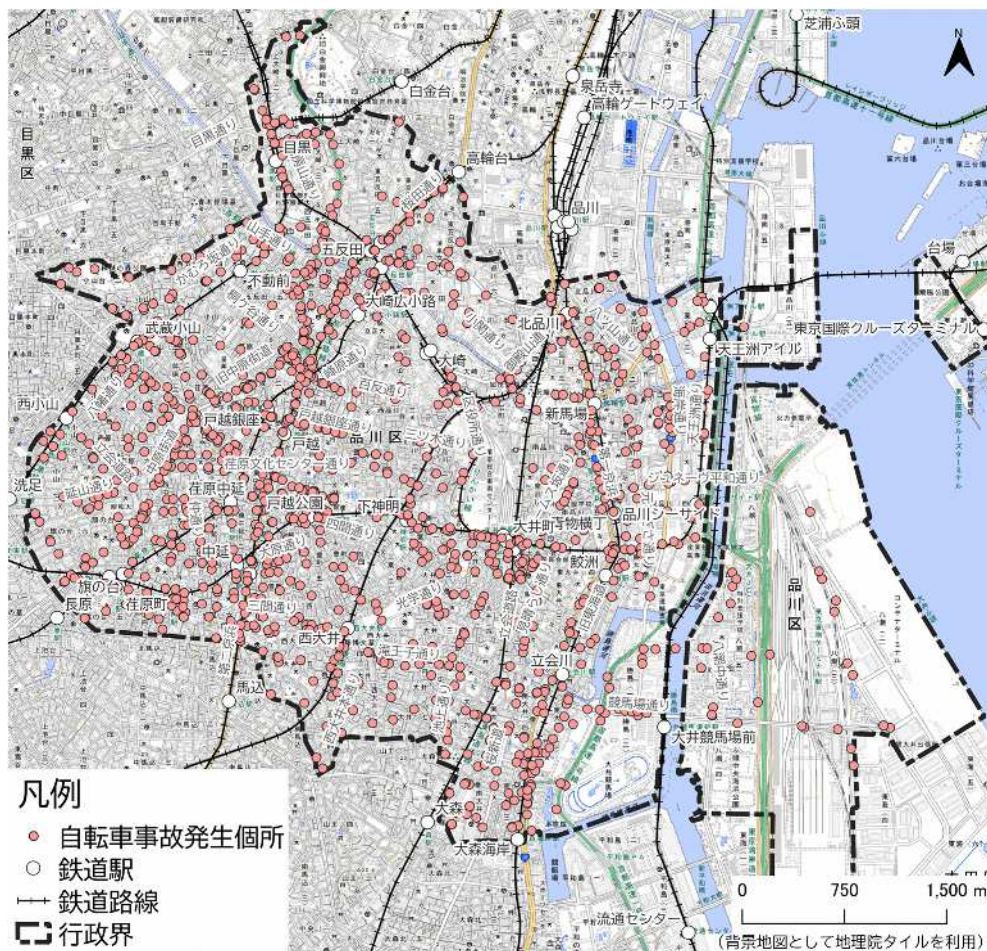


図 2-27 自転車事故発生箇所

資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」より作成（2019（令和元）年～2022（令和4）年の合計）

③ 交通安全に対する区民の意識

自転車利用に関する交通ルールについて、「自転車の歩道通行時の条件」が認知度・遵守率共に低い傾向にあります。

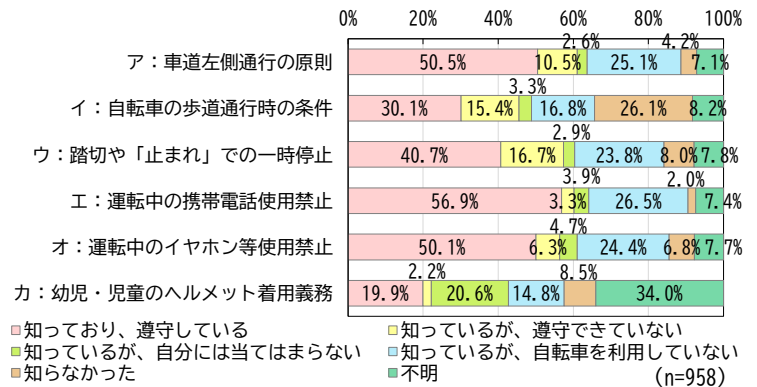


図 2-28 自転車利用ルールに対する区民の認知度・遵守状況

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査
(在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

自転車安全教室受講の経験は、年代が上がるにつれて「ない」という回答が多くなっています。

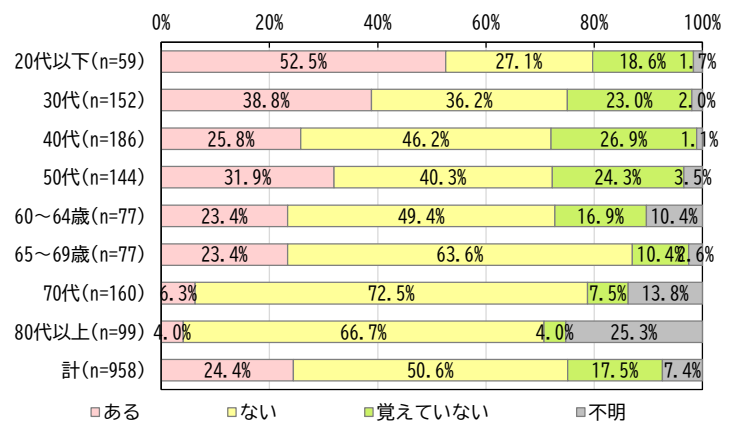


図 2-29 自転車安全教室受講の経験（年代別）

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査
(在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

④ 自転車賠償責任保険

自転車賠償責任保険の認知度自体は76.1%であるのに対し、加入状況は36.1%となっています。

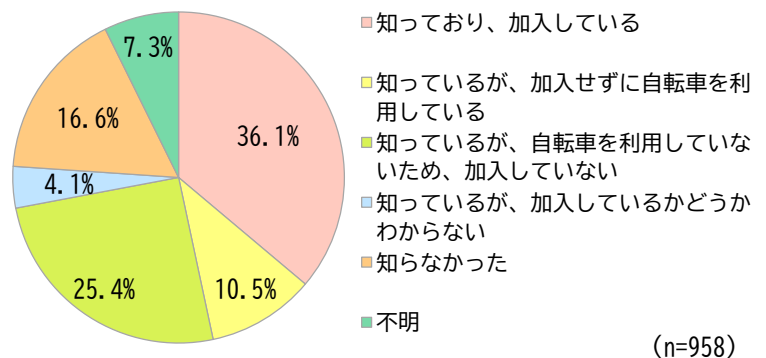


図 2-30 自転車賠償責任保険への加入状況

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査
(在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

(2) 自転車駐輪環境

① 自転車の放置・駐輪に関する区の条例

品川区では、区民の安全で快適な生活環境を維持向上させるため、「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」を制定しています。

本条例では、一定規模以上の集客施設を対象とした自転車駐車場の付置義務や、自転車の放置禁止区域の指定等について規定しており、歩行者の安全の保持、緊急活動の場の確保に努めています。

また、駅周辺の駐輪場には限りがあり、放置自転車の台数を抑制するため、駅周辺の居住者等については、通勤、通学、買物等を目的とした当該駅への自転車利用を可能な範囲で控えるよう促しています。

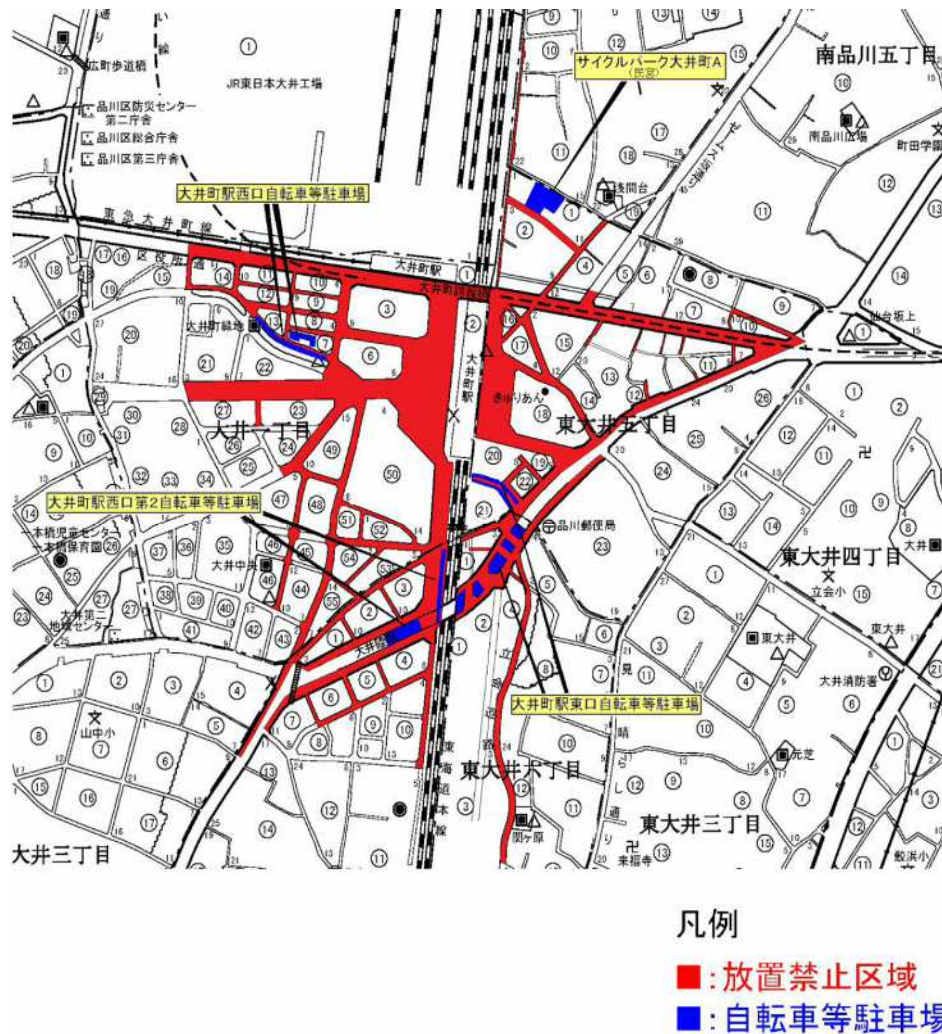


図 2-3 1 自転車放置禁止区域の例（大井町駅）

資料：品川区ウェブサイト

② 放置自転車

品川区全体の放置自転車台数（2022（令和4）年）は約1,000台（2022（令和4）年10月中の任意の1日、午前11時頃）であり、23区内ではワースト第6位となっています。

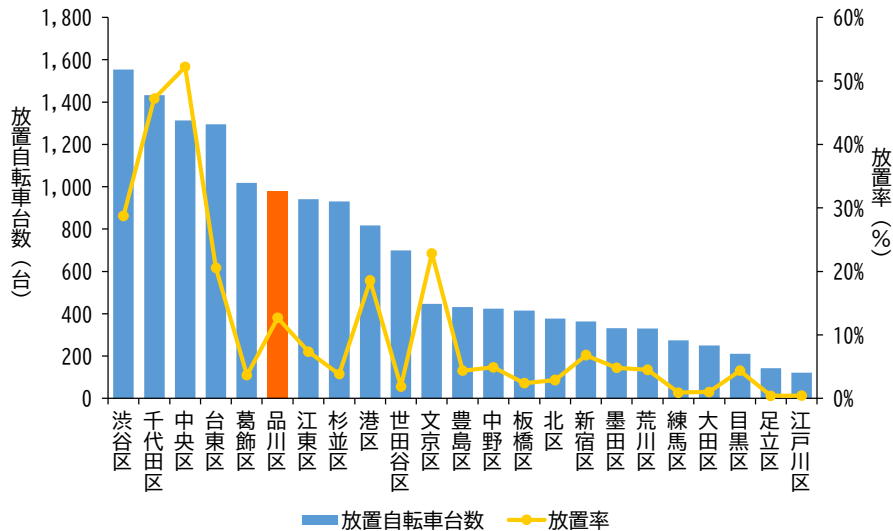


図 2-3 2 放置自転車台数・放置率（2021（令和4）年、区部）

資料：東京都「令和4年度調査 駅前放置自転車等の現況と対策」より作成

注1：放置率＝100×放置自転車台数／駅総乗入台数（放置台数＋実駐輪台数）

注2：区別の調査結果による

2021（令和3）年度の品川区全体の指導警備警告札付け台数は46,376台、放置自転車撤去台数は8,416台となっています。

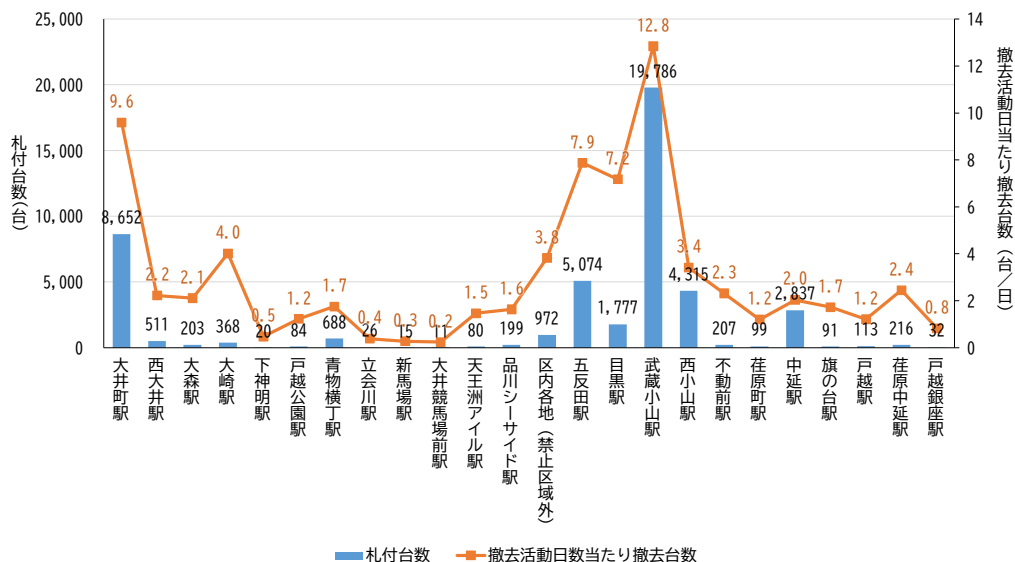


図 2-3 3 駅別指導警告札付け台数および放置自転車撤去台数（2021（令和3）年度）

資料：品川区資料より作成

注：放置禁止区域内と放置禁止区域外の件数の合計値

自転車の主な利用目的として最も多いのは「身の回りの買い物」(48.1%)となっており、およそ半数を占めています。

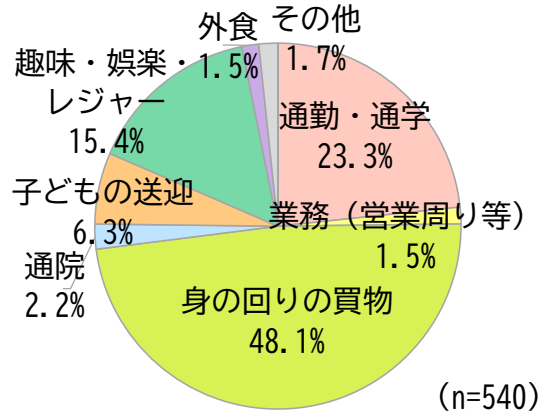


図 2-34 自転車の主な利用目的

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

路上に駐輪してしまう理由として最も多いのは「短時間の駐輪だから」(62.7%)、次いで「駐輪場が目的地から離れているから」(41.8%)となっています。

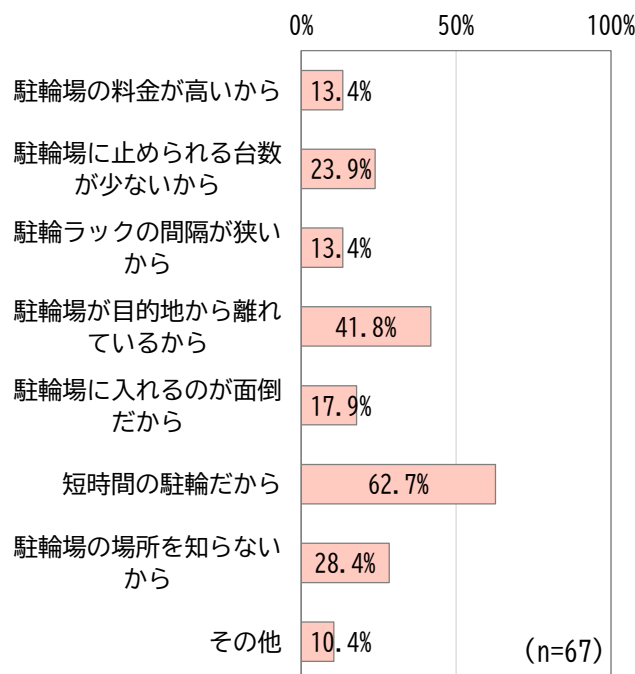


図 2-35 路上に放置してしまう理由

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

③ 駐輪場

駐輪場の整備状況と収容台数をみると、100 台未満の小規模な駐輪場が多い一方で、大森駅では区内で唯一 1,000 台以上の大規模な駐輪場が整備されています。

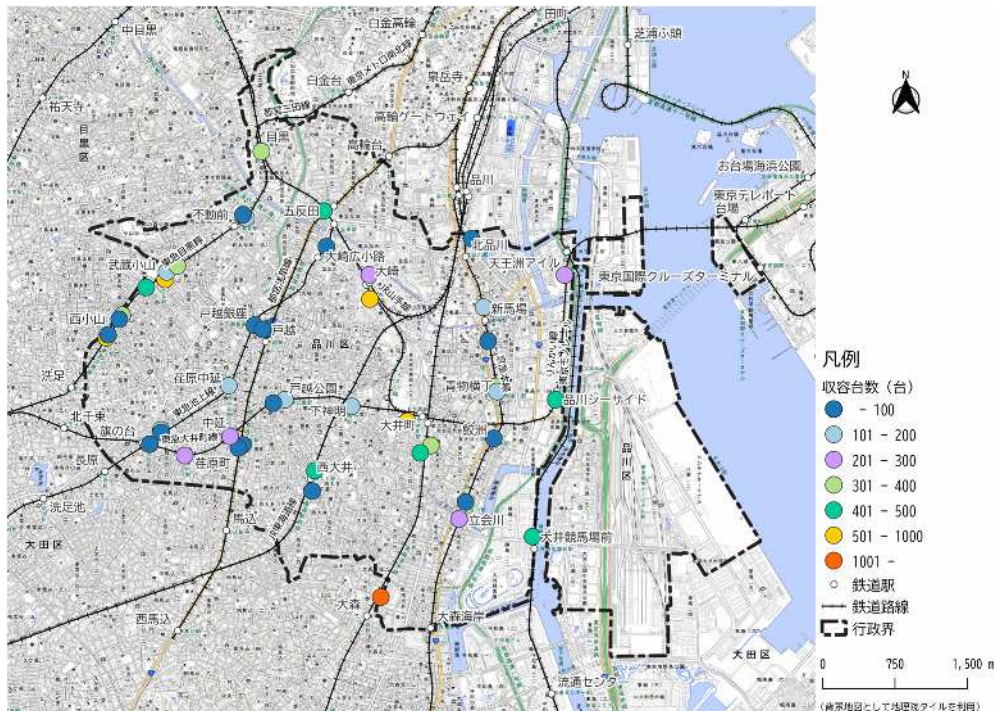


図 2-36 駐輪場別収容台数

資料：品川区資料より作成

駐輪場の満足度をみると、「駐輪スペース」や「駐輪ラック」についての満足度が低い傾向にあります。

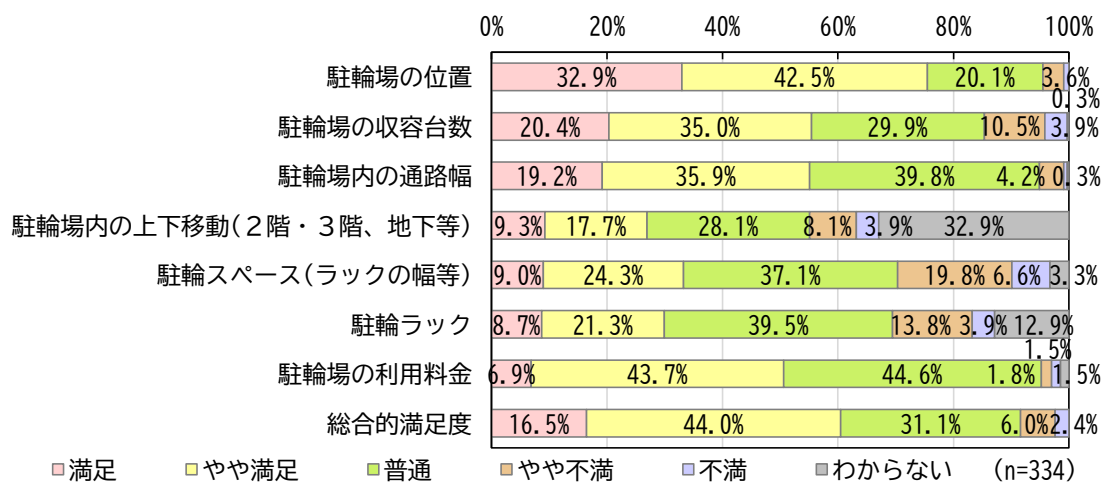


図 2-37 駐輪場の満足度

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（駐輪場利用者対象、2023（令和5）年2月実施）

④ 駐輪場利用・駅乗り入れ実態

乗入台数は、2019（令和元）年までは概ね増加傾向にありましたが、2020（令和2）年以降は減少傾向にあります。

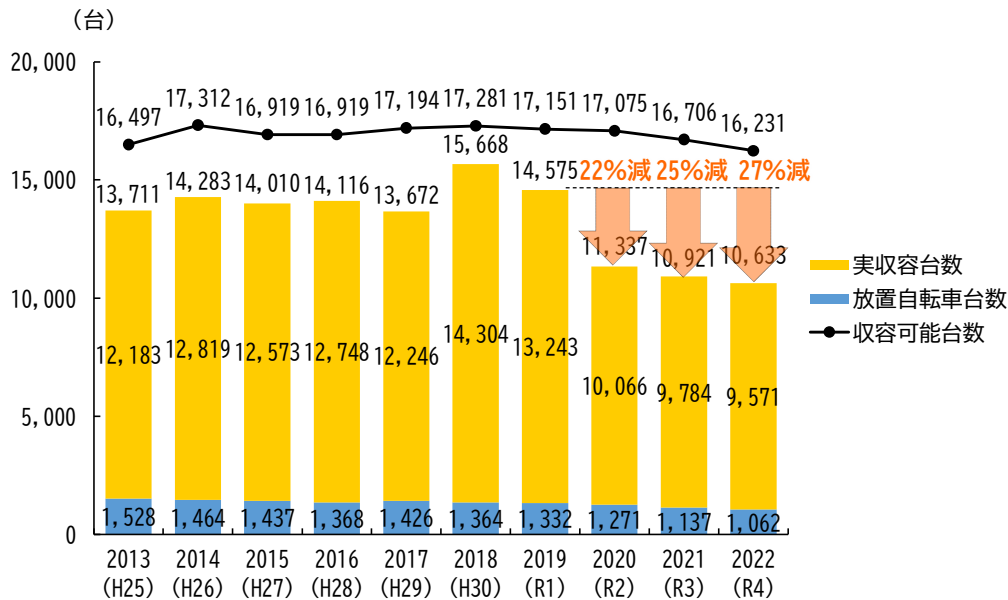


図 2-38 収容可能台数、実収容台数、放置自転車台数の推移

資料：東京都「令和4年度調査 駅前放置自転車等の現況と対策」より作成

注1：隣接区の収容可能台数、実収容台数、放置自転車台数を含む。

注2：収容可能台数、実収容台数は、区営および民営の駐輪場を対象。

注3：乗入台数＝放置自転車台数＋実収容台数

駅別に駐輪場の利用率をみると、西大井駅の利用率が87.5%と最も高くなっています。

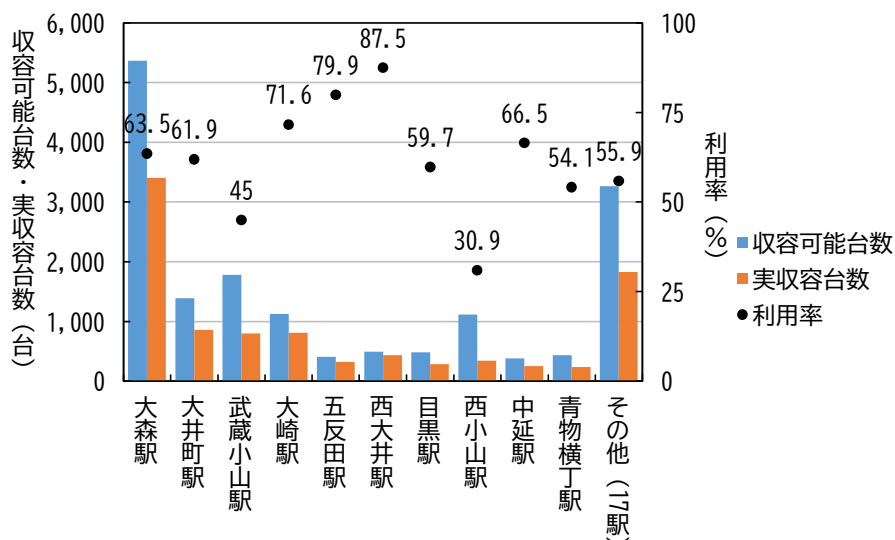


図 2-39 駅別駐輪場利用率

資料：東京都「令和4年度調査 駅前放置自転車等の現況と対策」より作成

注1：区内の乗入台数上位10駅を「主要駅」とした

注2：利用率＝実収容台数／収容可能台数

注3：隣接区の収容可能台数、実収容台数も含む

⑤ 自転車駐車場付置義務

2018（平成30）年度～2022（令和4）年度の5年間における付置義務駐輪場⁶の届出件数（設置・変更）は46件、届出台数は4,387台であり、近年は再開発の進展に伴い増加傾向にあります。

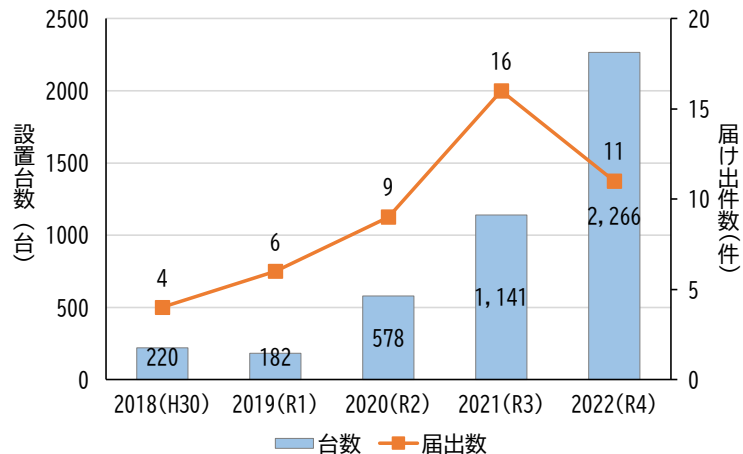


図 2-40 付置義務駐輪場の設置・変更届出台数、届出件数

資料：品川区資料より作成

表 2-3 対象施設および付置義務台数

施設の用途	対象となる施設規模	自転車駐車場 設置単位
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店	店舗面積 300 ㎡超	店舗面積 20 ㎡ごと
飲食店	店舗面積 300 ㎡超	店舗面積 30 ㎡ごと
パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの	店舗面積 200 ㎡超	店舗面積 15 ㎡ごと
レンタルビデオ店その他これに類するもの	店舗面積 300 ㎡超	店舗面積 20 ㎡ごと
銀行その他の金融機関	店舗面積 300 ㎡超	店舗面積 25 ㎡ごと
病院、診療所その他これらに類するもの	診療施設面積 300 ㎡超	診療施設面積 25 ㎡
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	運動場面積 500 ㎡超	運動場面積 50 ㎡ごと
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積 300 ㎡超	教室面積 15 ㎡ごと

注1：店舗等の面積が5000㎡を超える施設は、5000㎡を超えた部分について、算定した自転車駐車場の2分の1となる。

注2：混合用途施設については、当該用途ごとに算定した自転車駐車場の規模の合計が、15台以上である場合に付置義務に該当。

⁶ 品川区では、安全な通行、円滑な緊急活動を確保するため、一定規模以上の集客施設を新築または増改築する場合には、自転車駐車場を設置する必要があることを条例で定めている。

(3) 自転車活用環境

① シェアサイクルの整備状況

ドコモ・バイクシェアは2017（平成29）年10月18日より、社会実験としてシェアサイクルサービスを開始し、2018（平成30）年4月1日から都内9区と広域相互利用を開始しました。2022（令和4）年度の品川区におけるポート数は91箇所、自転車台数は720台となっています。

2017（平成29）年10月のサービス開始後、ポート数、自転車台数が増大し、令和元年度にポート数80箇所、自転車台数720台に達しましたが、その後はその規模を維持しつつ、若干拡大する程度にとどまっています。

シェアサイクルポートは区内全域に分布していますが、内陸部の荏原・小山・戸越・中延・旗の台周辺、南東部の大井周辺では密度が低いエリアが広がっています。

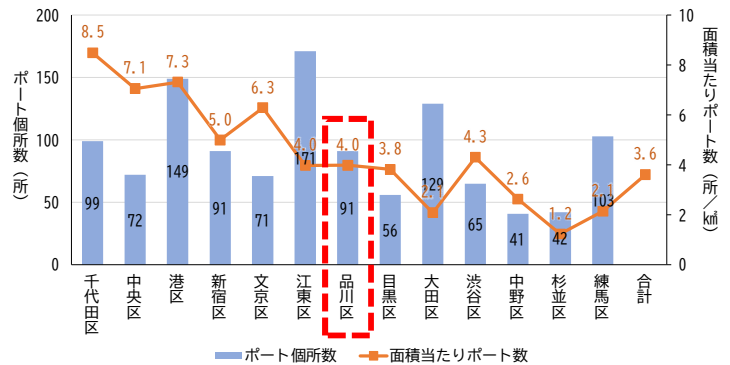


図 2-4 1 ドコモ・バイクシェアのポート数、自転車台数（面積当たり）

資料：シェアサイクル月次集計データ報告書（2023（令和5）年3月）
（株式会社ドコモ・バイクシェア）より作成
注：面積は2020（令和2年）年国勢調査による

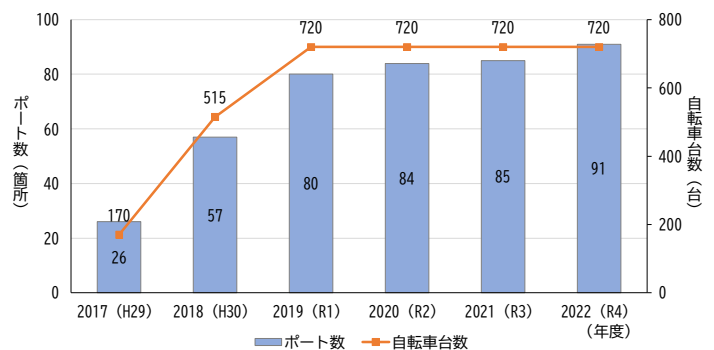


図 2-4 2 ドコモ・バイクシェアのポート数、自転車台数の推移

資料：シェアサイクル月次集計データ報告書（2023（令和5）年3月）
（株式会社ドコモ・バイクシェア）より作成

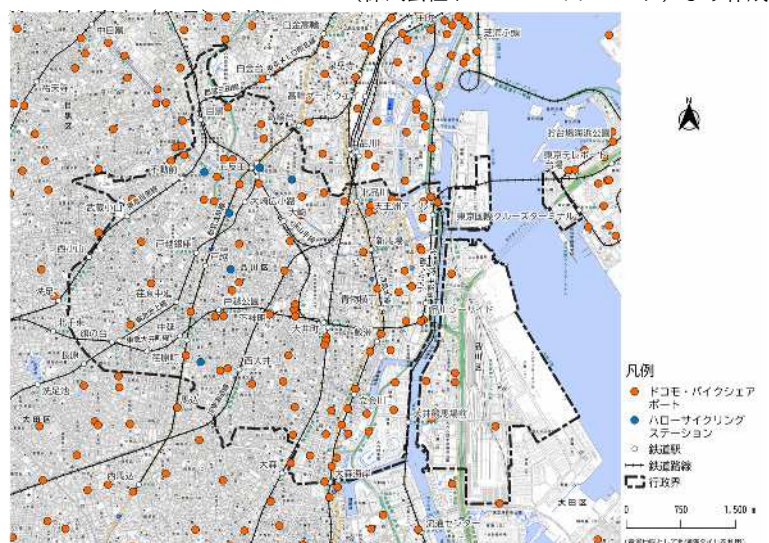


図 2-4 3 シェアサイクルポートの分布状況

資料：「ドコモ・バイクシェア」ウェブサイト
「ハローサイクリング」ウェブサイト
より作成

② シェアサイクルの利用状況

品川区におけるドコモ・バイクシェアの1日当たり利用回数は3,149回/日、面積当たりでみると138回/km²・日となっています。

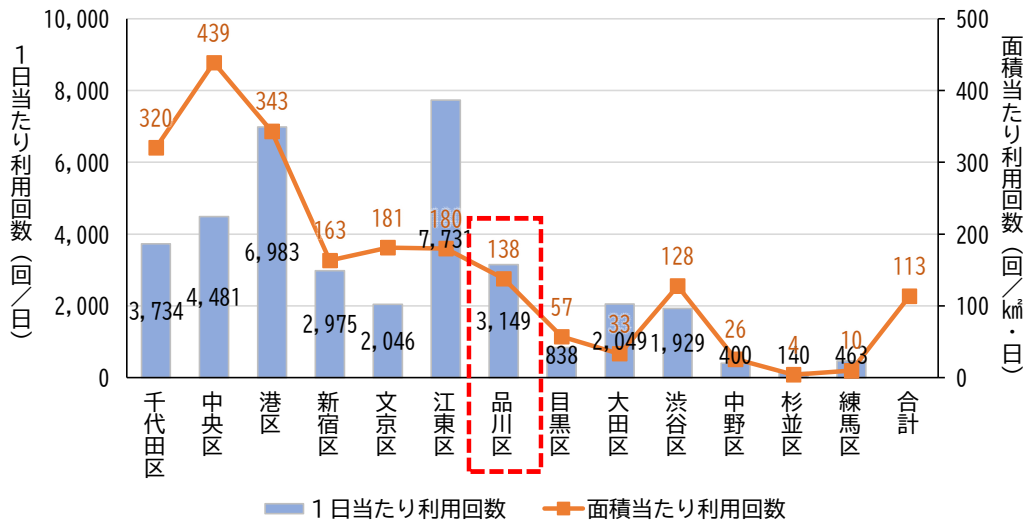


図 2-44 ドコモ・バイクシェアの利用回数（面積当たり）

資料：シェアサイクル月次集計データ報告書（2023（令和5）年3月）（株式会社ドコモ・バイクシェア）より作成

ドコモ・バイクシェアの利用回数の推移をみると、ポート数、自転車台数の整備が急速に進んだ令和元年までは、利用回数も大幅に伸びました。その後、ポート等の整備がひと段落した2020（令和2）年度以降においても年々増加傾向にあります。

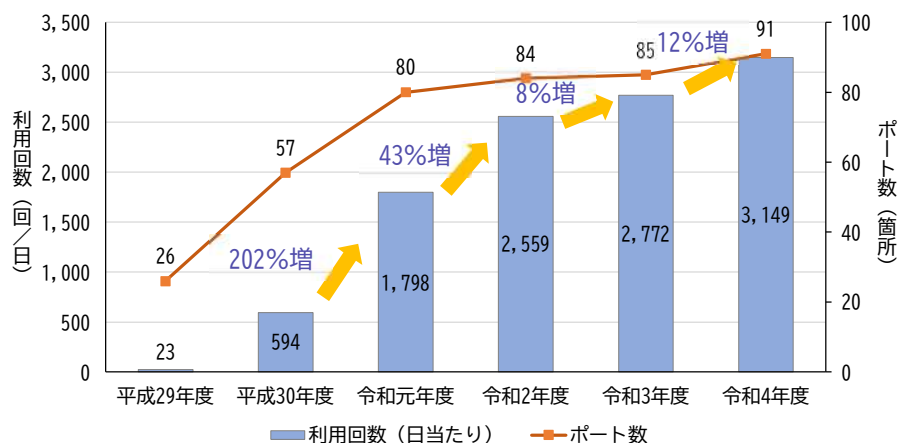


図 2-45 ドコモ・バイクシェアの1日当たり利用回数の推移(品川区)

資料：シェアサイクル月次集計データ報告書（株式会社ドコモ・バイクシェア）より作成

注：各年度末（3月）の値

貸出・返却件数の多いポートは、大森駅周辺の「大井水神公園」、大井町駅周辺の「大井町駅中央口（西側）」などであり、主に業務や商業機能が集積する駅近傍に集中しています。

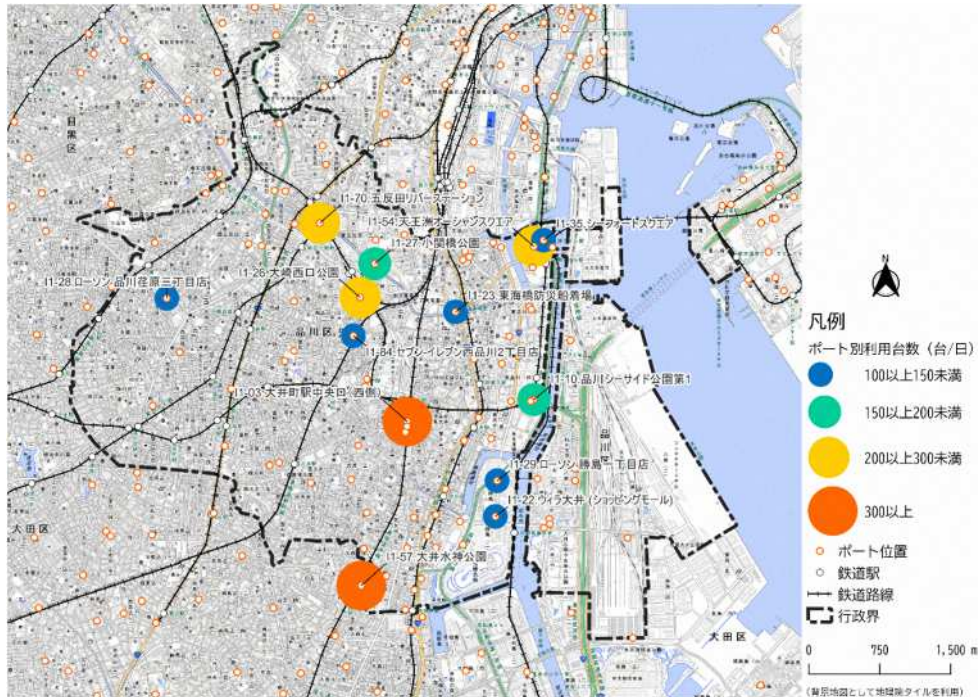


図 2-46 ポート別利用台数（100 台/日以上利用のポートを表示）

資料：シェアサイクル月次集計データ報告書（2022（令和4）年6月）（株式会社ドコモ・バイクシェア）より作成

③ シェアサイクルに対する区民の意識

シェアサイクルの認知度・利用経験は、年代が上がるにつれて低くなる傾向にあります。

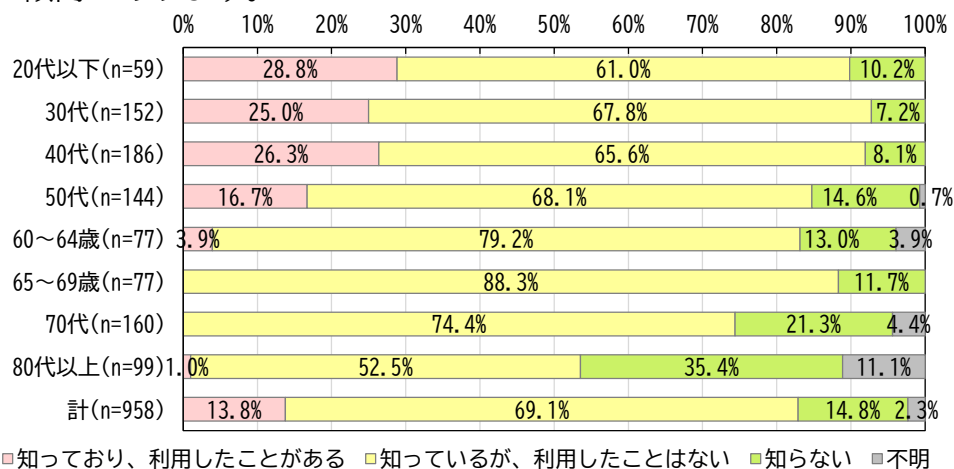


図 2-47 シェアサイクルの認知度・利用経験（年代別）

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

④ サイクルイベント

品川区の臨海部では、国際自転車ロードレースである「Tour of Japan(TOJ)」の東京ステージが開催されています。



図 2-48 ロードレースの様子（東京ステージ）

資料：Tour of Japan ウェブサイト



Stage Map I ステージマップ

図 2-49 東京ステージのコース

資料：Tour of Japan ウェブサイト

(4) 自転車走行環境

① 自転車走行環境の整備状況

国道、都道のほか、一部区道でも自転走行環境が整備されているものの、内陸部の密度が低く、連続していない区間も多くみられます。

品川区の自転車走行環境の整備延長は44.30km、うち区道は21.70kmとなっています。

品川区における自転車走行環境の整備状況

令和5年2月時点

	整備延長(km)		
	道路管理者施工	警視庁施工	計
国道	3.60	3.41	7.01
都道	2.06	13.53	15.59
区道	12.46	9.24	21.70
計	18.12	26.18	44.30



図 2-50 区内の自転車走行環境の整備状況 (2023 (令和5) 年2月時点)

資料：品川区資料より作成 (一部修正)

② 道路幅員

国道・都道といった幹線的な役割の道路の幅員は概ね 12m以上となっていますが、区道では 4 m未満の区間も多くみられます。

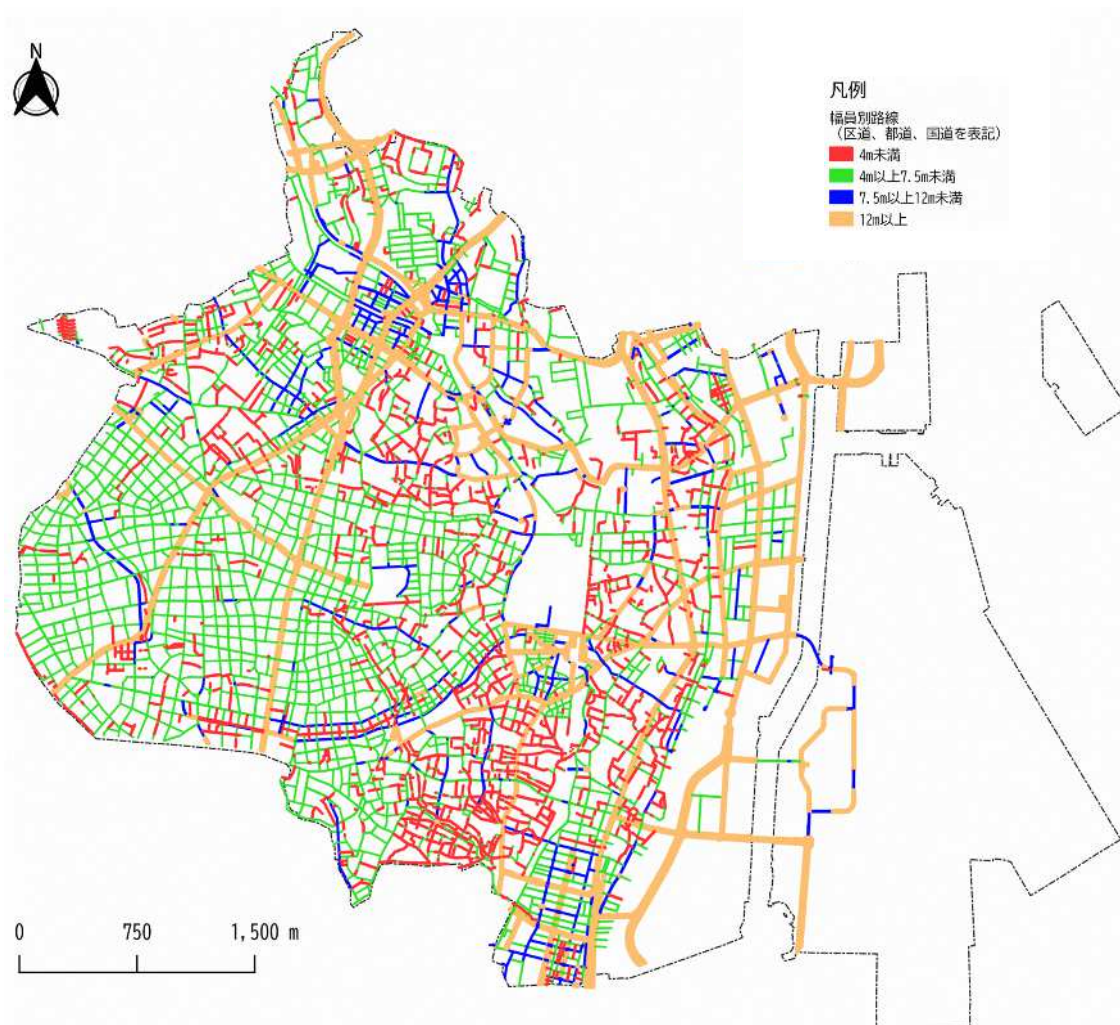


図 2-51 幅員別道路網

資料：品川区資料より作成

③ 通行空間整備効果

警視庁による自転車通行空間の整備による自転車通行位置の変化についての調査では、品川区の環状六号線（山手通り）を含む平成28年度自転車ナビマーク設置箇所、全32箇所において、平成29年度に整備効果の調査を実施しています。

それによると、整備前に比べて、整備後は歩道を走行する自転車が62.8%から58.2%に減少し、車道の左端から1mの位置（ナビマーク設置位置に相当）を走行する自転車が23.2%から27.9%に増加しています。

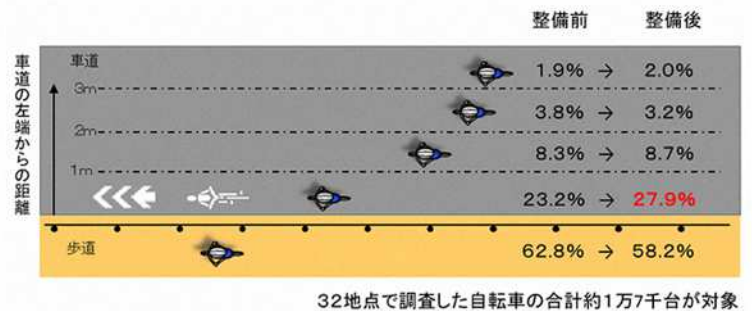


図 2-52 主要路線の交通量

資料：警視庁ウェブサイト「自転車ナビマーク・自転車ナビライン 整備効果等」

また、車道を逆走する自転車交通量は整備前と比較して44%の減少がみられ、自転車通行空間の整備（ナビマークの設置）により、自転車の車道利用の促進や車道逆走の抑制に効果的であることがうかがえます。

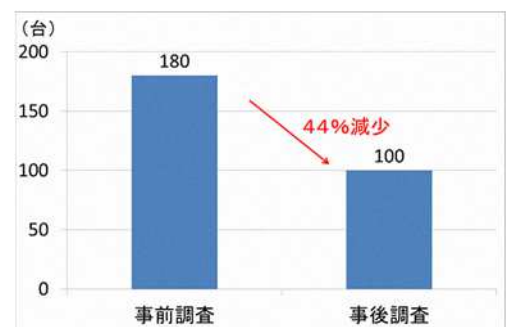


図 2-53 車道を逆走する自転車交通量の変化

資料：警視庁ウェブサイト「自転車ナビマーク・自転車ナビライン 整備効果等」

④ 自転車通行空間に対する区民の意識

自転車通行空間に対する区民の意識としては、「幅」、「整備箇所数」共に、『満足』（「満足」＋「やや満足」）より『不満』（「やや不満」＋「不満」）の割合の方が高くなっています。

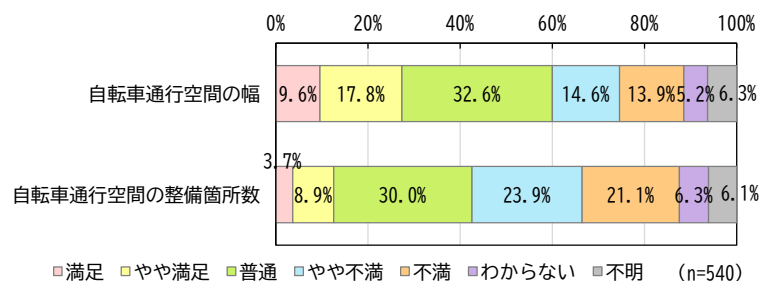


図 2-54 自転車通行空間に対する区民の意識

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

⑤ 路上駐車による影響

自転車乗車中に危険を感じた内容は、「道幅が狭い」に次いで「路上駐車がが多い」の割合が高くなっています。

「路上駐車がが多い」と指摘された箇所は、補助26号線(武蔵小山駅～戸越公園駅周辺)やかむろ坂通り(不動前駅周辺)に多く集中しています。

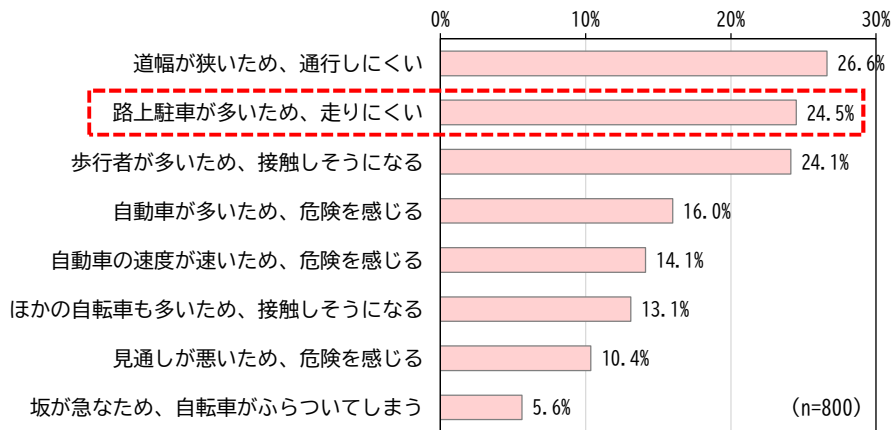


図 2-55 危険を感じた内容（自転車乗車中）

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

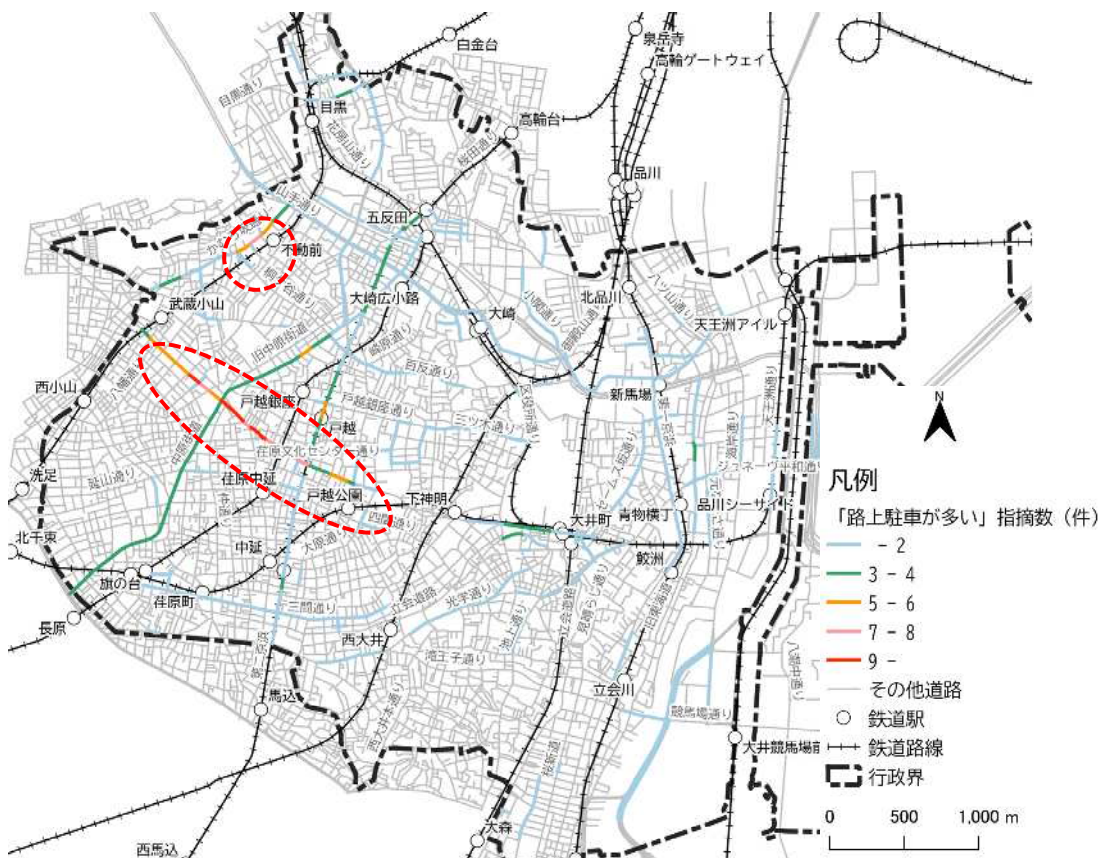


図 2-56 危険を感じた箇所「路上駐車がが多いため、走りにくい」（自転車乗車中）

資料：品川区の自転車利用に関するアンケート調査（在住区民対象、2022（令和4）年12月実施）

3章 課題の整理

以上の調査・分析を踏まえ、品川区の自転車利用における課題を以下の通り整理しました。

表 3-1 品川区の自転車利用における課題

区分	課題	
交通安全環境	ハード施策による事故の抑制	○事故危険箇所等における交通安全対策の推進が必要
	自転車利用のルール・マナーの周知徹底	○交通安全教育、各種啓発活動等の推進が必要 ○新たな法改正等の周知・徹底が必要
	自転車損害賠償保険の周知、加入促進	○自転車利用者、自転車を使用する事業者の保険加入促進が必要
自転車駐輪環境	買物等短時間駐輪への対応	○買物等の需要に対応した駐輪スペースの確保が必要
	駐輪場の運用方法の改善	○大型自転車等、車種に対応した駐輪スペースの再配分が必要 ○需要特性に応じた駐輪場の運用方法の改善が必要
	駐輪場の利便性、快適性の向上	○駐輪場の利用環境の改善が必要
	放置自転車の排除	○歩行等の障害となる放置自転車の排除が必要 ○利用しやすい駐輪環境の確保が必要
自転車走行環境	自転車ネットワークの整備推進	○安全で快適な自転車ネットワークの整備が必要
	通行しやすい自転車通行環境の形成	○自転車通行空間における路上駐車の排除が必要 ○自転車の通行位置を示す路面標示が必要
	地域と共存した自転車利用／抑制策の検討	○地域の特性に応じた自転車利用／抑制等の検討が必要
自転車活用環境	地域特性に応じた自転車活用方策の検討	○地域特性を踏まえた自転車交通の役割、活用方策の検討が必要
	シェアサイクル利用環境の充実と利用者の拡大	○ニーズの高いエリアにおけるポート密度の増大が必要 ○シェアサイクルの利用方法等の教育・啓発等が必要
	観光等他分野と連携した自転車の活用策の検討	○観光振興、商店街振興、環境対策、健康づくり、子育て支援、高齢者の移動支援、防災等のための自転車活用方策の検討が必要 ○他分野と連携した自転車ネットワークの周知・活用の促進が必要
	自転車を含めた区内交通サービスの充実	○シェアサイクルと公共交通の連携強化が必要

4章 計画の目標と基本方針

4.1 区全体の目標と基本方針

(1) 関連計画の整理

国・都の自転車活用推進計画において、目標や施策の大きな柱は、「自転車利用環境」「健康増進」「観光振興」「安全・安心」の4つに集約されます。区の自転車通行環境における課題と、上記4つの柱を対応づけると以下の通りです。

国の「自転車活用推進計画」の目標

- 1 自転車交通の役割拡大による**良好な都市環境**の形成
- 2 サイクルスポーツの振興等による**活力ある健康長寿社会**の実現
- 3 サイクルツーリズムの推進による**観光立国**の実現
- 4 自転車事故のない**安全で安心**な社会の実現

東京都「東京都自転車活用推進計画」 実施すべき施策

1. **環境形成**：様々な場面で自転車を利用される将来
2. **健康増進**：自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来
3. **観光振興**：国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来
4. **安全・安心**：安全・安心に自転車が通行できる将来

国・都の【4つの柱】

- 自転車利用環境
- 健康増進
- 観光振興
- 安全・安心

図 4-1 国・都の自転車活用推進計画の目標・施策

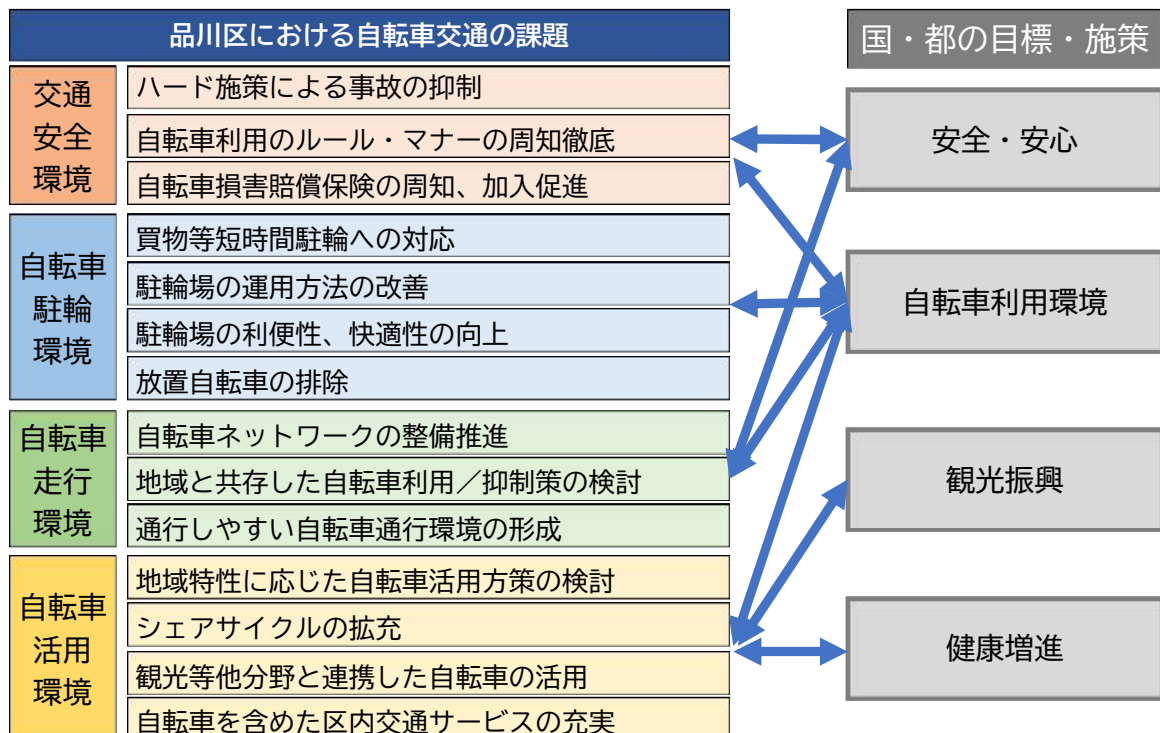


図 4-2 区の自転車交通の課題と国・都の自転車活用推進計画の目標・施策との対応

(2) 計画の視点と基本方針

対応すべき課題を体系化し、個別方針および基本方針を以下のとおり設定します。

視点については、課題や施策の体系を踏まえつつ、区民へのわかりやすさに配慮し、「まもる」、「とめる」、「はしる」、「いかす」の4種類ごとに整理します。

なお、視点・基本方針の順番については、アンケート調査の結果などから区民の関心が最も高い「まもる」を最上位に設定し、以下「とめる」「はしる」「いかす」の順としました。



図 4-3 計画の視点・基本方針

(3) 計画の目標

課題や基本方針を踏まえ、計画目標を以下の通り設定します。

<計画目標>

地域と共存し、暮らしを支え、にぎわいを創出する、
安全で快適な自転車利用環境の創出



4.2 エリア別の方針

品川区は各エリアで地域特性が大きく異なることから、区内を大きく拠点市街地エリア、生活拠点周辺・住宅地エリア、臨海部エリアの3つのエリアに区分し、各エリアの特徴や自転車利用の現状・課題および「品川区まちづくりマスタープラン」（2023（令和5）年3月）におけるまちづくりの目標を踏まえ、本計画におけるエリア別の方針を次ページの通り設定します。

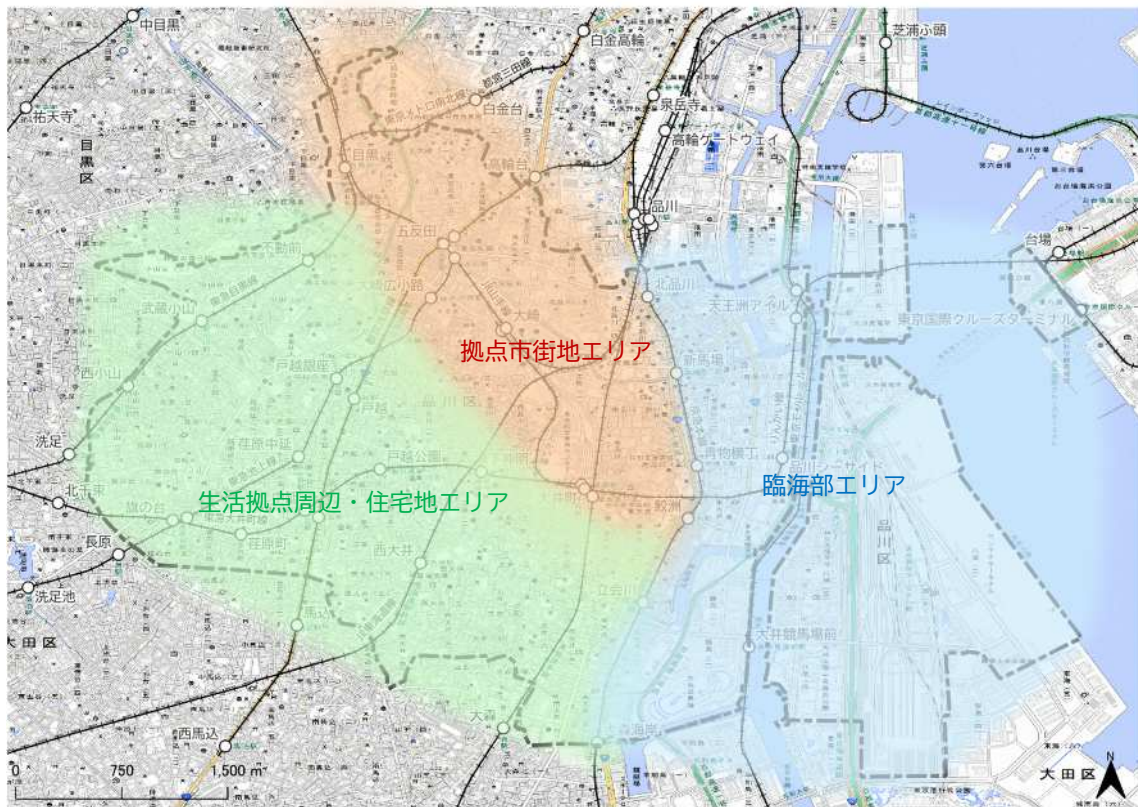


図 4-4 エリア区分のイメージ

1. 拠点市街地エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
○オフィスビルやマンションなどの高層ビルが立ち並び、業務・商業機能が集積 ○通勤通学、買い物、観光等を目的に、区内外から多くの人が来訪 ○再開発に合わせ、幅員が広い道路が整備	○駐輪場の利用率が高い ○国道、都道を中心に自転車通行空間の整備が進んでいるものの、区道を含めたネットワークの形成には至っていない ○通勤通学、業務目的のシェアサイクルの利用が多い
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
○業務、商業、居住、文化、ひと中心の創造的な空間、交流機能等を導入・強化 ○住み、働く魅力にあふれた質の高い都市拠点 ○目黒川を活用した豊かな時間を過ごせるアメニティと文化交流の空間 ○環境に配慮した高次の拠点市街地を形成	
方針	①通勤や業務の移動を支える自転車利用環境の整備 ②自転車通行空間の整備による回遊性の向上 ③シェアサイクルを活用したモビリティの促進



(大崎)



(五反田)

図 4-6 拠点市街地エリアのイメージ

2. 生活拠点周辺・住宅地エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
○住宅地が広がり、一部木造住宅密集地域が存在 ○駅周辺に活気ある商店街が形成され、買物等で多くの近隣住民が利用 ○住宅が密集しているため、幅員が狭い道路が多い	○幅員の狭い道路での事故が多い ○放置自転車が多い（買物等短時間駐輪） ○シェアサイクルポートの密度が低く、利用が少ない
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
○市街地の骨格形成と防災まちづくりを支える都市基盤 ○災害時における広域避難場所等への円滑な避難経路の確保により安全性が向上するまち ○生活の拠点となる駅を中心として機能強化した交通結節点	

方針	①自転車の利用適正化による商店街等における歩行者の安全確保 ②短時間駐輪スペースの確保による商店街等の活性化促進 ③シェアサイクルの充実による防災機能の強化 ④幅員の狭い道路での交通安全対策
----	--



(武蔵小山)



(中延)

図 4-7 生活拠点周辺・住宅地エリアのイメージ

3. 臨海部エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
○物流機能が集積するほか、大規模公園や大規模住宅団地が存在 ○旧東海道、しながわ水族館をはじめとした観光拠点が分布 ○道路インフラが充実しており、広幅員の道路が整備	○自転車通行空間の整備が進んでいるものの、内陸部とのネットワークの形成には至っていない ○臨海部から JR 京浜東北線駅へのシェアサイクルの利用が多い
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
○江戸の伝統と文化の薫るにぎわいと交流のまち ○水上バス、船宿、舟運、レクリエーションなど、水辺空間を活かした魅力的なまち ○誰もが住みやすい次世代の良好な住環境が整った八潮団地 ○質の高い水辺空間と環境に配慮して脱炭素が進展するまち	

方針

- ①居住者の自転車利用を支える自転車通行空間の整備推進
- ②シェアサイクルを活用した臨海部への観光周遊の促進
- ③自転車の計画的な利用促進による脱炭素化の推進



(旧東海道)



(八潮)

図 4-8 臨海部エリアのイメージ

5章 実施すべき施策

5.1 施策体系

本計画の目標および4つの視点・基本方針、8つの個別方針に基づき、以下に示す通り23の施策を設定します。

※ **着色している施策** は、重点施策（63ページを参照）

視点・基本方針	個別方針	施策
1. まもる ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出	1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(1) 世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進 (2) 事業者による自転車安全利用の促進 (3) 新たな法改正等の広報啓発 (4) 自転車安全利用指導員の配置
	2) 事故への備えの充実	(1) 安全な移動環境の確保 (2) 自転車利用者への注意喚起 (3) 自転車損害賠償保険の加入促進
2. とめる 自転車を適切に停められる環境の創出	1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討 (2) 駐輪場の状況を踏まえた利用料金の再設定 (3) 利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分 (4) 駐輪場施設の改修・充実
	2) 自転車放置対策の推進	(1) 放置自転車の撤去活動・指導啓発の推進 (2) 買物等短時間駐輪スペースの確保
3. はしる 安全で快適な自転車通行環境の創出	1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進	(1) 自転車ネットワークの整備推進 (2) 安全で走りやすい自転車通行空間の整備
	2) 地域の実情に合わせた利用方針の検討	(1) 地域ごとの自転車利用方針の検討
4. いかす 地域と共存しながら自転車を活用できる環境の創出	1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(1) 自転車による周遊環境の充実 (2) サイクルイベントによる賑わいの創出 (3) 自転車を活用した他分野との連携 (4) 放置自転車のリサイクルの実施
	2) シェアサイクルの普及促進	(1) シェアサイクルポートの整備促進 (2) シェアサイクルの広報啓発 (3) シェアサイクルと公共交通の連携促進

5.2 まもる

～ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出～

(1) 交通安全意識の向上と行動の徹底

交通安全意識の向上と行動の徹底を図るため、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、事業者による従業員への自転車安全教育を促進します。

また、自転車の安全利用や新たな法改正等についての広報啓発や、自転車安全利用指導員の配置を実施します。

表 5-1 交通安全意識の向上と行動の徹底 施策 1 / 2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(1) 世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進	①小学校における自転車安全教室（年4回程度）や中学校における交通安全指導を実施します。	・土木管理課 ・教育委員会 ・警察署	継続
		②高齢者向けの自転車安全教室（年4回程度）を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続
		③その他の年齢層や外国人についても、チラシ、ポスター、広報誌、ホームページ、SNS、動画、ケーブルテレビ等により、啓発活動を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続
		④公園で自転車を使用した交通安全啓発イベントを実施します。	・公園課 ・警察署	継続
	(2) 事業者による自転車安全利用の促進	①事業者による従業員への自転車安全教育が広く推進されるよう、広報啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続

表 5-2 交通安全意識の向上と行動の徹底 施策 2 / 2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(3) 新たな法改正等の広報啓発	①自転車の安全利用や新たな法改正（ヘルメット着用の努力義務化等）等について、チラシ、ポスター、広報誌、ホームページ、SNS、動画、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用し、広報啓発を実施します。	・土木管理課	継続
		②自転車安全利用キャンペーンを引き続き実施するとともに、今後更にイベントへの出展を実施するなど、区民に直接啓発できる機会を新たに創出します。	・土木管理課 ・警察署	拡充
		③啓発品を配布するなど、全世代のヘルメット着用を推進します。	・土木管理課	継続
		④区に寄付されたヘルメットについて、小学校で希望者に配布します。	・教育委員会	継続
		⑤基準に合致した電動キックボードやペダル付原動機付自転車等、特定小型原動機付自転車の安全利用について、チラシ、ポスター、SNS、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	新規
	(4) 自転車安全利用指導員の配置	①交通事故多発地点等への自転車安全利用指導員の配置による、交通ルールやマナーの指導・啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続

(2) 事故への備えの充実

自転車の交通事故を抑制するため、自転車が安全に移動できる環境を確保するとともに、自転車利用者への意識啓発を実施します。

また、万が一の事故に備えた自転車損害賠償保険の加入を促進します。

表 5-3 事故への備えの充実 施策

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
2) 事故への備えの充実	(1) 安全な移動環境の確保	①「品川区自転車ネットワーク計画」に基づく、自転車ネットワークの整備と合わせ、交通安全施設の整備により、自転車や歩行者が安全に通行できる環境を確保します。	・道路課 ・警察署	新規
		②保育園・幼稚園の送迎ルート等、歩行者や自動車との錯綜が懸念される路線において、安全対策を実施します。	・道路課	新規
		③私道整備助成により、交通安全施設の設置等を実施します。	・建築課	継続
	(2) 自転車利用者への注意喚起	①歩行者優先等の注意喚起看板を設置し、自転車の安全利用を促進します。	・土木管理課 ・警察署	継続
	(3) 自転車損害賠償保険の加入促進	①各種キャンペーンや講習会、自転車販売店、広報誌等を通じて、自転車損害賠償保険をPRし加入を促進します。	・土木管理課 ・警察署	継続

5.3 とめる

～自転車を適切に停められる環境の創出～

(1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備

地域需要に応じて、駐輪場の整備促進や利用方法の検討を行います。

また、既存駐輪場の利便性・快適性向上のため、利用料金の再設定、駐輪空間の再配分、大型車対応、設備の改修・充実を実施します。

表 5-4 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備 施策 1 / 2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討	①再開発事業等に際し、施設需要以外にも、地域需要に応じた地域貢献に資する、駐輪場の整備を事業者に指導します。	・都市開発課 ・土木管理課	拡充
		②放置自転車の多い駅周辺等、駐輪場の不足する地域において、地域需要に応じた駐輪場の整備を検討します。	・土木管理課 ・鉄道事業者 ・商業施設 等	検討
		③既設の区営自転車等駐車場を買い物利用客も使いやすいよう、当日利用における短時間無料設定の導入等について検討します。	・土木管理課	検討
		④駐輪場付置義務条例や「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」等に基づき、一定規模以上の店舗、共同住宅で駐輪場を整備する際に、店舗前等、利用しやすい駐輪場の整備を協議し促進します。	・土木管理課	継続
	(2) 駐輪場の状況を踏まえた利用料金の再設定	①屋根の有無、階層等の施設の利用条件や利用状況に応じた料金の見直しを行い、利用率の向上を図ります。	・土木管理課	検討

表 5-5 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備 施策 2/2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(3) 利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分	①定期利用／当日利用等の利用特性に応じて、駐輪区分の再配分を実施します。	・土木管理課	継続
		②電動アシスト自転車、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の需要拡大を踏まえ、駐輪場の利用状況に応じた、駐輪ラックの設置間隔の見直し、駐輪ラック撤去による平置きスペースの拡充など駐輪ニーズに応じた駐輪場整備を推進します。	・土木管理課	継続
	(4) 駐輪場施設の改修・充実	①老朽化した駐輪場施設について、計画的に改修等を進め、利便性向上を図ります。	・土木管理課	継続
		②電磁式駐輪ラックを設置している全ての駐輪場について、既に交通系ＩＣカード等キャッシュレス決済を導入済みのため、決済方法や料金見直し等の変化に応じ、利便性の向上に資するサービス提供を図ります。	・土木管理課	継続



(平置きスペースの整備 品川シーサイド駅) (キャッシュレス決済精算機 大崎駅)

図 5-1 自転車駐輪環境整備の取り組み事例

(2) 自転車放置対策の推進

駅周辺等における自転車の放置を防止し、自転車の秩序ある利用を促すため、放置自転車の撤去活動や指導啓発を推進します。

また、買物等短時間駐輪スペースの確保により、商店街等における放置自転車の抑制を図ります。

表 5-6 自転車放置対策の推進 施策

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
2) 自転車放置対策の推進	(1) 放置自転車の撤去活動・指導啓発の推進	①秩序ある自転車利用の促進、歩行者の安全確保等を進めるため、放置自転車の撤去活動を継続的に実施します。	・土木管理課	継続
		②自転車の放置防止のため、指導啓発（放置自転車への警告札の貼付や自転車利用者への声かけ等）を実施します。	・土木管理課	継続
	(2) 買物等短時間駐輪スペースの確保	①「商店街活性化推進事業助成金」等、商店街等における駐輪場整備に活用できる支援策の周知を図ります。	・商業・ものづくり課 ・商店街	継続
		②商店街等と連携し、商店街内等における小規模分散型の駐輪スペース（軒先駐輪スペース等）の確保を検討します。	・商業・ものづくり課 ・商店街	検討
		③商店街等と連携し、休業日（休日）の店舗の空きスペースについて、買物等利用客の駐輪スペースとしての活用を検討します。	・商業・ものづくり課 ・商店街	検討

5.4 はしる

～安全で快適な自転車通行環境の創出～

(1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進

自転車で安全・快適に道路を通行できるよう、自転車ネットワークの整備を推進します。

また、路上駐車対策により、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を推進します。

表 5-7 安全・快適な自転車通行空間の整備促進 施策

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進	(1) 自転車ネットワークの整備推進	①「品川区自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。	・道路課 ・道路管理者(国・都) ・警察署	新規
		②幹線道路(国道・都道)や隣接区道と接続する、広域的な自転車ネットワークの形成を図ります。	・道路課 ・道路管理者(国・都) ・警察署	新規
	(2) 安全で走りやすい自転車通行空間の整備	①自転車が安全に通行できるよう、路上駐車削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多くの箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。	・土木管理課 ・道路管理者(国・都) ・警察署	継続

（２）地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討

自転車、歩行者等の安全確保のため、自転車の利用促進だけでなく、自転車の利用抑制を含めて、地域の実情に合わせた自転車利用方針を検討します。

表 5-8 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討 施策

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
2) 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討	(1) 地域ごとの自転車利用方針の検討	①道路の幅員や歩行者交通量等を踏まえ、商店街での自転車利用の抑制等、地域の実情に合わせたメリハリのある自転車走行利用の取り組み等について検討していきます。	・道路課 ・都市計画課 ・警察署	検討
		②再開発等道路基盤の再編に合わせ、地域ごとの実情に即した自転車通行空間の整備を推進します。	・都市開発課 ・道路課	継続



（商店街での自転車利用の抑制 戸越銀座）



（再開発等道路基盤の再編 大崎）

図 5-1 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討のイメージ

5.5 いかす

～地域と共存しながら自転車を活用できる環境の創出～

(1) 生活を豊かにする自転車利用の促進

自転車と地域が共存できるよう、周遊環境の充実、サイクルイベントによる賑わいの創出、放置自転車のリサイクルに取り組みます。

また、健康づくり、防災、福祉など、自転車を活用した他分野との連携を推進します。

表 5-9 生活を豊かにする自転車利用の促進 施策 1 / 2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(1) 自転車による周遊環境の充実	①自転車通行空間の整備や、シェアサイクルポートの配置を進めることで、観光資源、商店街等の結びつきを強化するとともに、舟運等の交通手段と連携し、自転車で快適に周遊できる環境を創出します。	・土木管理課 ・道路課 ・文化観光課 ・商業・ものづくり課 ・河川下水道課	新規
	(2) サイクルイベントによる賑わいの創出	①観光資源やアートを自転車で巡るイベント等の実施・PRを検討します。	・文化観光課	検討



(舟運との連携 五反田リバーステーション)



(アートとの連携 天王洲アイル)

図 5-2 賑わい創出のイメージ

表 5-10 生活を豊かにする自転車利用の促進 施策 2/2

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(3) 自転車を活用した他分野との連携	①しながわ区民公園や東品川公園におけるサイクリングコースおよび無料貸出自転車の提供・PRにより、心身の健康づくりや子どもの自転車練習への利用等を促進します。	・公園課 ・健康課	継続
		②災害時に、様々な応急活動等に関わる職員の緊急移動手段としてシェアサイクルを活用し、初動およびその後の復旧活動の効率化を図ります。	・土木管理課 ・防災課	拡充
		③保管期限を過ぎた放置自転車について、ふれあい作業所（知的障害者の社会参加を目的とした就労継続支援施設）への無償譲渡を実施し、作業所におけるメンテナンス後のリサイクル自転車の販売により、障害者の自立と福祉を支援します。	・土木管理課	継続
		④視覚障害者も乗ることができる2人乗りのタンデム自転車について、2023（令和5）年7月に都内の公道を走行できるようになったことを受けて、交通安全の啓発等により、安全な利用の促進を図ります。	・土木管理課 ・警察署	新規
	(4) 放置自転車のリサイクルの実施	①保管期限を過ぎた放置自転車について、事業者への売却による海外での再生利用や、ふれあい作業所や自転車商へ引き渡し整備を施した後、区内でのリサイクル自転車としての再販売等により、リサイクルを推進します。	・土木管理課	継続

【参考】タンデム自転車について

タンデム自転車とは、複数人が前後に並んで乗り、同時に駆動することができる自転車です。

後部に座る同乗者はハンドル操作の必要がないため、視覚障害者や高齢者の方も一緒に自転車での走行を楽しむことができ、ユニバーサルスポーツの1つとされています。

タンデム自転車は、一般の自転車より大きいことや、2人の息が合う必要があることなど、安全面の観点から、一部の道路を除いて公道での走行が認められていませんでしたが、視覚障害者等からの要望を受けて、全国各地で徐々に解禁が進み、2023（令和5）年7月1日に東京都道路交通規則が改正され、東京都が公道走行を解禁したことで、全国での公道走行が可能となりました。

タンデム自転車は、道路交通法における「普通自転車」には該当しないため、一般的な自転車とは異なる下記のような交通ルールが適用されます。



図 5-3 タンデム自転車の例

資料：静岡市ウェブサイト

■タンデム自転車の交通ルール

①歩道は通行不可

普通自転車は、原則車道を走行し、例外的に歩道を通行することが可能だが、タンデム自転車の場合は、例外なく車道のための走行となる。

②普通自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可

タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、普通自転車及び歩行者専用の交通規制では、通行することができない。

③「自転車を除く」は対象外

車両通行止め、車両進入禁止、一方通行などの標識に付帯している「自転車を除く」では、タンデム自転車は対象とならない。

(2) シェアサイクルの普及促進

シェアサイクルは、借りたい場所で借りられ、元の場所とは違う場所で返すことができ、また自転車を持たない来街者も使うことができるなど、日常生活や観光における多様な利用による、利便性や回遊性の向上効果が期待されます。

このようなシェアサイクルの普及促進のため、シェアサイクルポートの整備を促進するとともに、広報啓発により利用を促進します。

また、利便性向上のため、公共交通との連携を促進します。

表 5-11 シェアサイクルの普及促進 施策

個別方針	施策	内容	実施主体	区分
2) シェアサイクルの普及促進	(1) シェアサイクルポートの整備促進	①駅周辺やポートの密度が低いエリア（区西側の住宅地等）を中心に、シェアサイクルポートの整備を促進します。	・土木管理課	拡充
		②まちづくりや建築物等の建設・建替えに合わせ、シェアサイクルポートの整備誘導を実施します。	・土木管理課 ・都市開発課	継続
		③駐輪スペースに空きがある（利用率が低い）駐輪場について、シェアサイクルポートの併設によるスペースの有効活用を検討します。	・土木管理課	検討
		④シェアサイクル自転車の配置の平準化や電池切れへの対策等、利便性向上に向けて、引き続きシェアサイクル事業者と連携して取り組みます。	・土木管理課	継続
	(2) シェアサイクルの広報啓発	①シェアサイクルに関する情報を提供するとともに、安全な利用方法等について広報・啓発等を実施します。	・土木管理課	継続
	(3) シェアサイクルと公共交通の連携促進	①シェアサイクルについて、MaaS ⁷ も含めた公共交通（鉄道、バス、舟運等）との連携策を検討します。	・都市計画課 ・土木管理課 ・河川下水道課 ・文化観光課	検討

⁷ MaaS（Mobility as a service：サービスとしての交通手段）とは、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応し、公共交通等の複数の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。移動の利便性向上だけでなく、観光や医療等の交通以外のサービス等との連携により、地域の課題解決等も期待される。

5.6 重点施策

本計画においては、先に示した23の施策のうち、交通安全教育の推進、交通安全対策の実施、通園の安全対策の実施、商店街対策の実施、自転車通行空間の整備の5つの施策を重点施策に位置付け、取り組んでいきます。

(1) 交通安全教育の推進（まもる）

交通安全意識の向上と行動の徹底を図るため、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた交通安全教育を実施します。

小学校における自転車安全教室（年4回）を実施するとともに、高齢者向けの自転車安全教室を拡充し、継続的に実施します。また、その他の年齢層や外国人についても、交通安全教育の機会を創出し、実施します。

そのほか、警察署や公共交通機関等と連携し、自転車安全利用キャンペーンや情報発信など様々な取組も併せて実施し、総合的に交通安全教育を推進します。



（スタントマンを活用した
自転車安全教室）



（シミュレーターを用いた
模擬運転体験）



（自転車安全利用キャンペーン）



広報しながわ（5月1日号）



区公式X（旧ツイッター）
（7月28日）



区職員のケーブルテレビ出演
（令和3年5月1日～5月7日放送）

（広報媒体を活用した交通安全に関する情報発信）

図 5-3 品川区で実施している自転車安全教育の取組

資料：品川区資料

(2) 交通安全対策の実施（まもる）

自転車の交通事故を抑制するため、自転車ネットワークの整備と合わせ、交通安全施設の整備により、自転車や歩行者が安全に通行できる環境を確保します。

また、自転車の通行位置や歩行者優先等の注意喚起看板を設置し、自転車の安全利用を促進します。

■路面標示の整備事例（中延）

- ・立会川緑道において、ほかの道路と接続する箇所に路面標示（ストップマーク）を整備
- ・自転車利用者への一時停止を注意喚起し、自転車の安全利用を促進

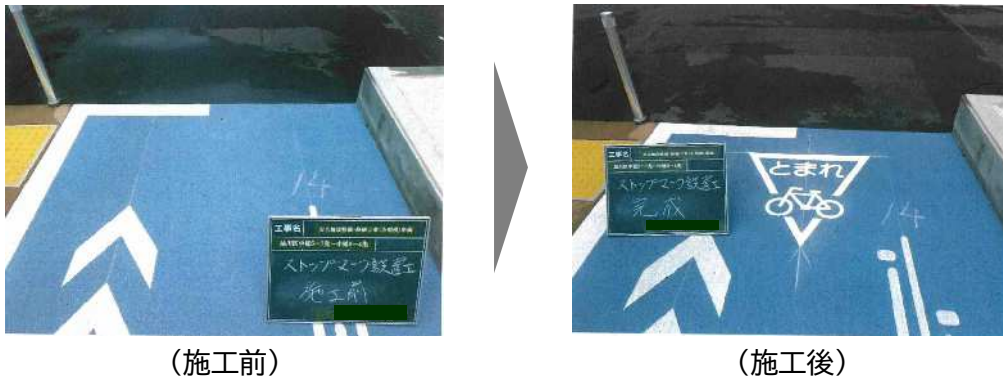


図 5-4 路面標示（ストップマーク）の施工前後の状況

資料：品川区資料

■注意喚起看板の設置事例（大井）

- ・車道の左側通行や信号の厳守等、交通ルールを啓発するため、注意喚起看板を設置



図 5-5 注意喚起看板

(3) 通園の安全対策の実施（まもる）

チャイルドシート付自転車や子ども、ベビーカー利用者が安全・安心に通行できる環境を確保するため、保育園・幼稚園等の子育て施設に接続する道路を対象とした「子育て送迎ルート」（仮称）の設定を検討します。

「子育て送迎ルート」（仮称）のうち、自転車利用者が多い路線や安全上対策が必要な路線を抽出し、路面標示や案内サイン等による自転車や自動車への注意喚起等の試験的な実施を検討します。

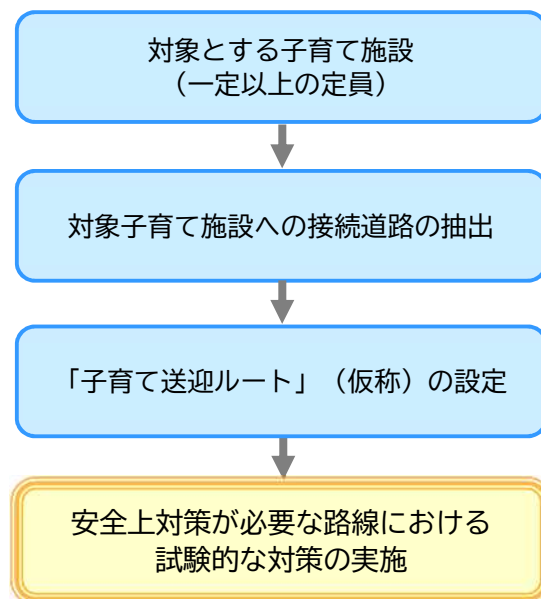


図 5-6 子育て送迎ルート（仮称）の整備フロー（イメージ）

【参考】港区の取組

港区では区内 45 箇所(約 12km)の子育て施設への誘導ルートを「子育て送迎ルート」として、令和 14 年までに整備するとしています。

対象施設から幹線道路までの区間に路面標示や案内サインを設置し、車のドライバーに注意喚起を促すという、23 区では初めての取組となります。



図 5-7 （参考）子育て送迎ルートの通行方法のイメージ

資料：港区自転車通行空間整備計画（2023（令和 5）年 3 月）

(4) 商店街対策の実施（とめる、はしる）

地域特性に応じて、商店街等における買物等短時間駐輪スペースの確保により、放置自転車の抑制を図ります。商店街が自主的に駐輪スペースを設ける場合は、設置費用を助成します。

併せて、上記ルールの周知啓発やマナー向上のため、地域と連携して商店街等における自転車利用者への啓発活動を実施します。

■商店街直営駐輪場の設置事例（武蔵小山）

- ・武蔵小山パルム商店街では、元々運営していた駐車場の一部を改築し、商店街直営の駐輪場を設置
- ・「商店街活性化推進事業」の活用により改築費の一部を助成



図 5-8 武蔵小山パルム商店街直営駐輪場

■自転車の利用抑制の事例（武蔵小山、中延）

- ・武蔵小山パルム商店街では、自転車の乗り入れを禁止しており、自転車を降りて通行するよう呼び掛け
- ・中延商店街では、自転車通行禁止時間を示し、自転車の押し歩きを推奨する等、ルール、マナーの遵守を呼び掛け



（武蔵小山パルム商店街）



（中延商店街）

図 5-9 案内看板

(5) 自転車通行空間の整備（はしる）

自転車が交通ルールに従い、安全に走行できるよう促すため、第7章以降に示す「品川区自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

また、上記計画に基づき、幹線道路（国道・都道）や隣接区道と接続する、広域的な自転車ネットワークの形成を図ります。

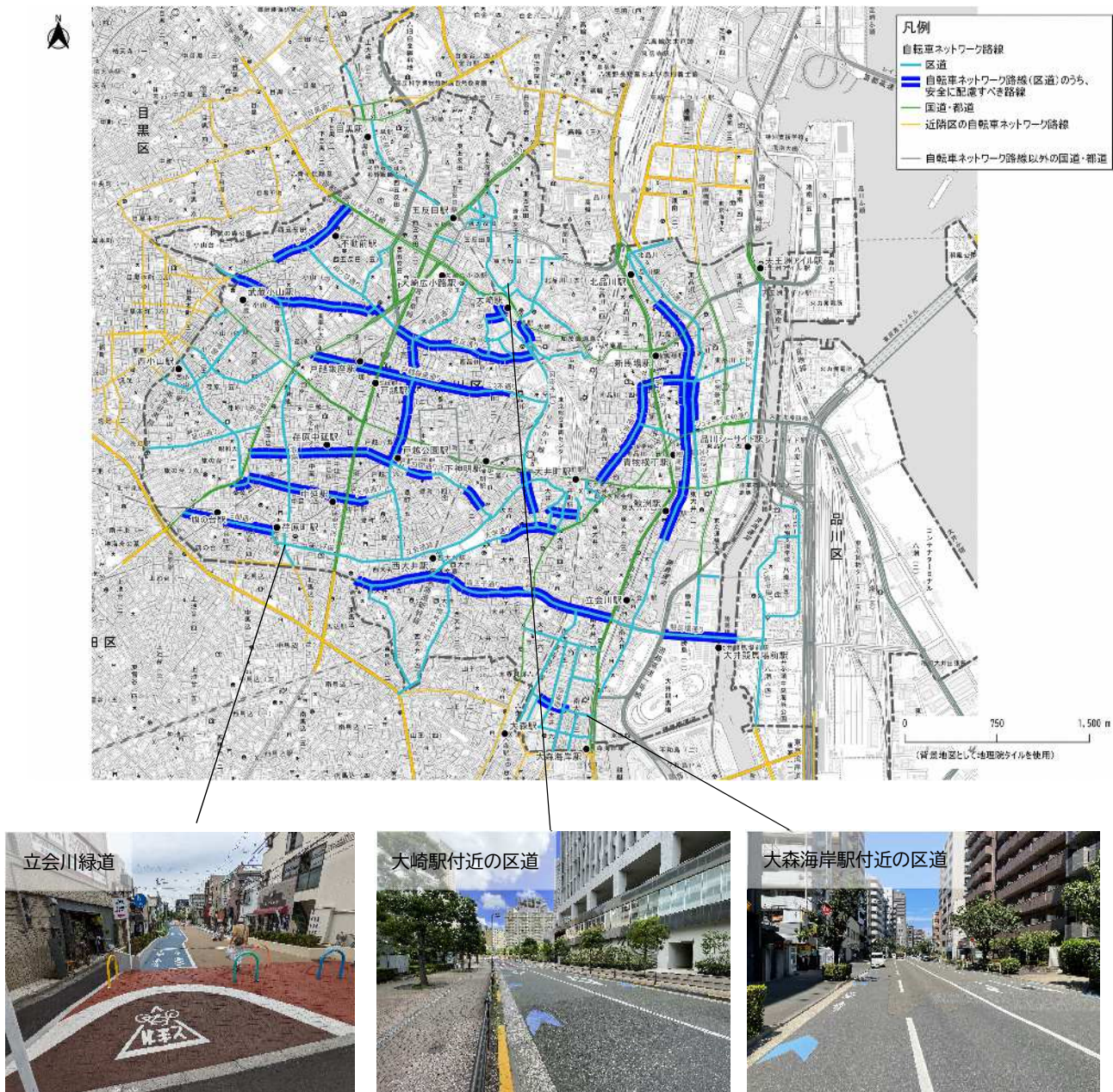


図 5-10 自転車ネットワーク路線と自転車通行空間整備の例

6章 計画の推進

6.1 計画の推進目標

計画の推進に向けて、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、4つの視点ごとに指標および10年後に向けた目標値を設定します。

設定した目標値については、最終年次（2033（令和15）年）に評価を行い、必要に応じて指標や目標値の見直しを行います。

表 6-1 計画推進の指標と目標値

視点	指標	現況	目標値	備考
まもる	自転車関連事故死傷者数	405 人 (令和4年)	220 人以下 (令和15年)	・「交通事故統計表」（警視庁）
	自転車損害賠償保険等加入率	57.1% (令和4年度)	75% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・自転車を利用していない、加入しているか「不明」、「無回答」を除いた加入率。
とめる	放置自転車台数	980 台 (令和4年度)	792 台 (令和15年度)	・「駅前放置自転車等の現況と対策」（東京都）
	駐輪場利用者の満足度（総合的）	60.5% (令和4年度)	70% (令和15年度)	・R4年度駐輪場利用者アンケート調査 ・現在の駐輪場に「満足」「やや満足」と答え方の割合。
はしる	自転車通行空間整備延長（区道）	19.4km (令和4年度)	59.3km (令和15年度)	
	自転車通行空間の整備状況に対する満足度	14.4% (令和4年度)	40% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・自転車通行空間の整備箇所に対して「満足」「やや満足」と答えた方の割合（無回答を除いた割合）。
いかす	シェアサイクルの利用経験の有無	14.1% (令和4年度)	30% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・シェアサイクルを利用した経験がある人の割合（「無回答」を除いた割合）。
	シェアサイクル利用回数	3,149 回/日 (令和4年度)	6,500 回/日 (令和15年度)	・「月次集計データ報告」（ドコモバイクシェア）

6.2 推進体制

本計画の推進にあたっては、区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察、公共交通機関等）、民間企業（商業施設、開発事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り、自転車を活用したまちづくりに取り組みます。

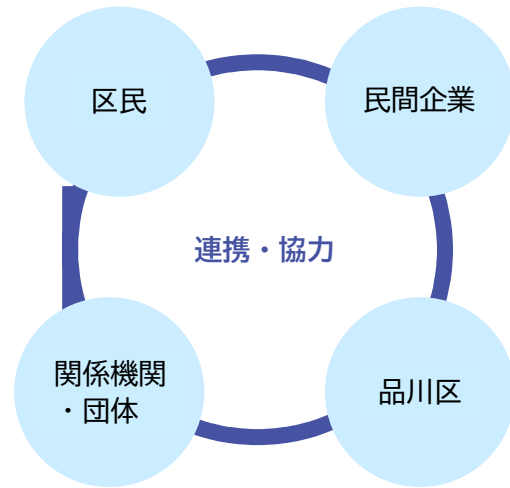


図 6-1 推進体制のイメージ

6.3 実施スケジュールと計画の見直し

本計画の実施5年目となる2028（令和10）年に中間見直しを実施します。中間見直しでは、計画の進捗状況や指標の達成状況の追跡調査を行い、その結果を踏まえ、各施策の評価・改善を図ります。

また、本計画の期間が終了する2033（令和15）年には次期計画の策定を実施し、2034（令和16）年以降も取組を継続していきます。

2024 (令和6)年 1年目	2025 (令和7)年 2年目	2026 (令和8)年 3年目	2027 (令和9)年 4年目	2028 (令和10)年 5年目	2029 (令和11)年 6年目	2030 (令和12)年 7年目	2031 (令和13)年 8年目	2032 (令和14)年 9年目	2033 (令和15)年 10年目	2034 (令和16)年
品川区自転車活用推進計画										次期計画
				中間見直し				次期計画策定		

図 6-2 実施スケジュールと計画の見直し

品川区自転車ネットワーク計画

7章 自転車ネットワーク計画の考え方

7.1 基本的な考え方

品川区では、自転車の車道走行を促すため、カラー舗装を実施するなど、独自の取り組みを展開してきました。しかしながら、その後整備された法令等に伴う整備形態とは異なる状況が見られます。

また自転車通行空間のネットワーク化が十分に行われているとは言えない状況です。

2021（令和3）年に自転車乗車中の事故死傷者数が4輪車の件数を上回っていることから、安全対策という面からも自転車通行空間の整備が必要となっています。

一方、商店街内の自転車走行による問題で、自転車の乗り入れ規制、押し歩きを呼び掛ける商店街もあることから、自転車利用の抑制を検討すべき地域も存在します。

これらを踏まえ、また品川区内のみならず国、東京都、隣接区の計画も考慮しつつ、自転車ネットワーク路線の検討をします。

7.2 基本方針

基本方針を以下に示します。

- (1) 自転車利用者の利便性を高める自転車ネットワークの形成
 - ・モビリティ向上、生活、観光支援等の視点から、ニーズのある施設への自転車のアクセス性向上
- (2) 自転車利用者の安全性を高める自転車ネットワークの形成
 - ・自転車通行空間整備等による交通安全対策の強化
- (3) 自転車と歩行者の錯綜が危険である路線への自転車利用抑制策の適用
 - ・商店街等における自転車利用の抑制による、歩行環境の改善
- (4) 他自治体と連携した自転車ネットワークの形成
 - ・国、東京都、隣接区と連携した広域的な自転車ネットワークの形成

8章 自転車ネットワーク路線の検討

8.1 選定の流れ

選定の流れを以下に示します。

- ・ **ステップ1**：国道、都道で自転車ネットワークの整備対象となっている路線は基本的に幹線的自転車ネットワークとして位置づけ、これを補完する区道のネットワークとして、幅員等の条件を設定して検討対象路線を抽出
- ・ **ステップ2**：検討対象路線のうち、主要施設とのアクセス路線やアンケート調査による利用者の多い路線等を重ね合わせ、多くの利用が見込まれる路線として抽出
- ・ **ステップ3**：多くの利用が見込まれる路線について、連続性の確保や区外の自転車通行空間との接続等の視点から、ネットワークを補完する路線を追加
- ・ **ステップ4**：複数路線が競合する区間について、ネットワークの密度・道路幅員、歩行者との錯綜（商店街等）等に配慮して調整を行い、自転車ネットワーク路線を選定するとともに、交通安全対策等に配慮すべき路線等を抽出

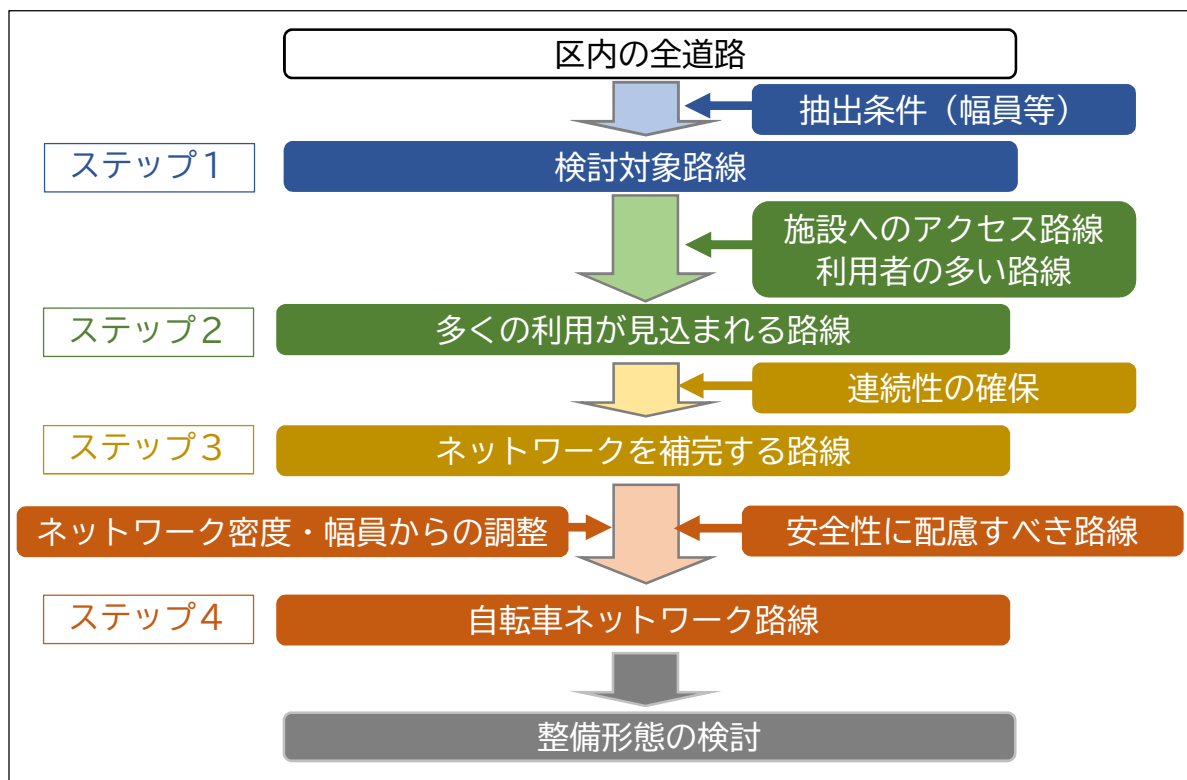


図 8-1 選定の流れ

8.2 選定・抽出条件

(1) 検討対象路線の抽出 (ステップ1)

国道、都道で自転車ネットワークの整備対象となっている路線は基本的に幹線的自転車ネットワークとして位置づけ、これを補完する路線として区道を対象に検討を行います。

最低限確保することが望ましい路線として、幅員 6.0m以上の路線を対象とすることとします（ただし、これらの路線連続性を補完する路線については部分的に 6.0m未満の区間を含みます）。

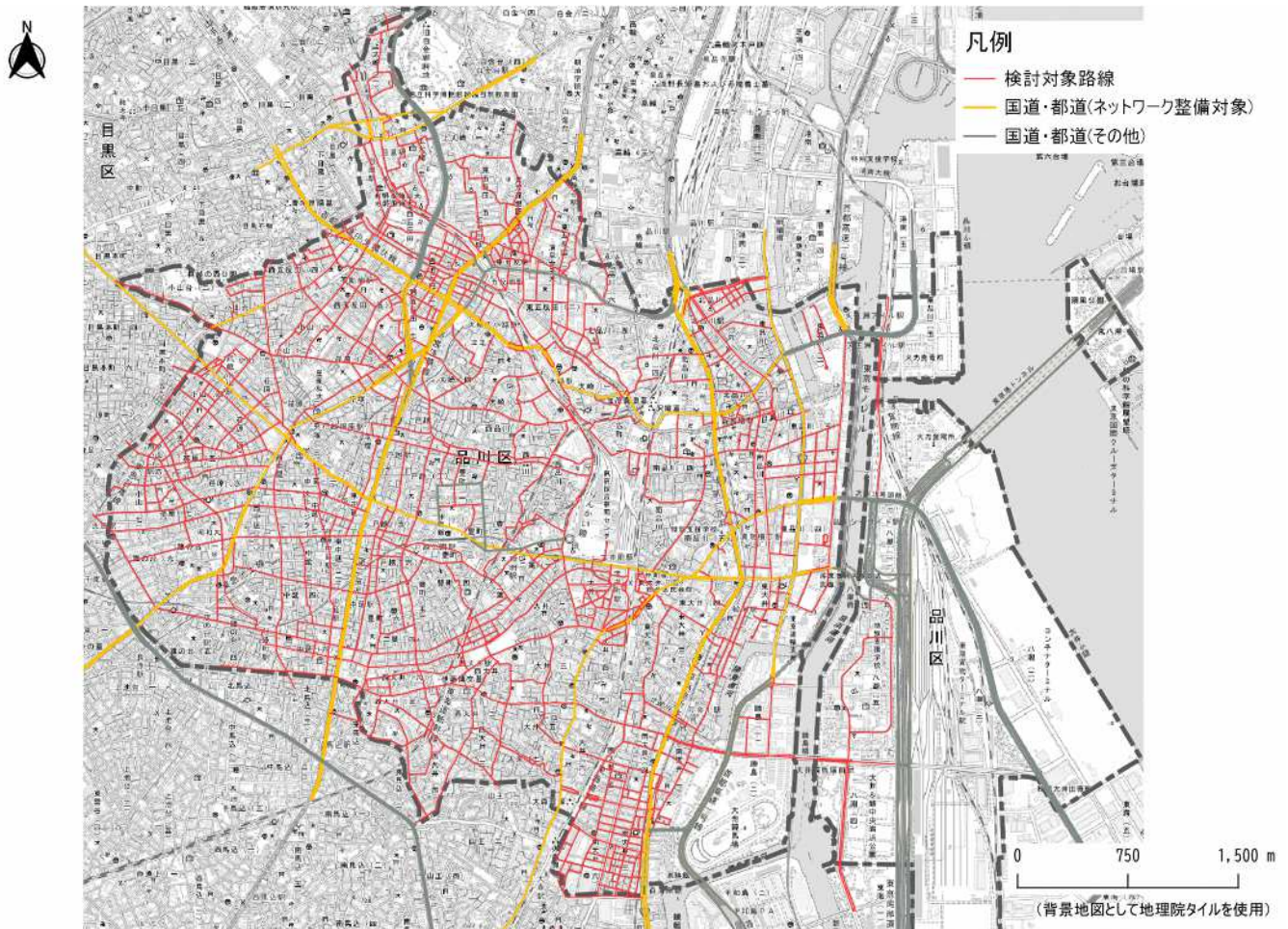


図 8-2 検討対象路線

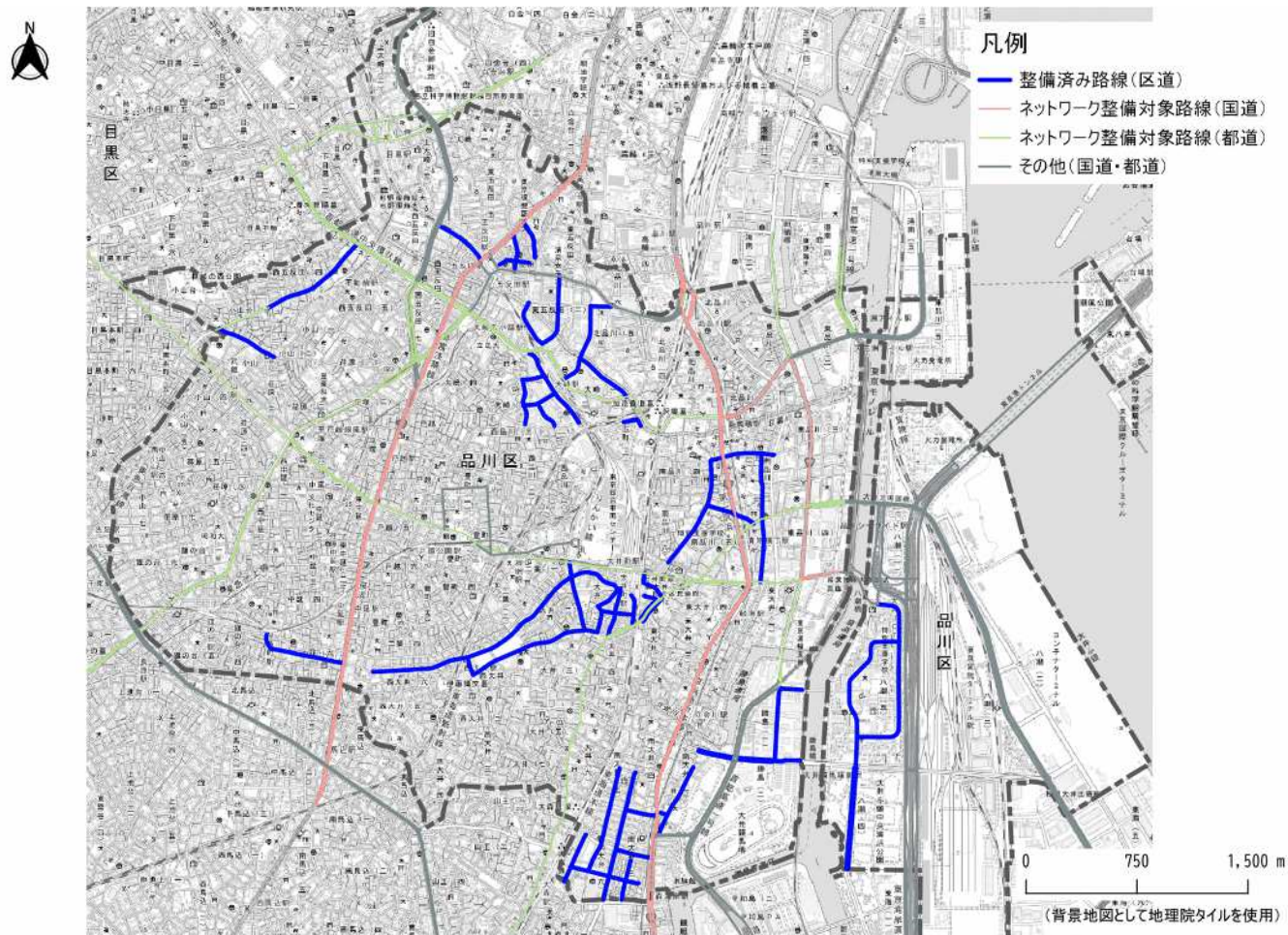


図 8-3 自転車通行空間整備済路線 (2023 (令和5) 年2月時点)

資料：品川区資料より作成

(参考) 自転車ネットワークとして最低限確保すべき道路の幅員のイメージ

ここでは、歩車分離されていない道路でも安全で快適に自転車が通行できる道路空間として「最低限確保することが望ましい幅員」を以下のように設定しました（いずれも最低限確保すべき幅員で、これらを適用する場合は、自動車の速度規制などと合わせて運用する必要があります）。

○標準的な幅員と特例値

歩行空間（路側帯等）：1.0m以上（車いすでも通行可能な幅員）

※0.75m（道路交通法施行令第1条の2第2項）

自転車空間（通行位置表示）：0.75m以上（ナビライン・ナビマーク（通常））

車道（一方通行）：2.5m以上（車両制限令より2.0mの車両の通行が可能な幅員）

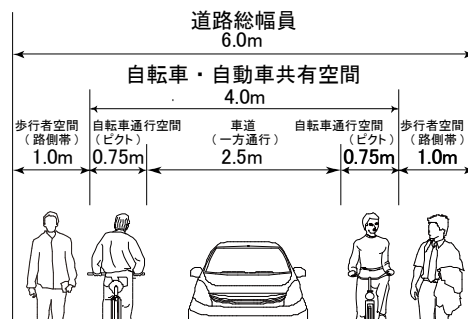
※2.0m（同上より1.5mの車両の通行が可能な幅員）

車道（双方向）：4.5m以上（車両制限令より2.0mの車両の通行が可能な幅員）

※3.5m（同上より1.5mの車両の通行が可能な幅員）

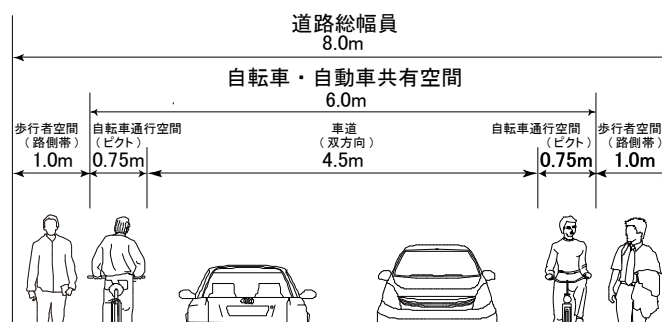
○一方通行の場合

標準的な幅員構成（例）



○双方向の場合

標準的な幅員構成（例）



(2) 多くの利用が見込まれる路線の抽出（ステップ2）

ステップ1で選定した検討対象路線について、以下の視点から多くの利用が見込まれる路線を抽出します。

各項目で選定された路線を重ね合わせ、抽出基準を定めて「多くの利用が見込まれる路線」とします。

表 8-1 多くの利用が見込まれる路線の抽出基準等

視点	内容	具体的な選定方法
利用状況	モビリティ向上	○以下に示す施設へのアクセス路線 ・駅および駐輪場 ・シェアサイクルポート ○普段自転車でよく利用する路線（アンケート調査結果）
	生活支援	○以下に示す施設へのアクセス路線 ・商業施設（大規模小売店舗、スーパー） ・高校、大学（自転車による通学を想定） ・主要公共施設（区役所、地域センター、区民集会所、図書館、文化施設） ・医療機関
	観光等支援	○以下に示す施設へのアクセス路線 ・観光拠点 （しながわ観光協会ウェブサイト（観光拠点）、品川区ウェブサイト（主な公園）、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会ウェブサイト（旧東海道）による）

① モビリティ向上

対象施設は駅および駐輪場、シェアサイクルポートとします。

品川区の区営、民営駐輪場のほとんどは鉄道駅の周辺に設置されていることから、駅と駐輪場をまとめて一項目と考えます。

また、アンケート調査で「普段自転車をよく利用する路線」として指摘の多い路線を対象とします。

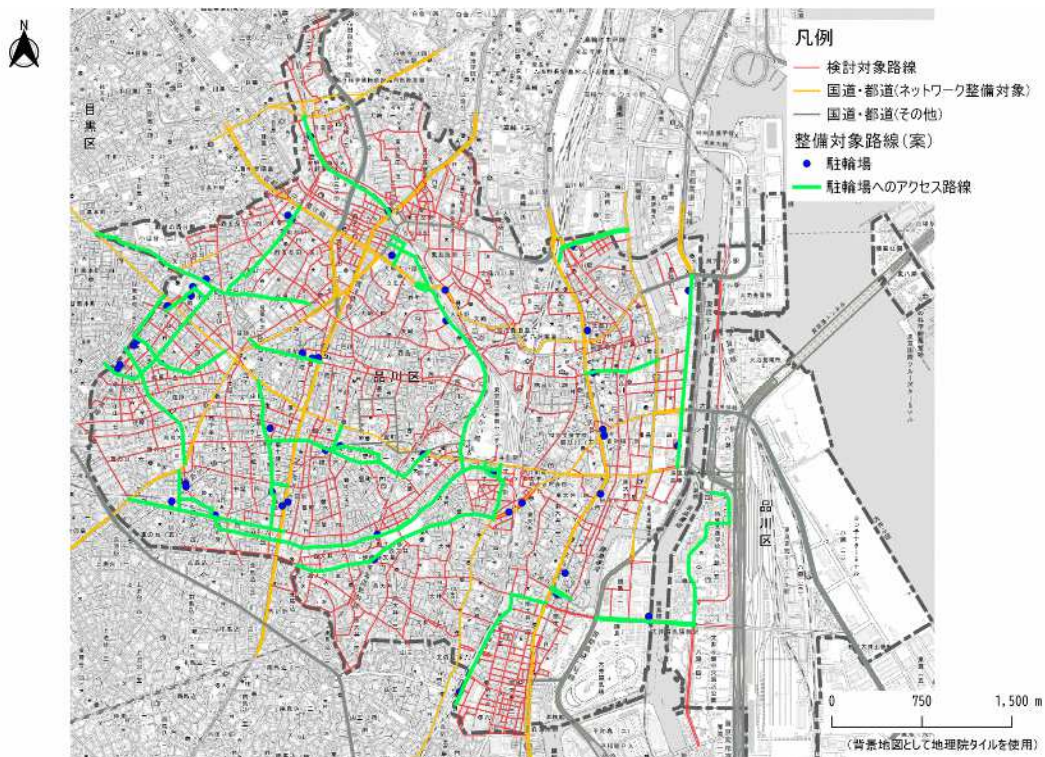


図 8-4 駅および駐輪場へのアクセス路線

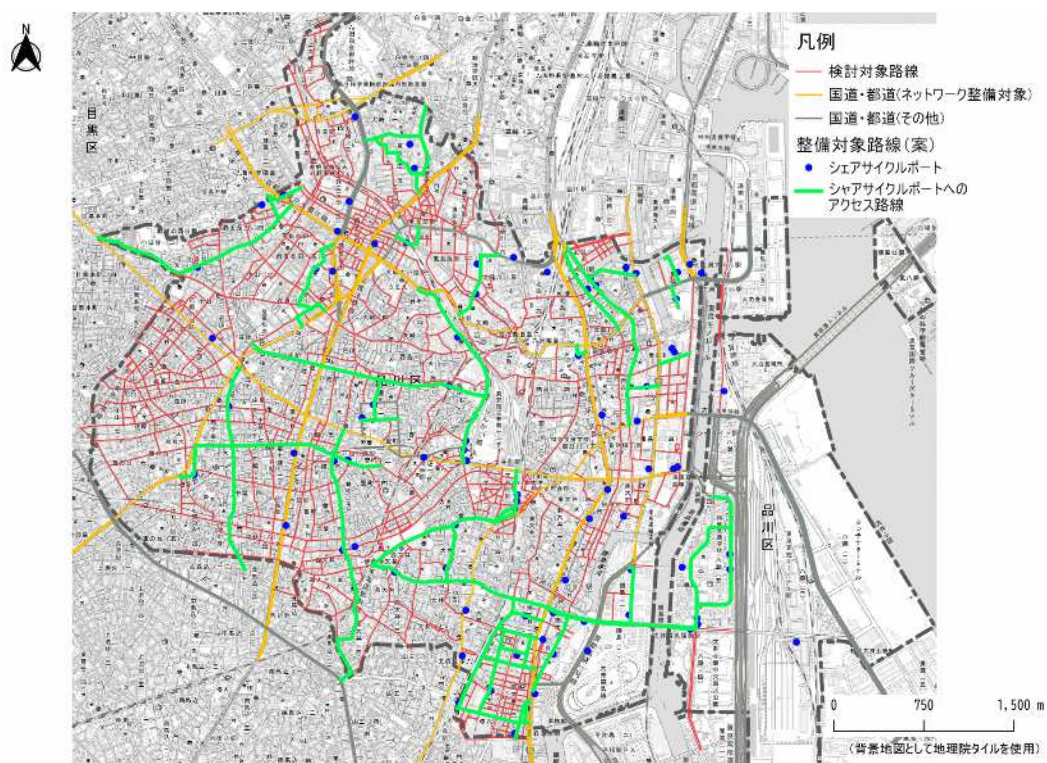


図 8-5 シェアサイクルポートへのアクセス路線

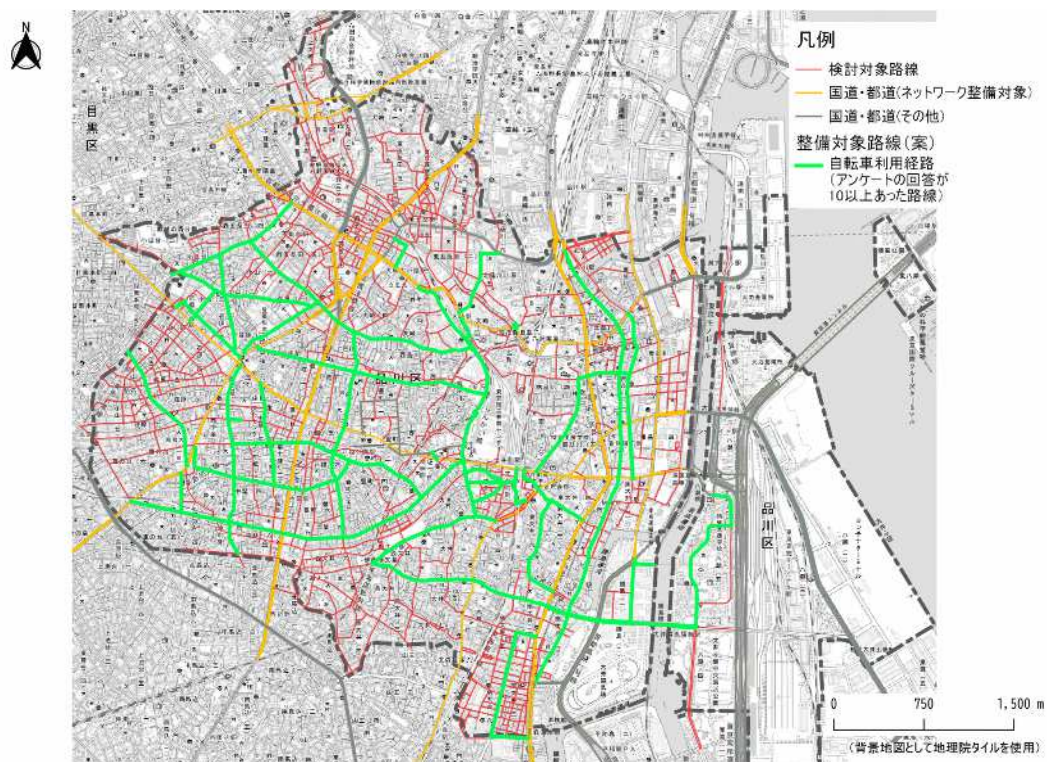


図 8-6 普段自転車によく利用する路線（アンケート）

② 生活支援

対象施設は商業施設、高校・大学、主要公共施設（区役所、地域センター、区民集会所、図書館、文化施設）、医療機関とします。

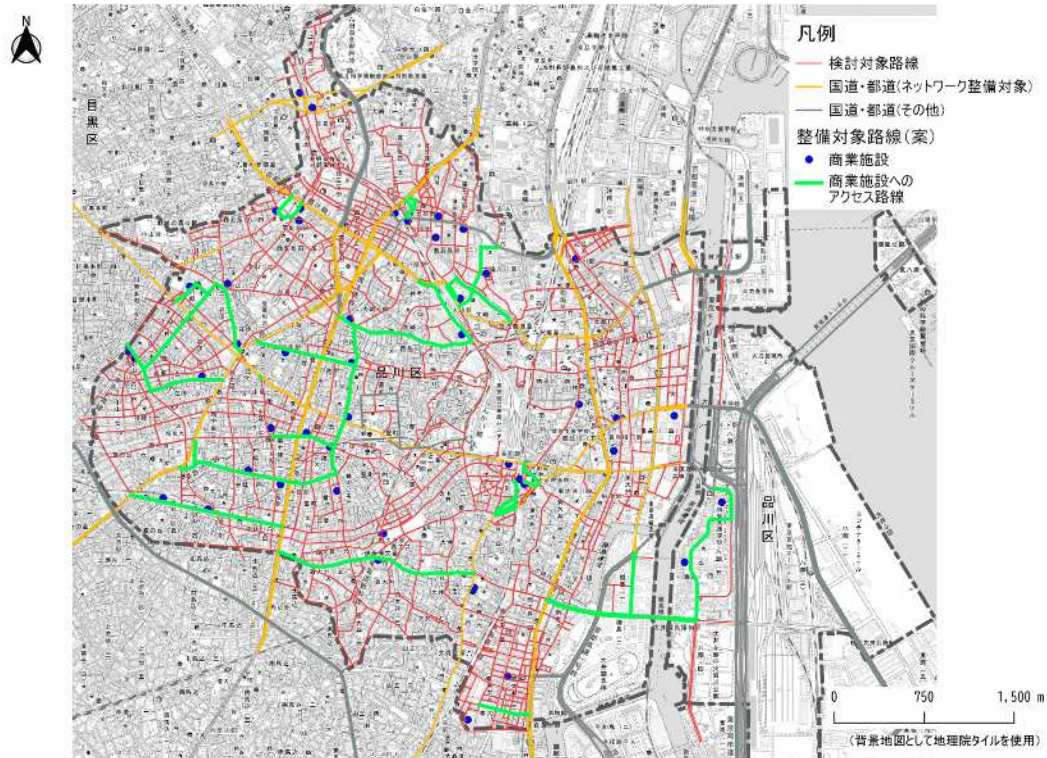


図 8-7 商業施設へのアクセス路線

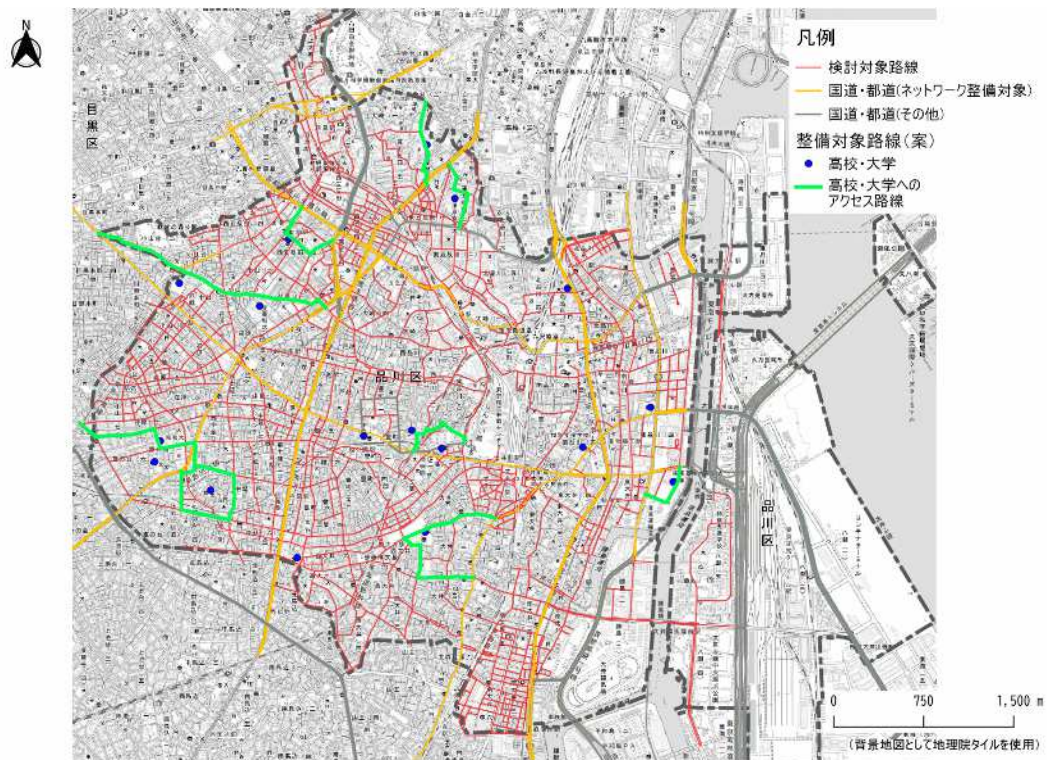


図 8-8 高校・大学へのアクセス路線

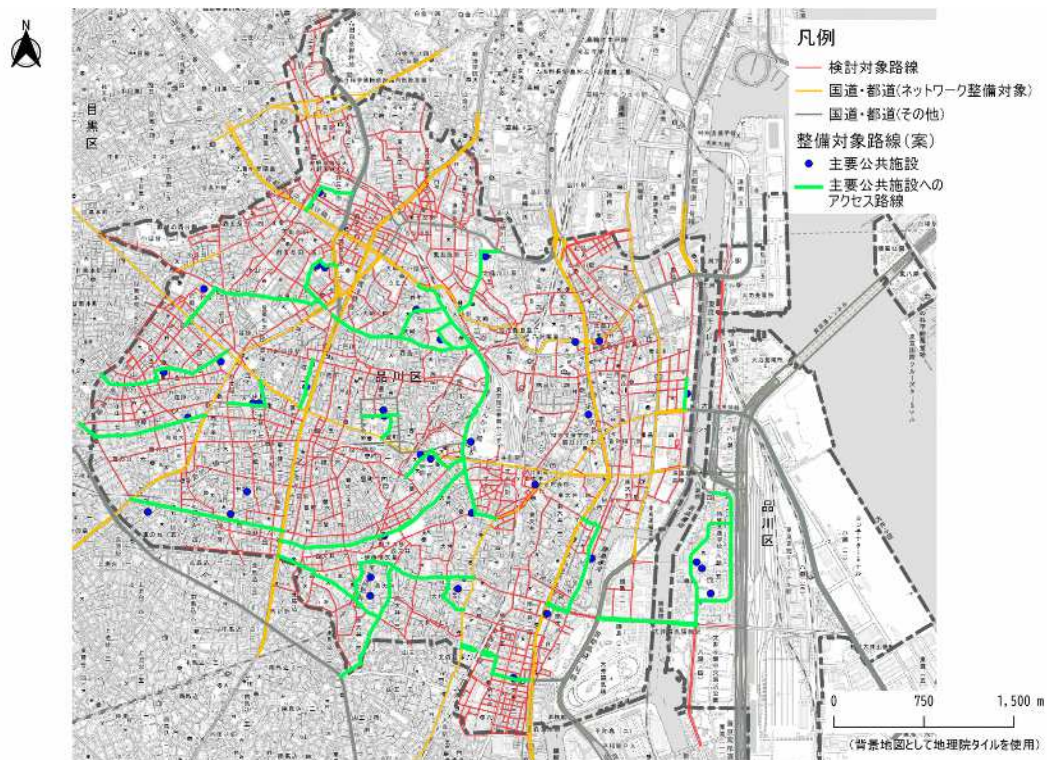


図 8-9 主要公共施設へのアクセス路線

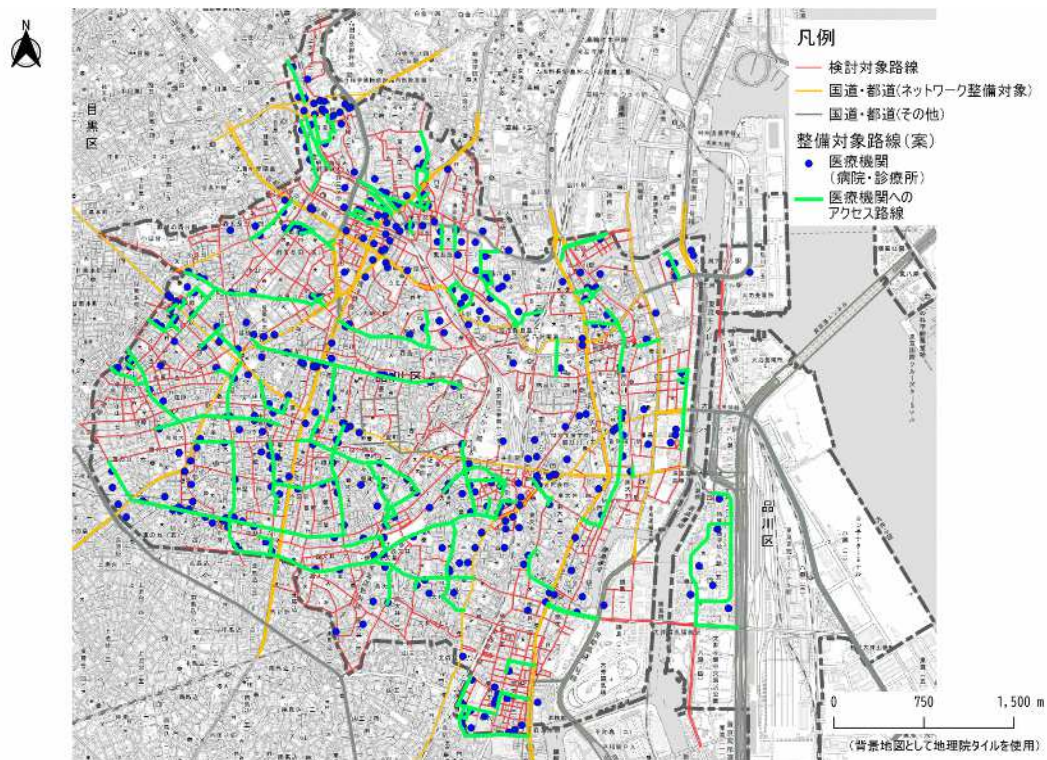


図 8-10 医療機関へのアクセス路線

③ 観光等支援

対象施設はしながわ観光協会ウェブサイト（観光拠点）、品川区ウェブサイト（主な公園）、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会ウェブサイト（旧東海道）による区内の主たる観光等の拠点とします。

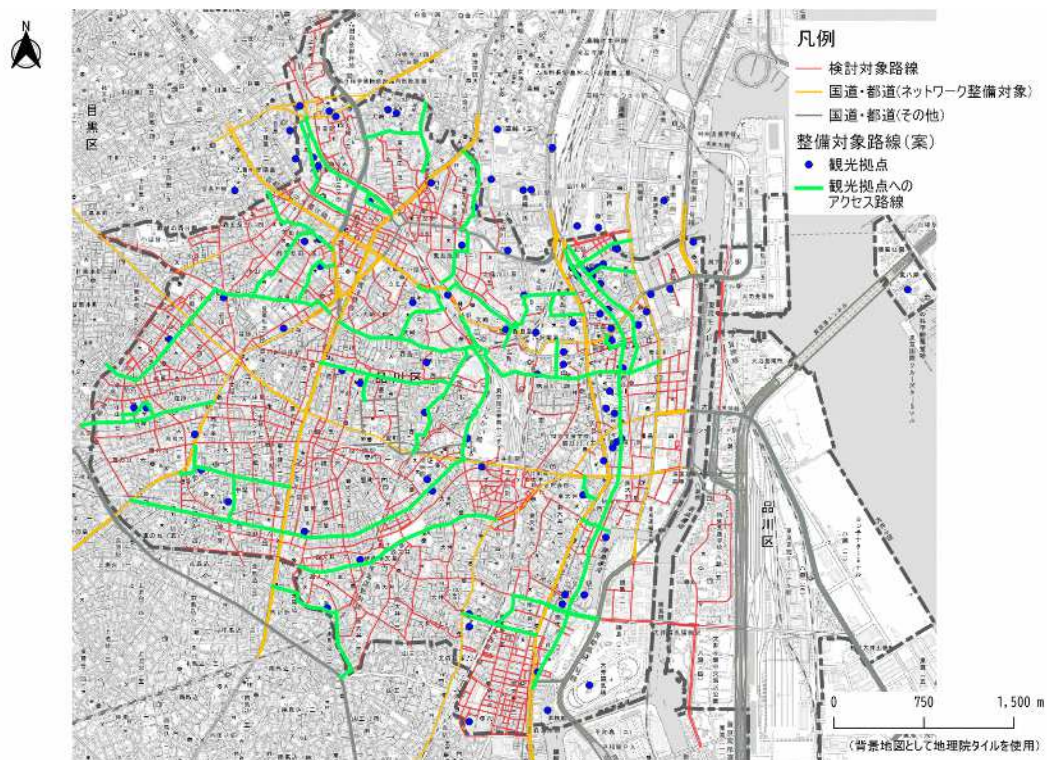


図 8-11 観光等拠点へのアクセス路線

④ 多くの利用が見込まれる路線の抽出

①～③で抽出した8項目のアクセス路線を重ね合わせ得点化し、3点以上の路線を「多くの利用が見込まれる路線」として抽出しました。

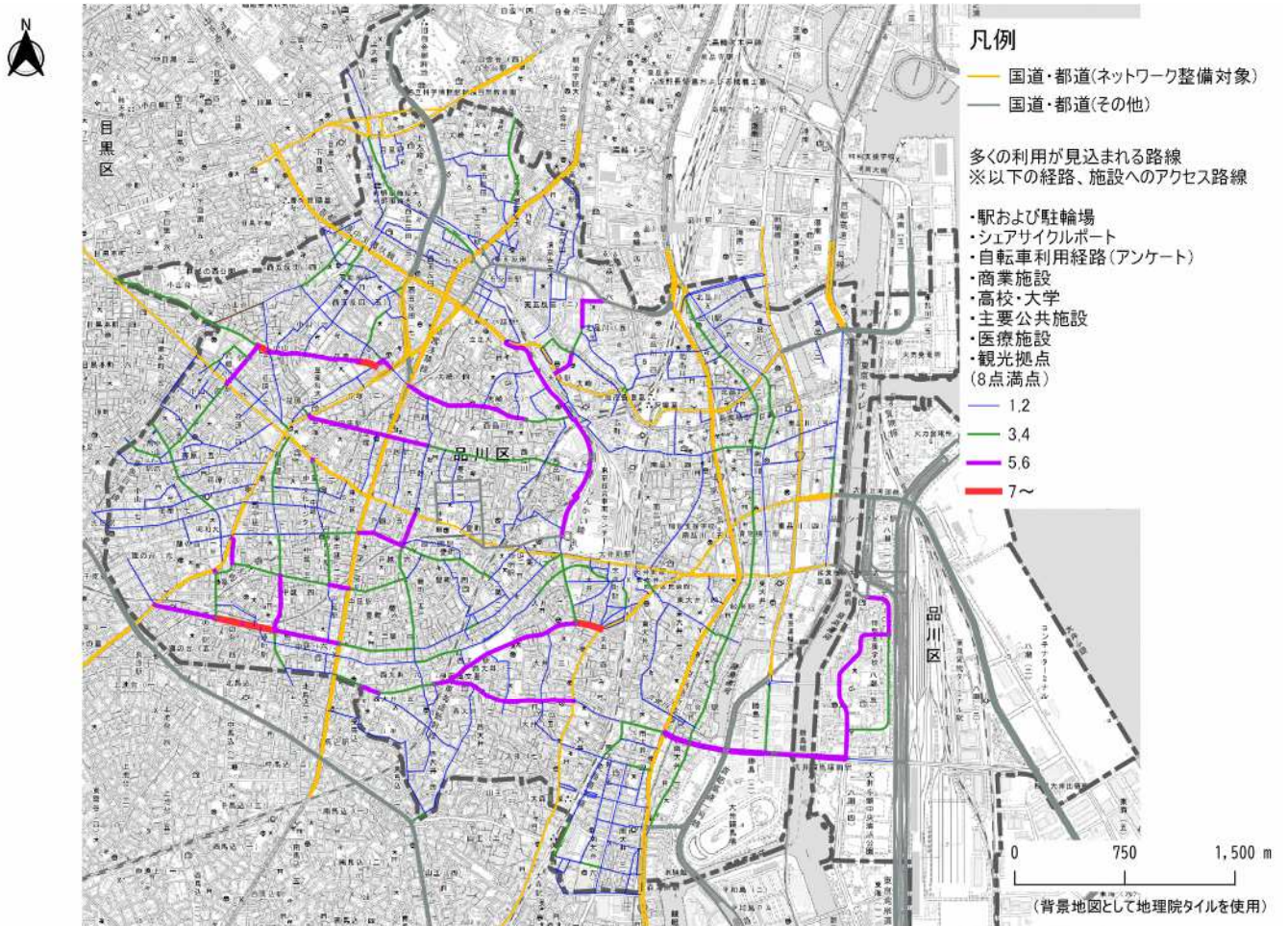


図 8-12 多くの利用が見込まれる路線

(3) ネットワークを補完する路線の追加（ステップ3）

抽出した「多くの利用が見込まれる路線」について、連続性を確保するため必要な路線を追加しました。

また、隣接区における自転車通行空間との接続性も考慮し、必要な路線を追加しました。

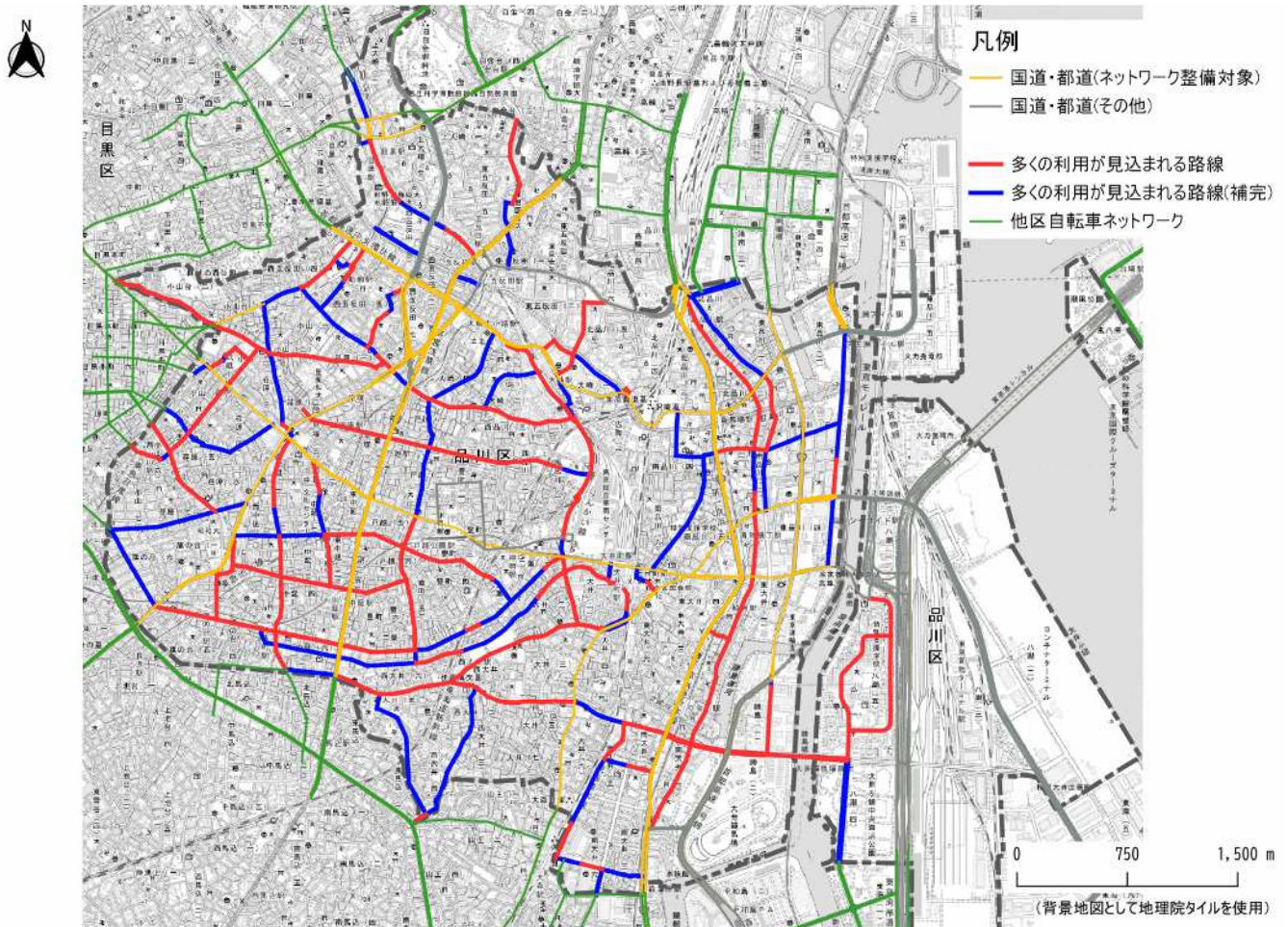


図 8-13 多くの利用が見込まれる路線（補完路線追加）

(4) 自転車ネットワーク路線の選定（ステップ4）

ステップ3で選定したネットワークについて、隣接する競合路線や都市計画道路（事業化路線）を考慮した調整を行います。

また、安全性を配慮すべき路線を抽出し、安全性の視点から調整を行います。

① 競合路線、都市計画道路の視点による調整

これまでに選定された路線について、複数路線が隣接して競合するエリアや都市計画道路（第四次事業化路線）の位置を踏まえ、追加、あるいは集約を検討します。

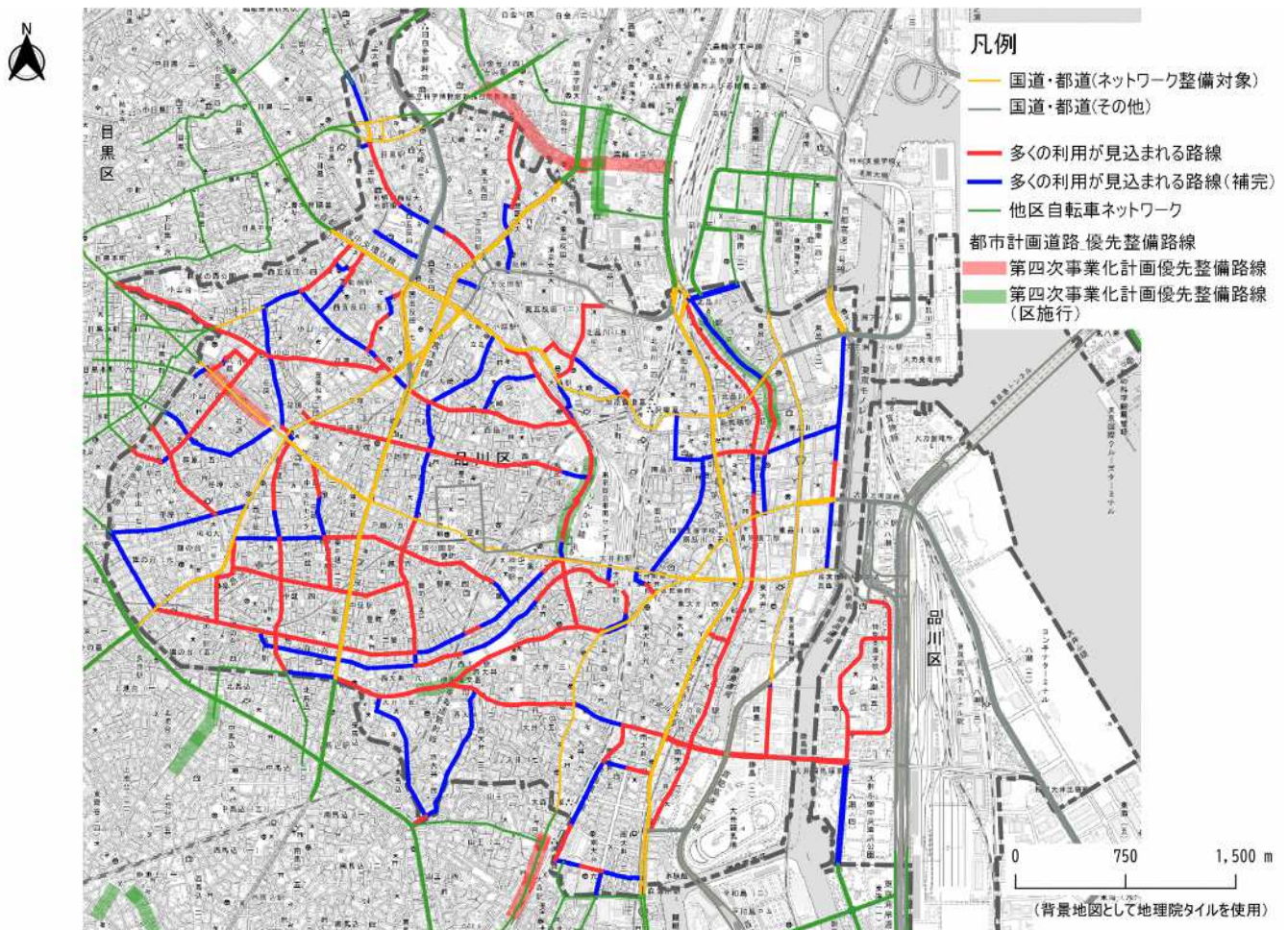


図 8-14 多くの利用が見込まれる路線（都市計画道路追記）

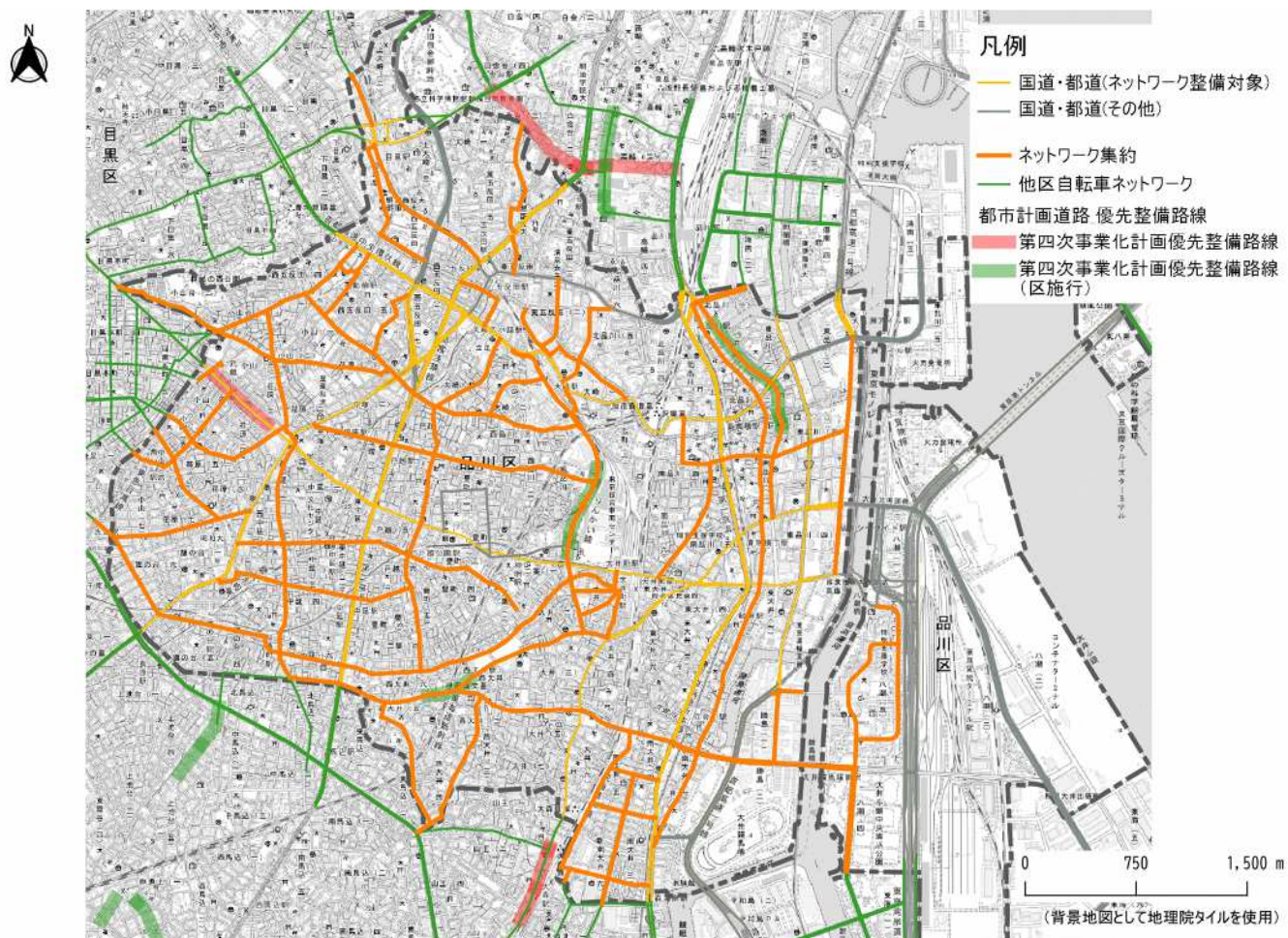


図 8-15 多くの利用が見込まれる路線 (調整後)

② 安全性への配慮

自転車ネットワーク路線の選定にあたっては、多くの利用が見込まれる路線を優先して候補としましたが、これをベースに安全性に配慮すべき路線を抽出し、路線の調整等を行います。

自転車関連事故危険箇所、危険を感じる道（アンケート調査）、通学路については、自転車通行空間としての整備により安全性の向上を図るとともに、通行空間整備に併せて交通安全対策を検討します。

また、商店街内に位置する路線は同様の対応を検討するとともに、特に歩行者との錯綜が懸念される路線については、自転車の通行を抑制すべき路線として、各路線に応じた対応を検討します。

表 8-2 安全性の観点からの検討の視点

視点	内容	具体的な選定方法	対応
交通安全対策	自転車関連事故危険箇所	・ 自転車関連交通事故が発生している路線（警察庁オープンデータ）	・ 自転車通行空間としての整備により安全性の向上を図る ・ 通行空間整備に併せて交通安全対策を検討
	危険を感じる路線	・ 危険を感じる路線（アンケート調査）	
	通学路	・ 保育園・幼稚園へのアクセス路線 ・ 小学校・中学校へのアクセス路線（通学路における安全性の向上を想定）¹	
	歩行者との錯綜が懸念される路線	・ 商店街内の路線	・ 自転車通行空間としての整備により安全性の向上を図る ・ 通行空間整備に併せて交通安全対策を検討 ・ 自転車通行の抑制も検討

¹ 義務教育学校を含む。

(ア) 自転車関連交通事故危険箇所

自転車関連交通事故が発生している路線を対象とし、自転車関連事故発生危険箇所とのアクセス路線を抽出しました。

警察庁オープンデータより、自転車関連事故件数1件/年・100m以上の区間を自転車関連交通事故発生危険箇所としました。

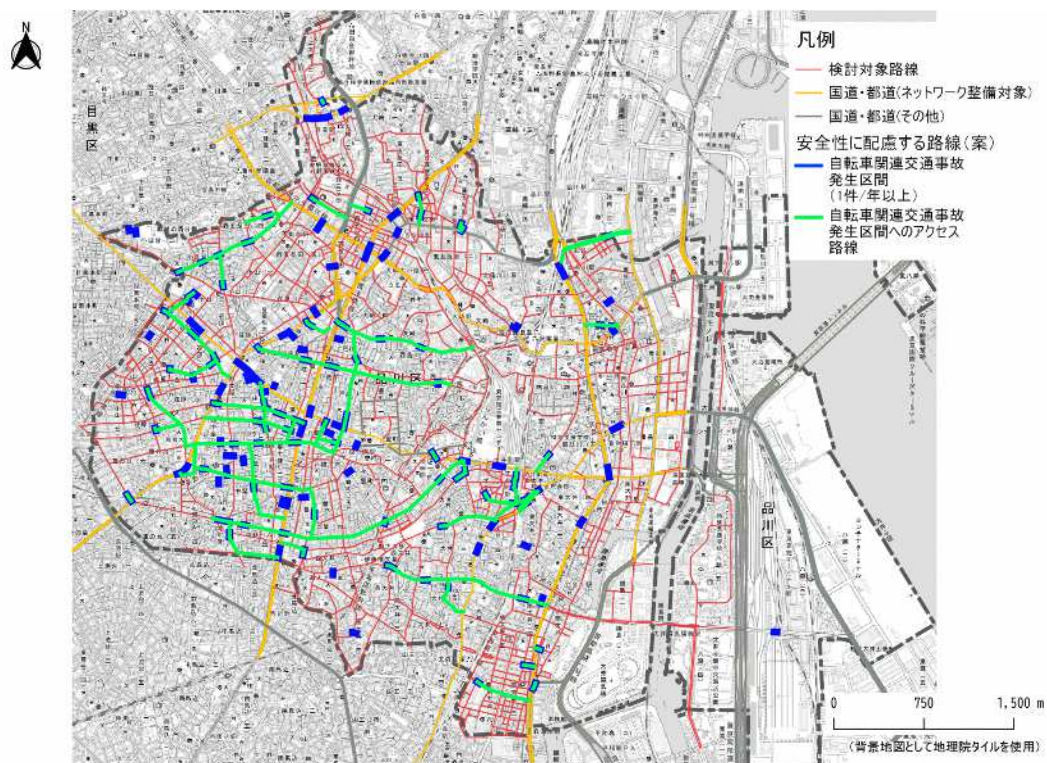


図 8-16 自転車事故発生危険箇所を含む路線

(イ) 危険を感じる路線

アンケート調査結果から、自転車利用中、または歩行中・自動車運転中に危険を感じると指摘されている路線※を対象としました。

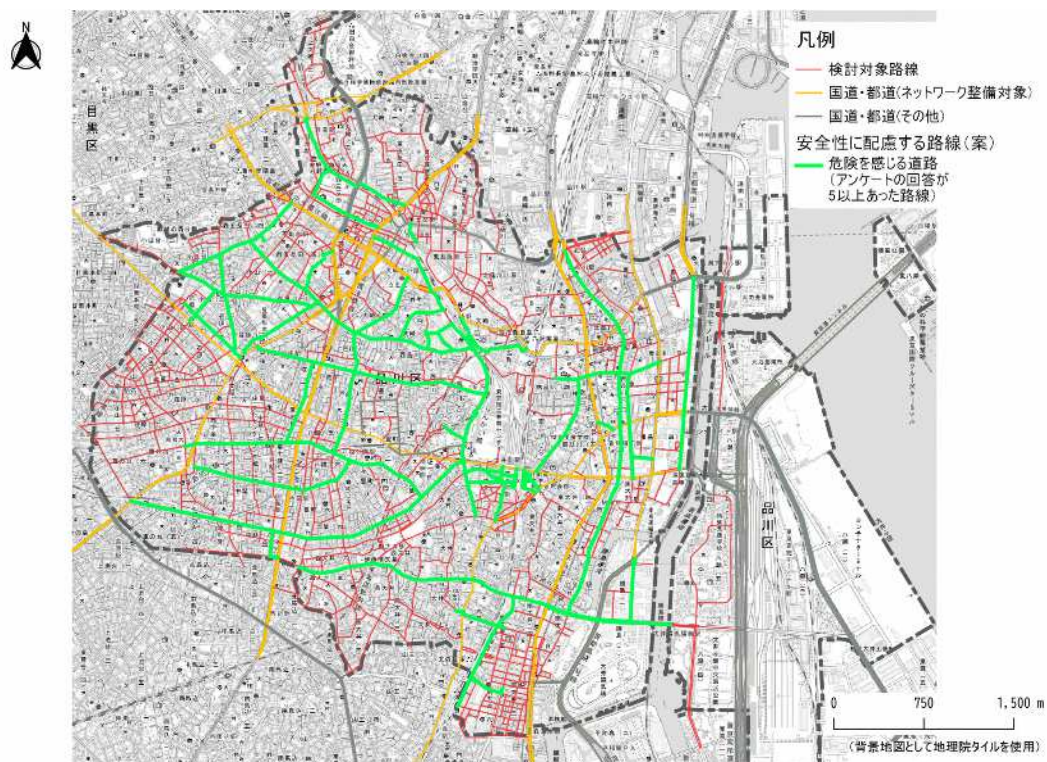


図 8-17 危険を感じる路線（アンケート調査）

※指摘数5件以上の路線を対象とした

(ウ) 児童、生徒の安全

通学路の安全性向上のため、保育園・幼稚園と小学校・中学校へのアクセス路線を対象としました。

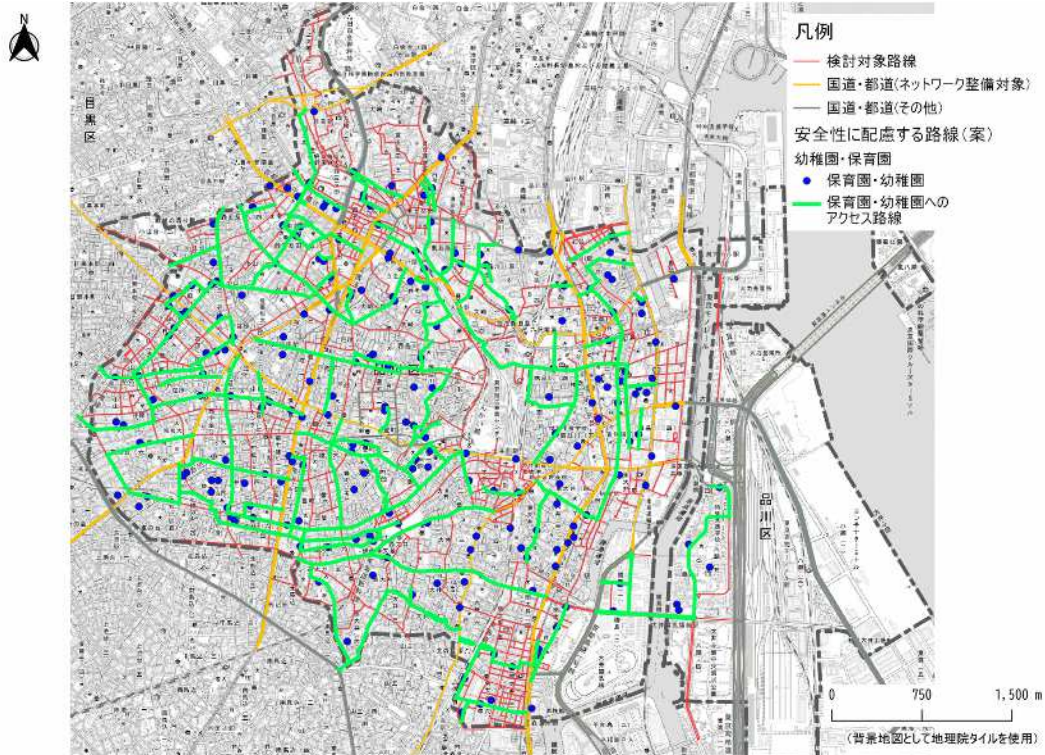


図 8-18 保育園・幼稚園へのアクセス路線

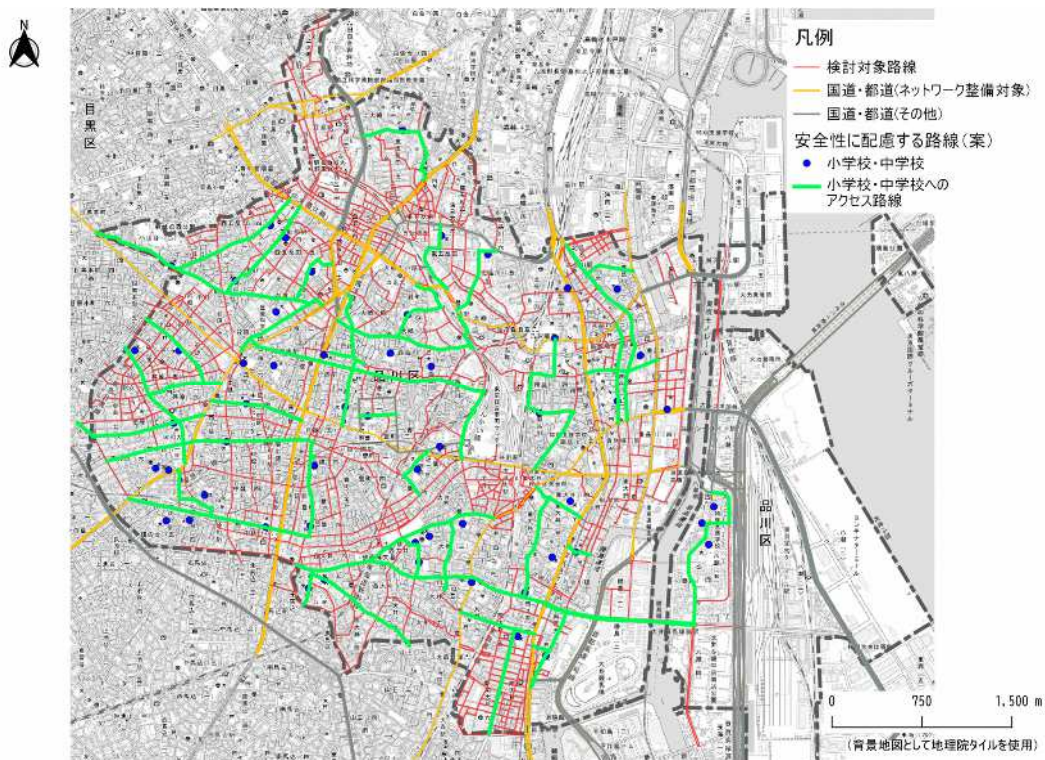


図 8-19 小学校・中学校へのアクセス路線

(工) 歩行者との錯綜が懸念される路線

歩行者の錯綜が懸念される路線として、商店街内の路線を抽出しました。

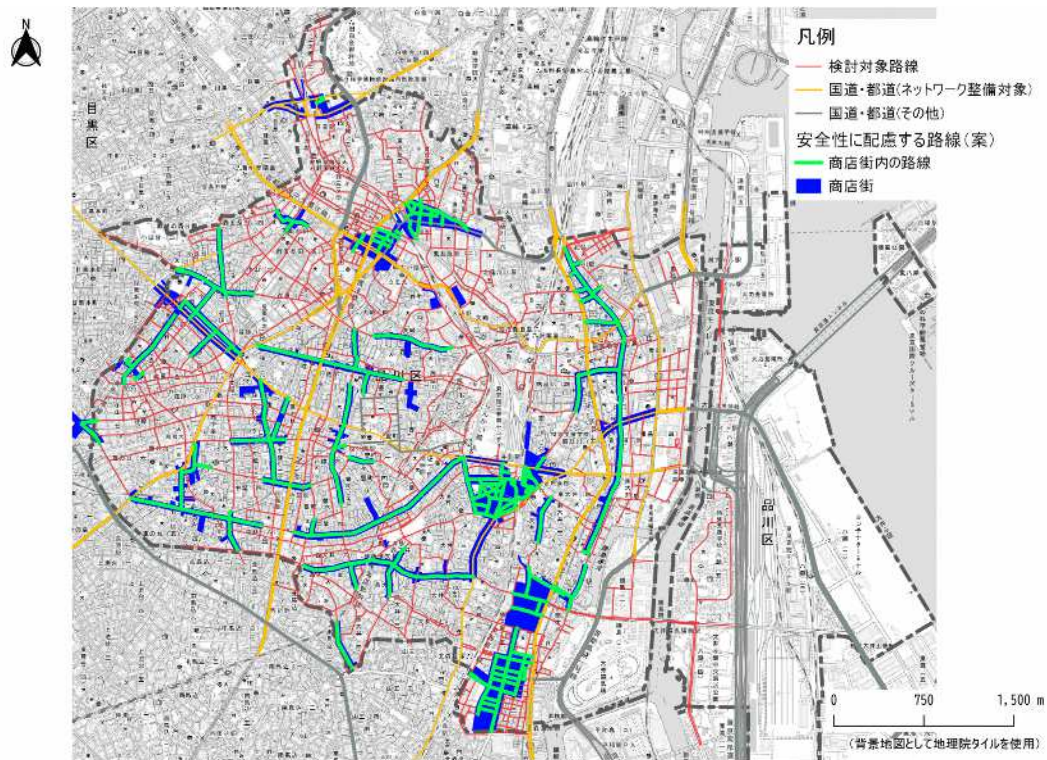


図 8-20 歩行者との錯綜が懸念される路線

(オ) 安全性に配慮する路線の抽出

(ア) ～ (エ) で抽出した安全性に関わる5項目で抽出した路線を重ね合わせ得点化し、3項目以上の路線を「安全性に配慮する路線」として抽出しました。

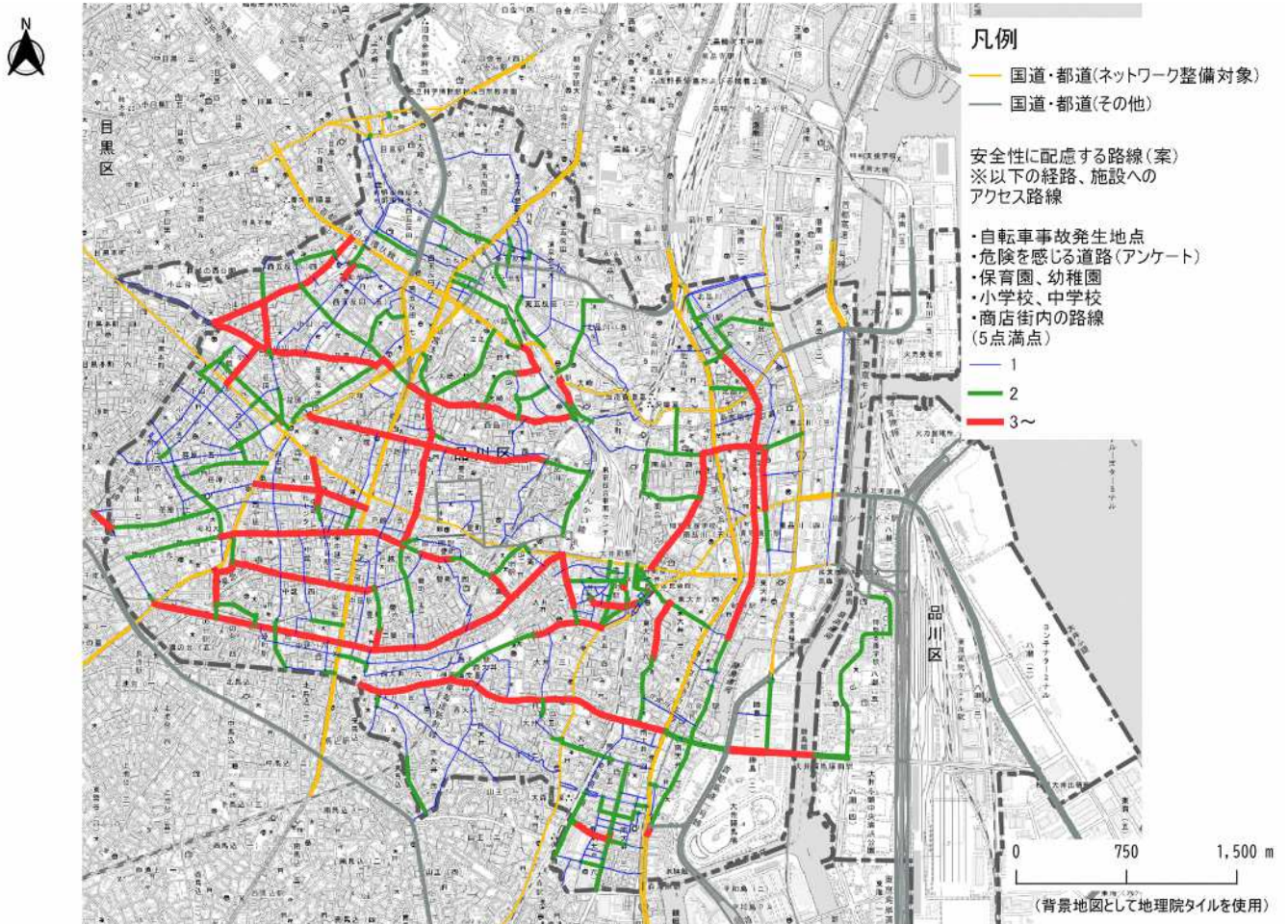


図 8-21 「安全性」に配慮すべき自転車ネットワークの抽出結果

8.3 整備対象路線の選定結果

ネットワーク密度や安全性に配慮する路線、自転車通行空間整備済み路線等を考慮し、自転車ネットワーク路線 59.3km を選定しました。

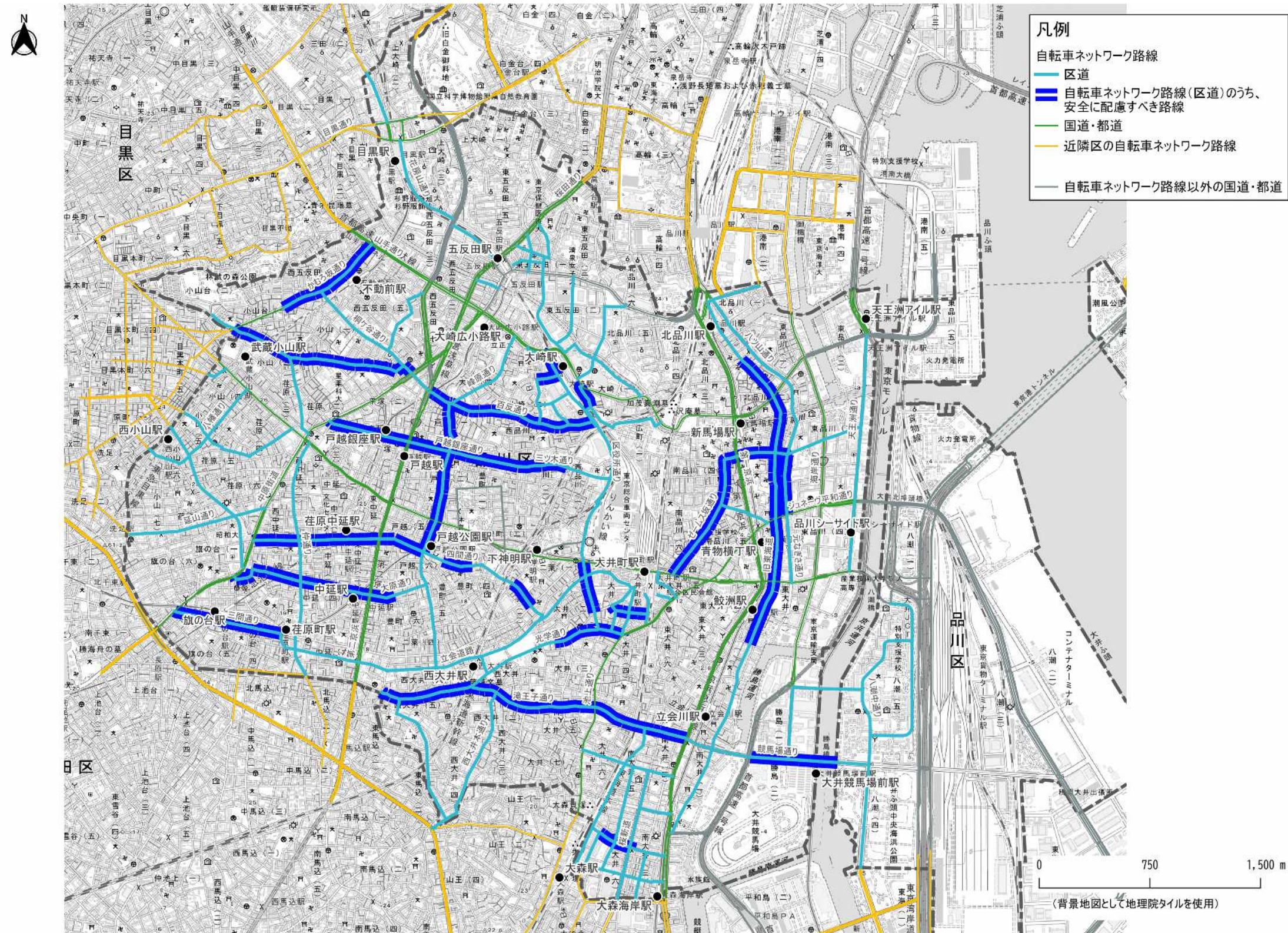


図 8-22 自転車ネットワーク路線と安全に配慮すべき路線

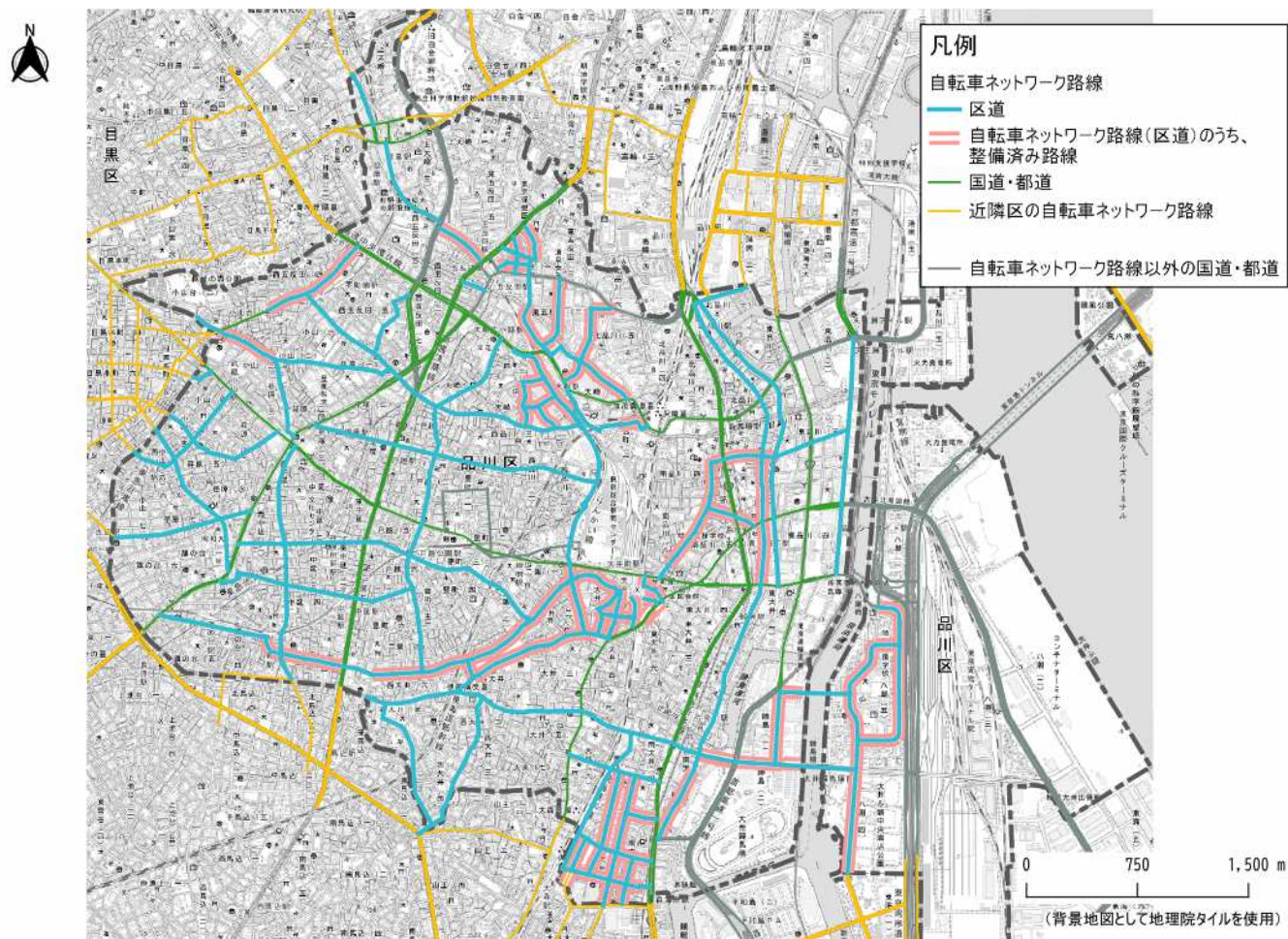


図 8-23 (参考) 自転車ネットワーク路線と区道の整備済み路線

表 8-3 (参考) 区道延長のうち自転車ネットワーク路線延長が占める割合

	区道延長 (km)	自転車ネット ワーク延長 (km)	自転車NW 延長の割合
品川区	328.4	59.3	18.1%
世田谷区	1,094.1	167.4	15.3%
大田区	776.8	175.5	22.6%
目黒区	331.7	77.7	23.4%

資料：目黒区自転車走行環境整備計画(2018(平成30)年3月)
世田谷区自転車ネットワーク計画(2015(平成27)年3月)
大田区自転車ネットワーク整備実施計画(2018(平成28)年3月)
より作成

9章 整備優先度の設定

9.1 整備優先度の考え方

前章で抽出した自転車ネットワーク整備対象路線について、整備優先度の高い路線から順次整備を行っていきます。

整備優先度は以下の視点から設定します。

①自転車利用が多く見込まれる路線

前章の「多くの利用が見込まれる路線」は、主要施設とのアクセス路線やアンケート調査による利用者の多い路線等を重ね合わせて抽出した、多くの自転車利用が見込まれる路線です。

抽出の際には、様々な項目で得点化を行っており、得点の高い路線ほど多くの利用があると考えられます。多くの利用が見込まれる路線こそ、利用者のニーズが高く、整備優先度も高いと考えられます。

②安全性に配慮すべき路線

前章で抽出した「安全性に配慮すべき路線」は、様々な視点からとらえた自転車と歩行者、自動車の錯綜が懸念される箇所です。鉄道駅周辺など多くの人が集中するエリアでは、自転車通行空間の整備で自転車が適切な場所を走ることにより、自転車と歩行者、自動車が安全に通行することができるようと考えられます。

ただし、商店街内や通学路などは自転車通行空間の整備によって自転車の通過交通（その場所が目的地ではない、通過するだけの交通）を呼び込み、かえって歩行者の安全性を損なってしまう恐れもあるため、詳細に検討する必要があります。

③自転車通行空間整備済み路線を補完する路線

区内には既に自転車通行空間整備済みの路線がありますが、未整備区間があってネットワークとしての連続性が保たれていない路線も存在します。

自転車ネットワークとしての連続性の確保という観点から、整備済み路線を補完する前後区間についても早急な整備が必要だと考えられます。

①～③の視点から、「①自転車利用が多く見込まれる路線」で指標による得点が高い（５点以上）路線と「②安全性に配慮すべき路線」が重なる区間について優先度を高く位置づけます。

次いで①高得点の路線と②、どちらか一方に該当する路線、最後にいずれも当てはまらない路線を位置づけます。

「③自転車通行空間整備済み路線を補完する路線」については補助的な扱いとして、同じ優先度内で先行して整備すべき路線として位置づけることとします。

優先度の高い順に優先度A、優先度B、優先度Cとした場合の自転車利用と安全性の関係を下表に示します。

優先度の選定にあたってはネットワークの連続性という観点から、優先度の低い路線が一部含まれていても、その区間を含めて優先度を高く設定することを考慮します。

表 9-1 優先度と自転車利用、安全性の関係

	自転車利用が多く見込まれる路線（５点以上）	それ以外
安全性に配慮すべき路線	優先度A	優先度B
それ以外	優先度B	優先度C

9.2 整備優先度の設定

「9.1」で示した考え方に基づき、各路線の整備優先度を設定します。
自転車ネットワークの整備優先度は以下のとおりです。

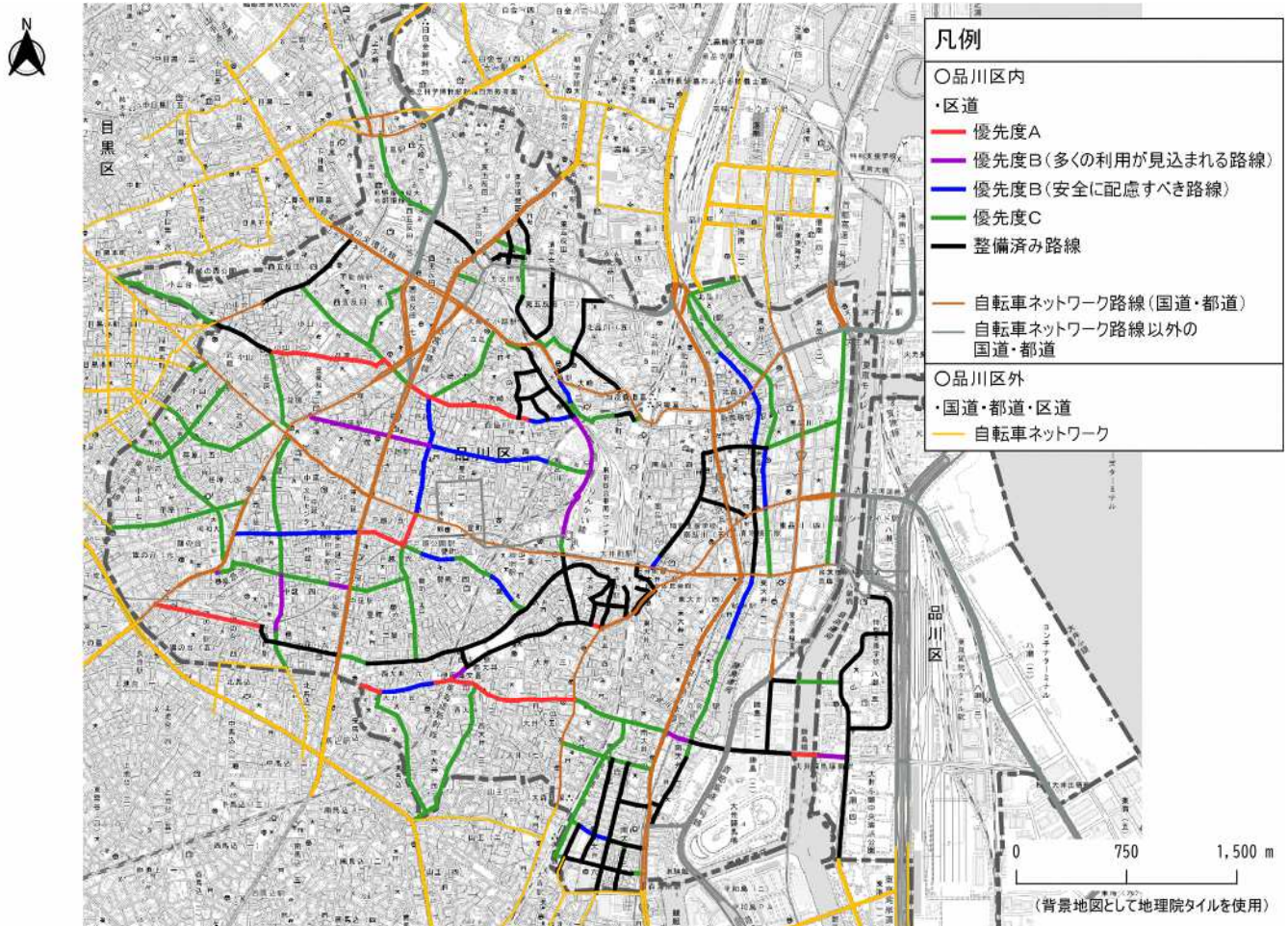


図 9-1 整備優先度

前ページで示した指標に基づく整備優先度の設定では、連続する区間の優先度が異なる等、実際の整備事業に問題が生じる可能性があります。

そのため、ネットワークの連続性や施工性等を考慮して、整備優先度を補正しました。

補正した整備優先度を以下に示します。

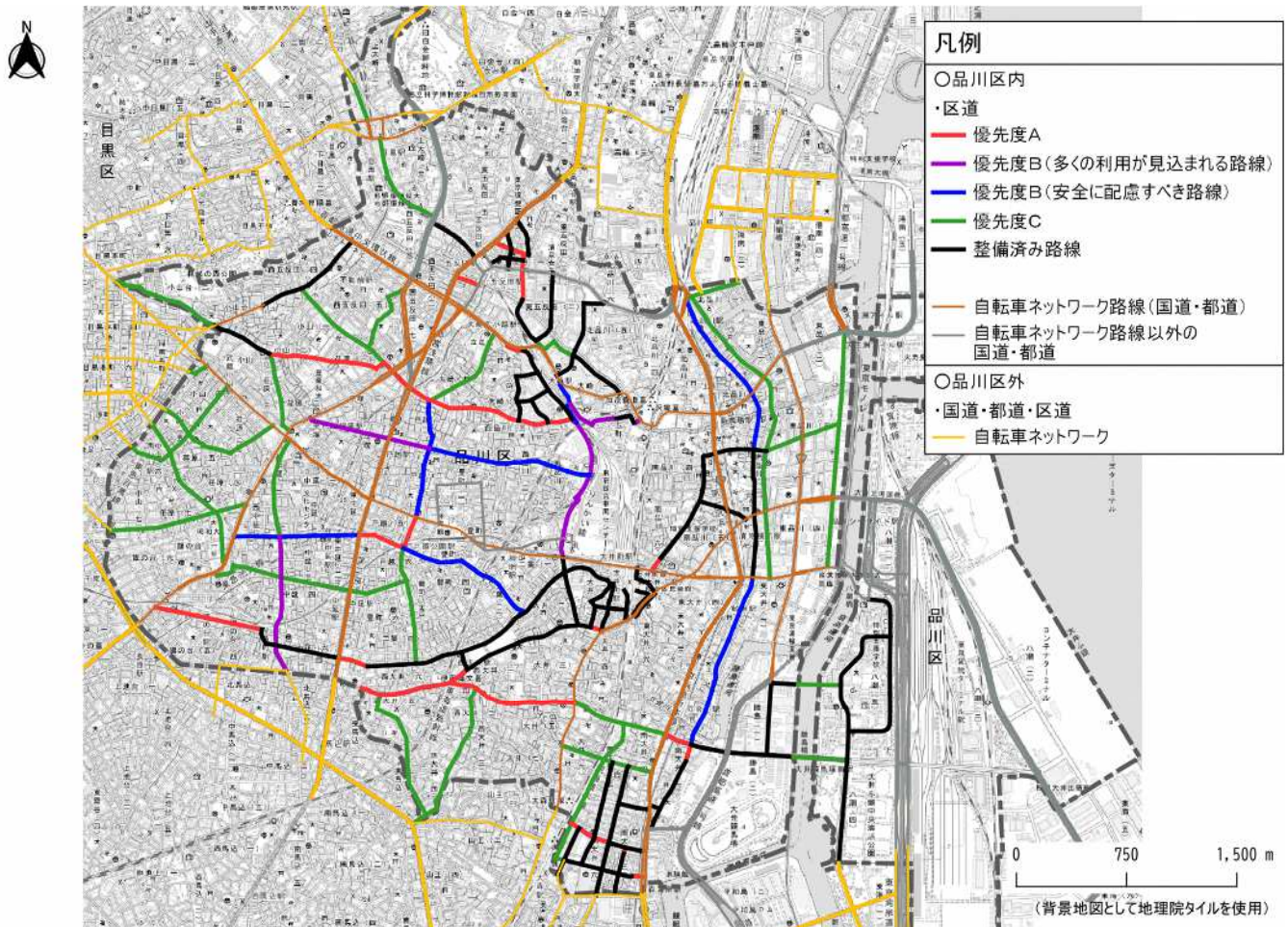


図 9-2 整備優先度(補正)

表 9-2 整備優先度別延長(区道)

	延長(km)
優先度A	7.0
優先度B	9.8
優先度C	20.6
整備済み	21.8
自転車ネットワーク計	59.3

注：小数点以下第2位を四捨五入した値を表示しているため、各項目の合計値と「自転車ネットワーク計」の値は一致しない

10章 整備形態の検討

10.1 整備形態の考え方

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）では自転車は「車両」とであるという大原則を踏まえ、「自転車が車道を通行するための道路空間について検討するものとする」とあるため、自転車通行空間の整備形態としては基本的に車道通行を前提として検討します。

ガイドラインでは図 10-1 に示すとおり、自動車の速度が高い道路（A）では、自転車と自動車を構造的に分離し、速度が低く自動車交通量が少ない道路（C）では、自転車と自動車は混在通行、その中間にあたる交通状況の道路（B）では、自転車と自動車を視覚的に分離するものとする、としています。

また、本来整備すべき完成形態での自転車通行空間整備が当面困難な場合、かつ車道通行している自転車利用者、今後、車道通行に転換する可能性のある自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、車道通行を基本とした暫定形態（完成形態が自転車道の場合は自転車専用通行帯又は車道混在、完成形態が自転車専用通行帯の場合は車道混在）により車道上への自転車通行空間整備を行うものとする、としています。

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を 車道で混在）

※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

図 10-1 交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）の考え方

出典：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	
自転車専用通行帯	
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	(1) 歩道のある道路における対策 (2) 歩道のない道路における対策 ピクトグラム等を設置 【路肩・停車帯内の対策】 【車線内の対策】 ※矢印標型設置等により歩行者の下に車線させることができる 【車線内の対策】

図 10-2 具体的な整備形態（イメージ）

出典：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成

10.2 整備形態の概要

自転車通行空間の基本的な整備形態は前述のとおり、

- ・ 自転車道
- ・ 自転車（専用）通行帯
- ・ 車道混在

の大きく3パターンとなります。

ただし、車道混在は歩道の有無で整備形態が異なります。また、現況においては自転車が通行する位置に歩道も含まれています。

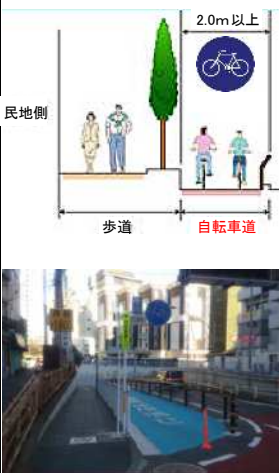
このことから、現況における自転車通行空間の整備形態、通行位置としては以下の6パターンが考えられます。

- ・ 自転車道
- ・ 自転車（専用）通行帯
- ・ 車道混在（歩道のある道路）
- ・ 車道混在（歩道のない道路（路側帯あり））
- ・ 歩道（普通自転車の歩道通行部分の指定あり）
- ・ 歩道（普通自転車の歩道通行可）

各整備形態における定義（道路構造令、道路交通法による法的根拠）を次ページ以降に示します。

表 10-1 各整備形態における定義（道路構造令、道路交通法による法的根拠）

(1/3)

	道路構造令	道路交通法		整備イメージ
		自転車走行空間の規定	通行方法	
自転車道	(定義) 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という(第2条第2号) (幅員) 自転車道の幅員は2m以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5mまで縮小することができる(第10条第3項)	(定義) 自転車の通行の用に供するため、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる車道の部分をいう(第2条第3号の3)	普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない(第63条の3) 自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道とする(第16条第4項)	
自転車(専用)通行帯	(定義) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう(第2条第15項) (幅員) 自転車通行帯の幅員は、1.5m以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1mまで縮小することができる(第9条の2第3項)	(定義) 自転車は、車両通行帯の設けられた道路において道路標識等により通行の区分が指定されている場合には、指定された車両通行帯を通行しなければならない(第20条第2項) (幅員) 1.5m以上を確保するものとする。ただし、道路の状況等によりやむを得ない場合(交差点の右折車線設置箇所等、区間の一部において空間的制約から1.5m確保が困難な場合)は整備区間の一部で1.0m以上まで縮小することができる。なお、縮小する場合であっても局所的なものに留めると共に、側溝の部分を除く舗装部分の幅員を1.0m程度確保することが望ましい(注)	自転車は、車両通行帯の設けられた道路において道路標識等により通行の区分が指定されている場合には、指定された車両通行帯を通行しなければならない(第20条第2項)	

注：自転車（専用）通行帯の幅員については「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の定義を用いた

資料：国土交通省道路局地方道環境課 警察庁交通局交通規制課「自転車利用環境整備ガイドブック」

(2007(平成19)年10月)

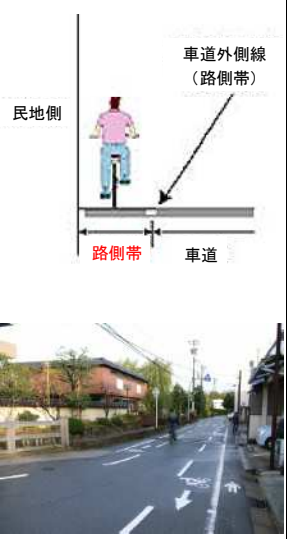
国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

(2016(平成28)年7月)

より作成

表 10-2 各整備形態における定義（道路構造令、道路交通法による法的根拠）

(2/3)

	道路構造令	道路交通法		整備イメージ
		自転車走行空間の規定	通行方法	
車道混在	(定義) 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く)をいう(第2条第4号)	(定義) 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分をいう(第2条第3号) (幅員) 1.0m以上確保することが望ましい(注)	(歩道のある道路) 自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない(第17条第1項) 自転車は、道路(歩道等と車道の区別のある道路)においては道路の左側端に寄って通行しなければならない(第18条第1項)	
	(路肩) 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して設けられる带状の道路の部分(第2条第12号)	(路側帯) 歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた带状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう(第2条第3号の4) (幅員) 路側帯の幅員は原則0.75m以上。やむを得ないときは、これを0.5m以上0.75m未満とすることができる(道路交通法施行令第1条の2第2項) 1.0m以上確保することが望ましい。生活道路などでは必要に応じて幅0.75mの矢羽根型路面表示を用いることができる(注)	(歩道のない道路(路側帯あり)) 自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯(歩行者用路側帯を除く)を通行することができる(第17条の3第1項)	

注：車道、路肩・路側帯の幅員については「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の定義を用いた

資料：国土交通省道路局地方道環境課 警察庁交通局交通規制課「自転車利用環境整備ガイドブック」
(2007(平成19)年10月)

国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
(2016(平成28)年7月)

より作成

表 10-3 各整備形態における定義（道路構造令、道路交通法による法的根拠）

(3/3)

	道路構造令	道路交通法		整備イメージ
		自転車走行空間の規定	通行方法	
歩道	(定義) 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という(第2条第1号) (幅員) 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とするものとする(第11条第3項)	(定義) 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分という(第2条第2号)	〔普通自転車の歩道通行部分の指定〕 (通行方法) 普通自転車の歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、普通自転車の通行すべき部分が指定されている場合、普通自転車は、その指定された部分を徐行しなければならない(第63条の4第2項)	 道路標示 (普通自転車の歩道通行部分) 自転車歩行者道 (特例特定小型原動機付自転車、普通自転車歩道通行可)
			〔普通自転車の歩道通行可〕 (交通規制) 普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。 ・道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。 ・当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。 ・そのほか、当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき(第63条の4第1項) (通行方法) 普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない(第63条の4第2項)	 道路標示 (普通自転車の歩道通行部分) 自転車歩行者道 (特例特定小型原動機付自転車、普通自転車歩道通行可)

資料：国土交通省道路局地方道環境課 警察庁交通局交通規制課「自転車利用環境整備ガイドブック」
(2007(平成19)年10月)

国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
(2016(平成28)年7月)

より作成

10.3 自転車通行空間の標準的な構造

(1) 単路部

単路部における自転車通行空間の整備形態は幅員によって選定します。
選定基準はガイドラインを参考に、表 10-4 のとおり設定しました。
各整備形態の整備イメージについては次ページ以降に示します。

表 10-4 整備形態の選定基準

整備形態	自転車通行空間整備可能幅員		備考
	片側	両側	
自転車道	2m	4m	一部区間が片側1.5m（両側3m）でも可
自転車専用通行帯	1.5m	3m	一部区間が片側1m（両側2m）でも可
車道混在	1m※	2m	一部区間が片側0.75m（両側1.5m）でも可

注：矢羽根型路面標示の標準仕様（案）では、標示の幅を 0.75m 以上としている。

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成 28）年 7 月）より作成

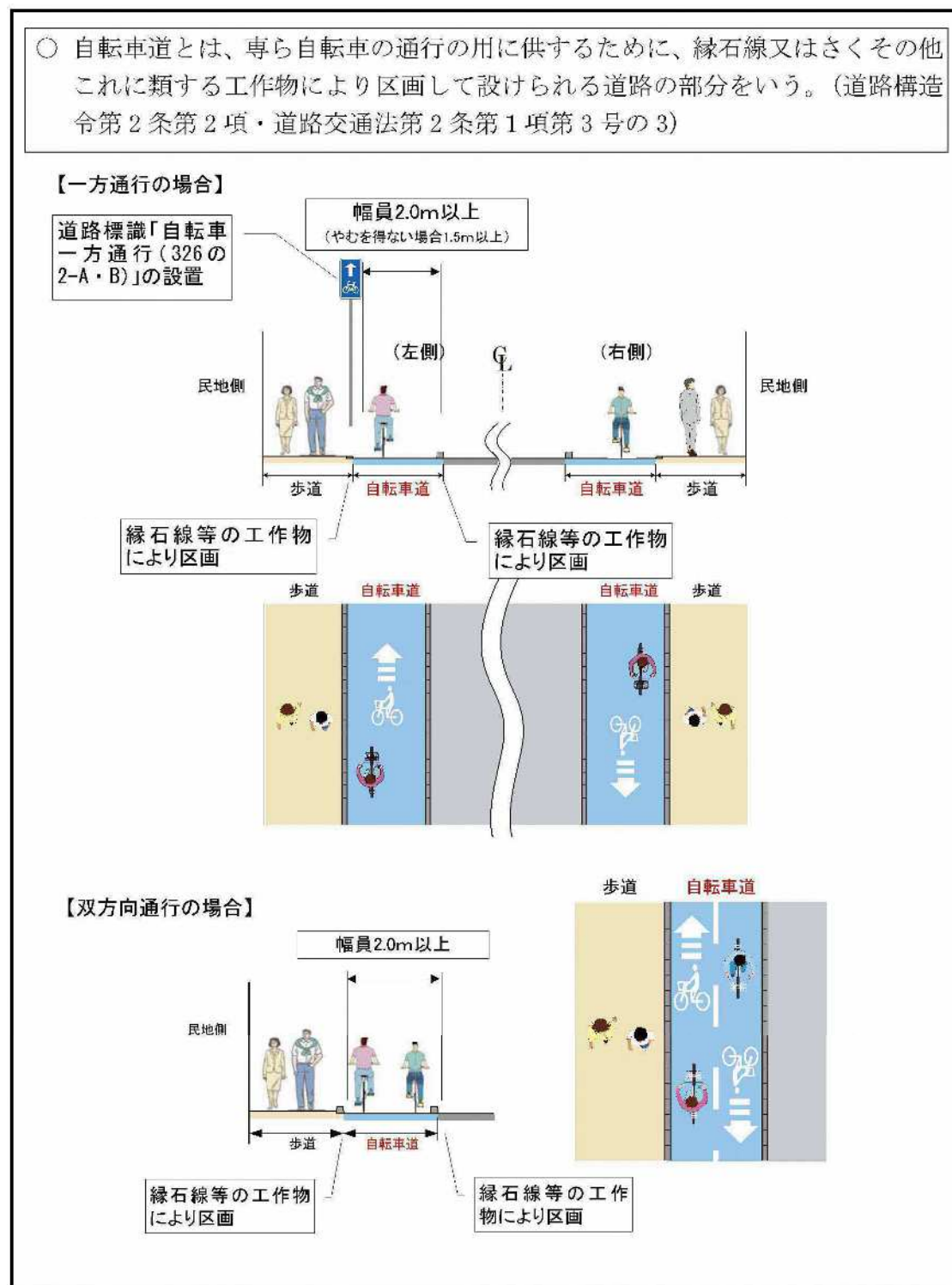


図 10-3 自転車道の整備イメージ

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(2016(平成28)年7月)より作成

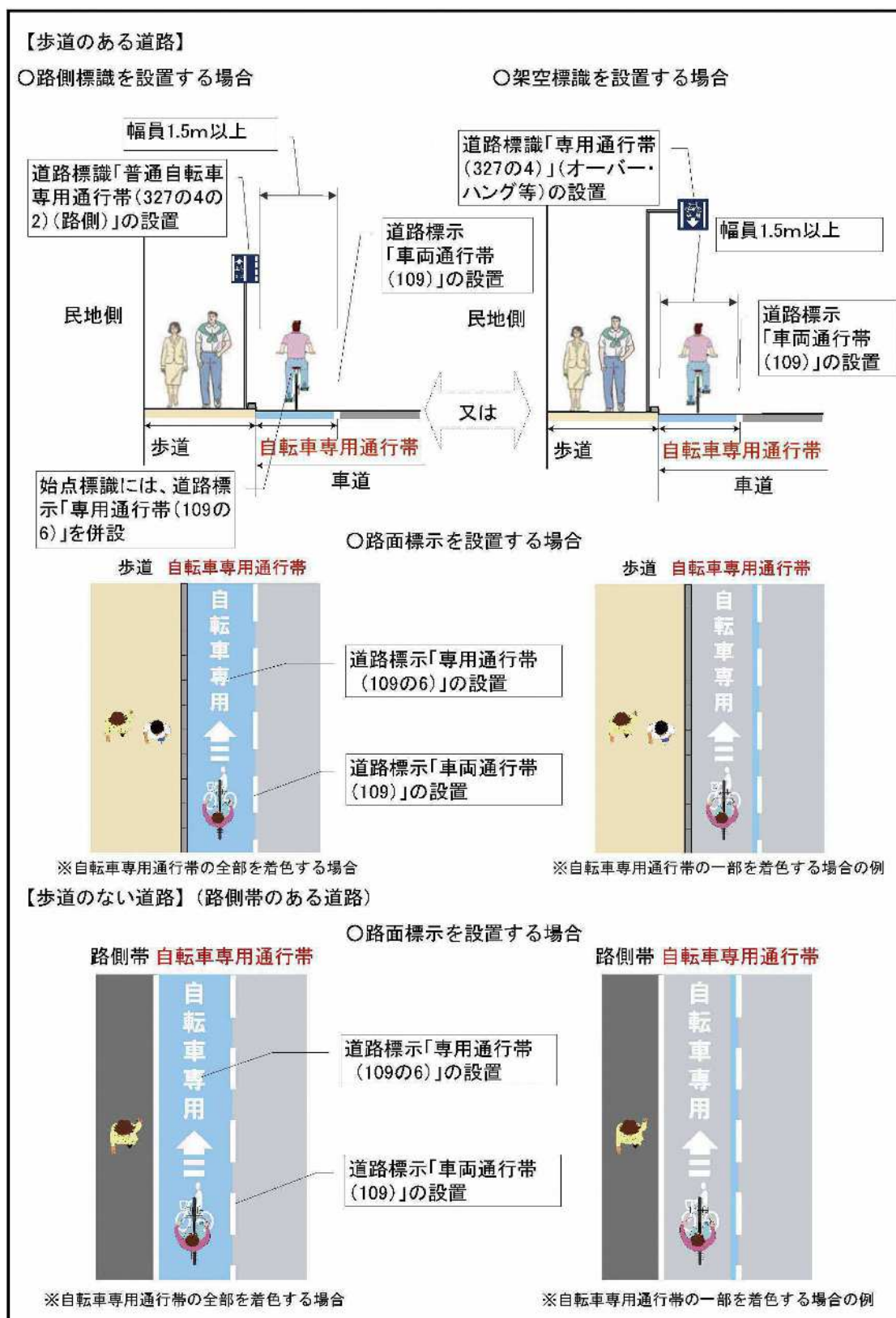
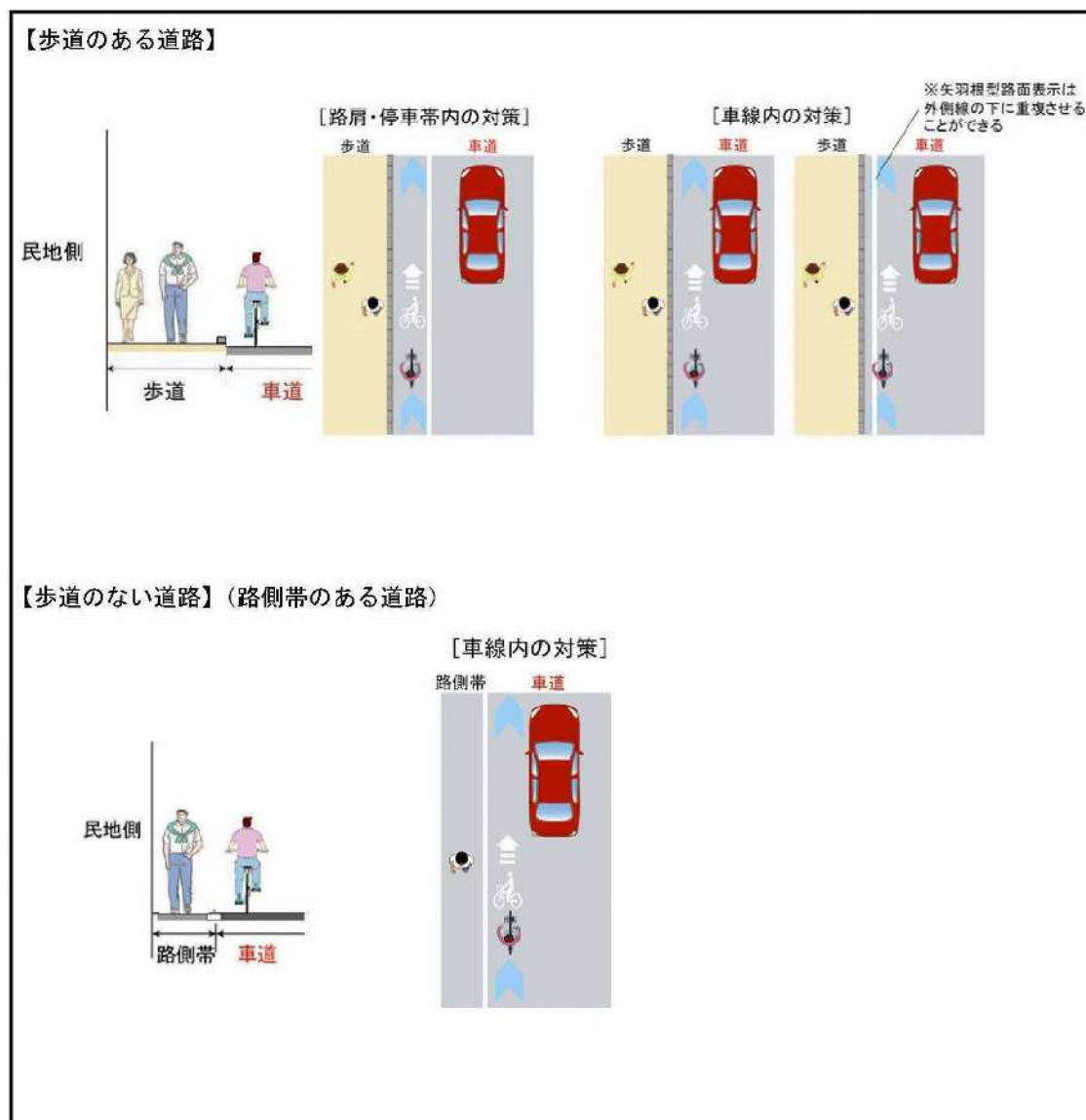


図 10-4 自転車専用通行帯の整備イメージ

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(2016(平成28)年7月)より作成



※車道混在については、利用者が交通規制のある自転車専用通行帯と混同することを防ぐため、帯状の路面表示については使用せず、混在することが想定される空間として、矢羽根型路面表示を設置することとする。

図 10-5 車道混在の整備イメージ

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成

(2) 交差点部

自転車通行空間同士の交差点については、交差点手前まで路面標示を設置するのではなく、交差点内にも路面標示を設置し、進行方向および自動車と混在することを示して交差点内の安全な走行を促します。

また、交差点内に余裕のある場合には、二段階右折する自転車の滞留スペースを明確にする路面標示を設置することも検討します。

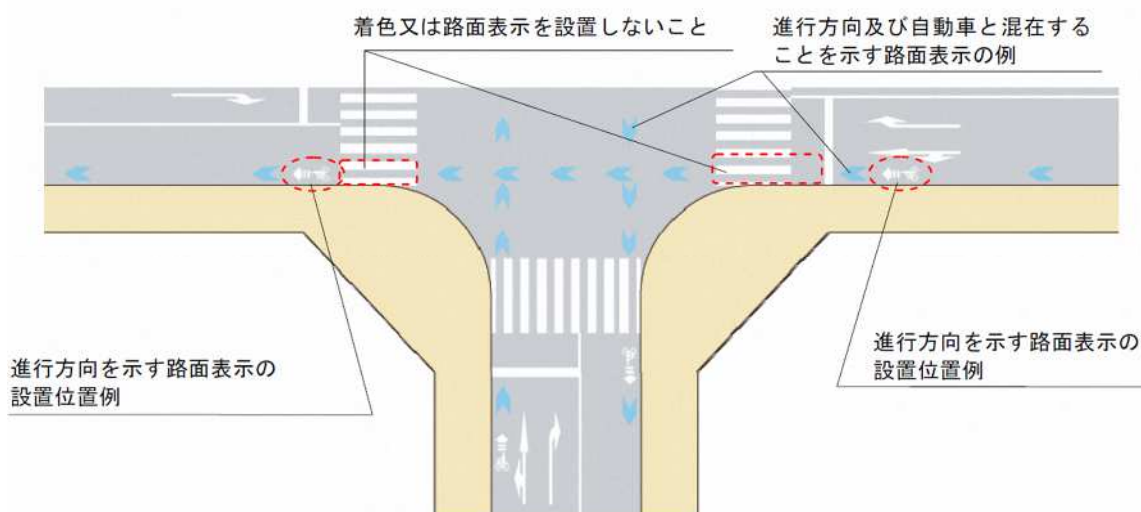


図 10-6 交差点の整備イメージ（車道混在の例）

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成

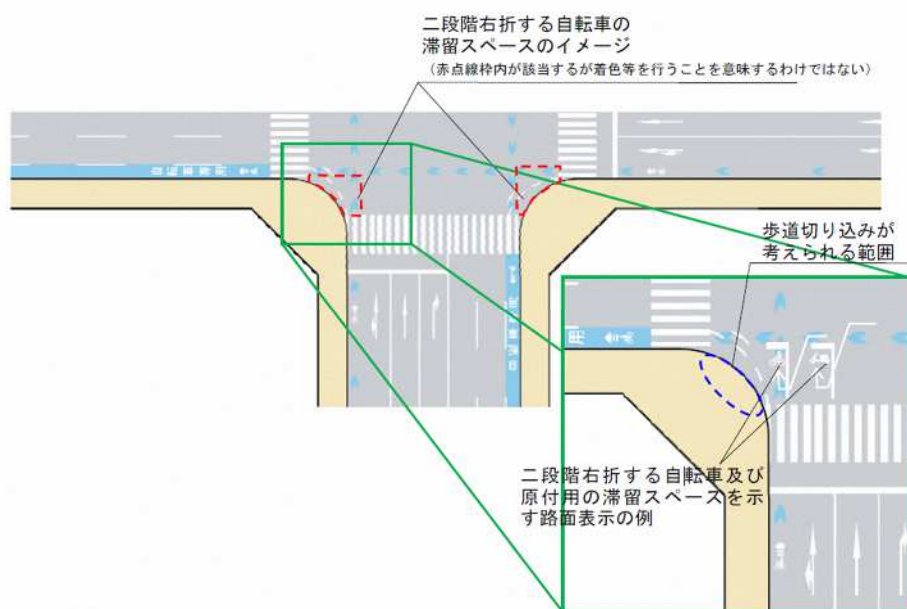


図 10-7 二段階右折の滞留スペース

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成

(3) 自転車ネットワーク端部の処理

ネットワーク端部の交差点部において、突然通行空間を打ち切ったり、安易に自転車通行空間を歩道通行へ誘導したりするのではなく、交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等、適切な交差点処理を行うことを基本とします。

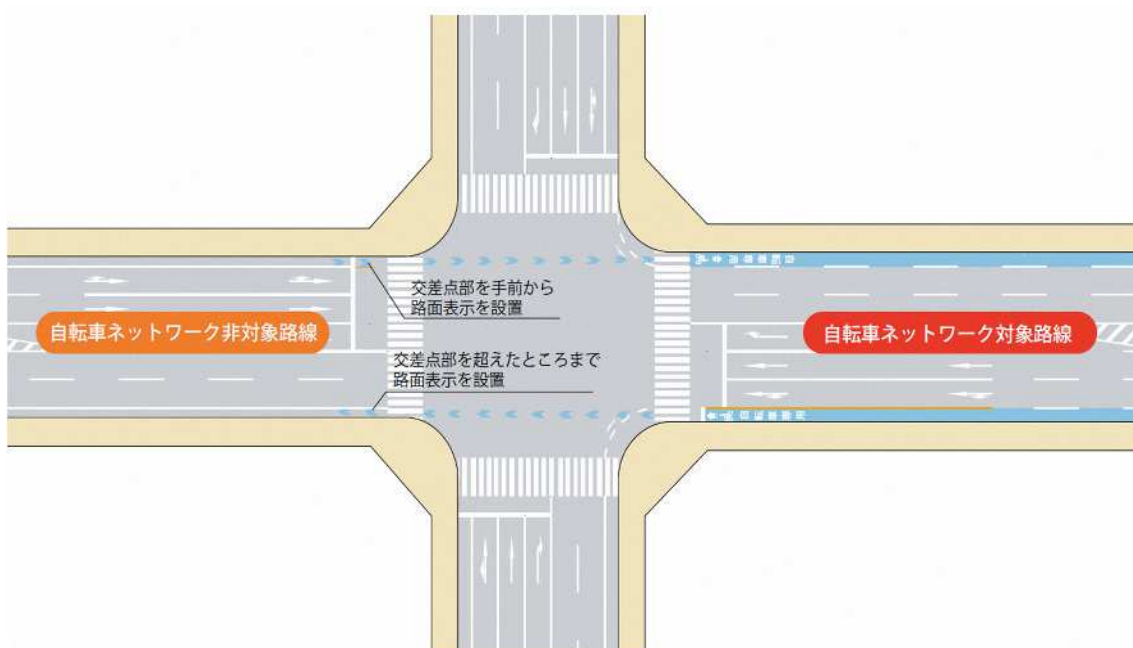


図 10-8 自転車ネットワーク端部の処理

資料：国土交通省道路局 警察庁交通局「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016（平成28）年7月）より作成